

第三章 外国税制の摂取

我が国の所得税法が外国税制を手本にして起草されたことは、明治二十年一月大蔵大臣が閣議を仰ぐため総理大臣に上呈した所得税法（草案）の説明書中「英澳普諸国等ノ一般収入ニ向テ課税スルノ精神ヲ採用スルヲ至当ナルヘシト認メリ此レ本案ノ大体ナリ猶其賦課方法ニ至リテハ各国ノ現法ヲ取捨シ本邦ノ宜ヲ酌量シテ之ヲ各条ニ排列セリ」とあることから明らかである。

本章では、この所得税法に影響を与えた外国所得税制を検討することとし、大蔵省により刊行された外国租税の翻訳書を中心として、その摂取状況を考察することとするが、まず、第一節においては、元老院における所得税法案審議の当時、政府及び同院議員が外国所得税制をどのように受けとめているかを整理する。

第一節 立法者における外国所得税制の認識

大蔵省が起草した所得税法草案の「所得税法説明書」総説においては、

「本案ヲ調理スルニ先チ、課税法ノ得失ヲ撰定スルヲ必要トスルヲ以テ、従来所得税ヲ施行セル各国、即チ英・仏・独・澳・伊等ノ該税沿革及其成績ヲ考覈スルニ、得失各一ナラスト雖、中ニ就テ一部ノ収入ニ課税スル仏ノ動産税、米ノ資本税ノ如キハ、一ニ偏シテ平等ヲ欠クモノナレハ課法其宜ヲ得サルノミナラス、例令ヘ之ヲ我国ニ採用スルモ其煩雜ニ比シ其収税額極テ僅少ナルヘク、況ンヤ仏國ノ如キハ曩ニ之ヲ改正シテ一般ニ賦課スルノ事ヲ計画セシコ

ト屢ナレハ、之ニ模倣スルノ不可ナルハ言ヲ竣タス、又収入アルノ或ル種類ヲ除キ他ノ種類ニ課税スル伊太里、巴華里ノ如キヲ施行センニハ、被税者ハ課税アルノ種類ヲ避ケテ該税外ノ種類ニ就テ収入ヲ求メントシ、大ニ民間經濟ニ變動ヲ起スヘク、或ハ土地ノ如キハ其租税他ニ比シテ負担重キカ為メニ之ヲ除クトスレハ右ノ傾向ヲ見サルトスルモ、元來所得税ナルモノハ、人民カ其収入上ニ要スル租税若クハ負債若クハ消費料等ヲ控除シタル余ノ純収入ニ課スルモノトスレハ、独リ租税ノ重キ種類ハ其所得税ヲ除キ、輕キモノハ之ニ課スルカ如キハ却テ不均一ニシテ本税賦課ノ本旨ニ背馳スヘシ、然ラハ英・澳・普諸国等ノ一般収入ニ向テ課税スルノ精神ヲ採用スルヲ至当ナルヘシト認メリ、法レ本案ノ大体ナリ、猶其賦課方法ニ至リテハ各国ノ現法ヲ取捨シ、本邦ノ宜ヲ酌量シテ之ヲ各条ニ排列セリ、其意見ノ如キハ則チ各条下ニ於テ詳説ス可シ」とあり、從來所得税法を施行したイギリス・フランス・ドイツ・オーストリア・イタリア等の諸国の沿革や成績を検討したが、フランスの動産税、アメリカの資本税は平等を欠き、またイタリア・ババリアなどはある種類を除いて課税するので、納税者が課税されない種類の収入を求めようとして民間經濟に變動を起こす欠点がある。

したがって、イギリス・オーストリア・プロイセン等の一般収入に向けて課税する精神を採用し、賦課方法は各国の現法を取捨して、本邦の實情に合わせて各条に配列したと言っている。

各条については、第一条と施行条例において、家族全員の所得を戸主に合算する総合課税法を採るが、これはイギリス・オーストリアのような類別課税法が難しいし、またその必要もないという理由である。

第二条の所得算出方法については、欧州諸国では文武官吏に職務上必要な経費を控除しているが、本邦では控除しない。

第三条の非課税所得については、各国によって若干異なるが、おおむねその例に倣う。ただ、プロイセンの軍人従軍中の俸給の免税方式は、煩勞にわたるので採用しない。

第四条の税率を百分の三に留めたのは、各国の等級、税率を参考にした。これ以上の重税は富者を害する。

第五条の所得金高届については、イギリスは主に人民の申告により、ドイツは調税委員の評定によっているが、本邦では人民の所得を搜索するのは相当でなく、かつ創始の際には申告によらざるを得ない。

第六条の所得税調査委員会については、各国の例、特にプロイセン・ババリアの例を参酌した。

その他、欧州諸国では、府県庁内に調査委員を置くが、本邦では府県常置委員会に委ねること、プロイセンでは課税額に異議のあるときは、大蔵大臣に控訴する道を設けているが、本邦では徒に煩冗をみるもので益がないこと、罰金額は多い国では税額の十倍に至るものがあるが、本邦では現行の諸税則と権衡を保つたこと、などである。

それでは、元老院の議官は外国の所得税制をどう捉えているであらうか。

まず、所得税法施行の可否の論議の段階で、箕作議官は、「納税者をして所得金高の申出をなさせた上に、なお調査委員を置き、その当否を調査させ、かつ、調査上必要と認めれば納税者の帳簿書類を検査し、又は関係人に尋問することができる。これはイギリス等の所得税法と大いに異なる。イギリスにおいては納税者の申出に任せて吟味を加えない。人民もその実をもって申告する風習で、若し逃税を謀る者があれば、公衆はその人を疎外して、ともに生きるのを恥じる。それ故、人々は相互に戒めて相当の所得税を納めるのを榮譽としている。

これに反し、ドイツにおいては、本人の申出を綿密に検査し、不当と認めればこれを更正する。これが二国の法則の異なるところであり、いずれが善いかと言えば、イギリスの方法である。本案は多くドイツの法則をとっているよ

うである。法律はその国に適應することを要するといえども、検査が厳密なため自然に民心を害し、その徴収において、酒造税のような煩雜なものにして民間の苦情を招くことの無いように望む。」と言って、納税者の申告に留め、調査をしないというイギリス法を支持している。

尾崎議員は、「欧州各国で行われる所得税の徴収方法は多種であり、極めて寛大なものもあり、極めて厳しいものもある。本法はその寛大なものに比してやや厳しく、その厳しいものに比してやや寛大であるから、寛厳すこぶるその度を得ていると言える。」「この税法は総体においては各国の成例を折衷して、やや寛大なところがあるが、ただ施行期限が切迫しているため、人民に厳しいとの感觸を起こさせるのは好ましくない。」と、外国制度にも寛厳があると受けとめ、我が国においてはある程度寛大なものが必要であることを述べている。

法人課税の議論の段階では、村田議員が、「各位の多くは欧州各国が皆この税法を設けているから、本邦においてもこれをよろしく適用すべしと説くが、聞くところでは、フランスにおいてはこの法を設けていない。一八四八年に初めて所得税法案を提出したが、二重税にわたるとの反対を受けて遂に廃棄され、一八七二年に及んで漸く諸会社株主の収益に課税した。これが最初から純粹の所得税法を設けなかった証拠である。」と、うん蓄のあるところを前置きした上で、本法はプロイセン法に倣ったものようであるが、同法には何々に課税して、何々に課税しないと明記してあり、会社の積立金には課税しないと述べ、これを法人課税反対論に援用している。

これに対し、法人課税論の尾崎議員は、「イギリス法では明文をもって無形人たる会社に課税している。」と主張したのであるが、結局ここではプロイセン法的な考え方に結論が達するのである。

議員の中には、「ドイツはこのごとし、イギリスはこのごとしと、外国の税法を基本とするのは急進的ではない

か」、「イギリスなどは所得税をもつて一国経済の大根幹としてしていると聞いている。これがイギリスのイギリスたる所以であつて、日本の今日に望むべきではない。日本は古来田地にだけ租税を課してきたところ、大政維新以後國費が多端なるために、外国の制度に倣い種々の税法を興したが、今日なお地租は諸税額の過半を占めている。我が國の羨望する欧米諸國はその經濟を地租に仰いでいる所はない。筒袖、窄袴は輕便である、肉食は身体の健康に必要である。米飯を麵包に換え、蔬菜を牛羊に換えようと欲しても、一朝一夕に日本國民をして悉く洋衣洋食させることはできない。これと同じように、一國の經濟も漸進主義でいかななくてはならないことは、小兒をして大人の仕事をさせてはならないということと同様である。」(津田真道)と憂慮し、漸進主義を望む議員もいるが、ドイツ(プロイセン)法に拠る考え方と、イギリス法に拠る考え方との対立は否めないようである。

所得算出の方法についての前三か年間所得平均主義の是非論では、修正案において、原案のプロイセン法に拠る「前三箇年所得平均高ヲ以テ」という条文を「前年一月ヨリ十二月マテノ所得金高ヲ以テ」と改めたのはイギリス法に拠つたとし、前者は収税官、納税者ともに無用の手数を重ねるだけで、その結果はさほど異ならないから、むしろ後者の簡易さが我が國に適應する。」(三浦安)、「一年間の調査といえども困難であるが、三か年間の調査をするのはなお困難な業である。年を短縮すれば調査委員の手教も少なく、また納税者のためにも便利である。」(尾崎三良)と、手続的にはイギリス法が簡便さを備えているとみている。

税率に関しては、「欧州各國の例では、ドイツのように等級税法の國、あるいはイギリス、スウェーデンのように従価税法の國があり、それぞれ得失があるが、公平均一といえるのは従価税法のようである。本案は等級税法のようであり、不公平、不均一にみえる。等級を設けるのをやめ、従価税法のように百分の一、あるいは百分の二とすれ

ば、公平均一を得られるようであるが、恐らく立案の趣旨にそぐわないであろう。また等級税法より煩雑である。よって、暫くは原案のように等級を設け、その等級の仕組みを改めた方がよい。聞くところによると、ロシア国の所得税法は三十等を設け、最下級を初めに置き、最上級を終わりに置いているというが、参考にすべきである。要するに所得高が多ければ、それに従って税額も多くなるようにするのが所得税の主義であるから、この主義に反しないようにすることを望む。とにかく累進の算法によらざるを得ない。」(尾崎三良)という意見があり、修正案では、「第五条の修正はスイス連邦の所得税法が、階級を七、八段に定めているのを参考に累進法を用いて折衷を加えたものである。原案は、プロイセン法の例に同じであるが、プロイセン法はその等級が数十段と多いのでやや平準を得ているだけである。しからば、本案もプロイセン法のように数十段の等級を定め平準を得せしめるかと考えるが、原案の十九段の等級を調査するだけでも甚だ煩雑であるのに、それが数十段と多くなれば、なお煩雑であることは言うまでもないので、修正案のように五段階にした。」(三浦安)と、諸外国の例を参考にしている。

所得税減免の項では、「ドイツにおいては、所得の減損したときは下級の者に限り、所得税減免の例外法があると云うが、この例外法は上級の者にも適用される。そもそも、一八五三年、ドイツにおいて初めて所得税法を設けたときは、納税者の等級を三十に分け、一八七三年にこれを改正して四十とした。もっとも、改正前といえども天災等のため所得を減損した者については、すべて一級下の所得税を納める者とし、最下級の者は減級することができないので所得税の代わりに等級税を納めることとした。しかし、事情によって一級を減らすだけではまだ足りない者があることから、七三年の改正法によって実地の応用を便利にするため相当の減等を許すことになったのである。」(村田保)

「本官はドイツの所得税法を熟知していないので、前説は、あるいは誤っているかもしれないが、ここにその国の訳書がある。その二十条を見ると等級を四十に分ち金額の最も少なる者を第一級とし、次第に進んで第四十級で終わり、末項に『第一級及第二級ノ所得税責務者ニ対シテハ其家計上ノ関係ニ抛リ一級ヲ通減スルモノトス』との明文を示し、かつ、『家計上ノ関係』なる文字の下に『多数の小児貧窮附属者ノ救助』云々の注解が付してある。」(尾崎三良)と、ここでは、かなりプロイセン法が研究されている。

全体としては、「およそ日本国民は心情淳厚であり、理屈にはなじまない。故に、西洋諸国のように法律にも規則にも一々物事を詳記する必要がない。本案も試しにプロイセン法と照合すれば、殊に簡略なことを覚えるであろう。」(岩崎内閣委員)というように、プロイセン法を簡略化して原案が作成されたものとみられる。

修正案では、「原案は多くプロイセン法に則り、修正案は比較的イギリス法をとった。」(三浦安)、あるいは、「さきに十六番(村田保)は外国の法律をひいて弁じたが、本官は初めからイギリス法に抛ったのではない、またフランス法、ドイツ法に抛ったでもない。ただ今日の我が日本国に施行できる程度を斟酌して本案の修正を加えたものである。」(山口尚芳)と説明されている。

このほか、審議の中にみられる各議官の外国所得税制の認識は次のとおりである。

課税所得の項で、「第三項に『官舎ニ居住スル者ニシテ宿舍料ヲ納メサル者ハ』云々を加えたのは、本案の藍本であるプロイセン法にも記載のあるところである。」(三浦安)

貸金、預金の利子については、「イギリスの所得税法は、郵便局預金の利子を所得に算入しないという。」(三浦安)、「預金のごときも英国などは貯蓄預けの金額には課税を免じている。」(尾崎三良)

源泉徴収制度については、「イギリス法プロイセン法のごときは、国庫より俸給を下げ渡すときに所得税金を引き去るとの明文を掲げている。」(村田保)

「英国等では、国庫より俸給を下げ渡すときに所得税を引き去るといふが、本邦では他年この例を用いることを知らなかった。」(岩崎内閣委員)

非課税所得については、「資産、営業その他の所得を減損した場合の税額軽減等の措置を掲げてあるが、プロイセン法と異なる。プロイセン法は課税方法が厳密であるにもかかわらず、その減免すべきものについては寛裕である。例えば、本人が死亡し、あるいは疾病にかかり、あるいは火災にあい、又は男女の子供が甚だ多い等の場合には、税額を減免することとしている。」(村田保)

修正案において「『軍人』の二字を削ったのは、プロイセン国においては文武官ともに従軍中は免税するから、プロイセン法に倣ったものである。」(三浦安)

調査、検査に関しては、「調査委員の会議方法も、プロイセン法においては自己の所得に係る調査は勿論その近親の所得に係る調査も避けて、その評定に加わることができないことを明示している。」

「検査を行う場合には、納税者の家宅に行つて、その帳簿書類を検査するのであろう。いやしくも、一個人の家宅に入つて検査することは容易ならざること、治罪法においても家宅捜索するには手続きを経なければ許されない。プロイセン法においても、この調査に関して他人の家宅に入ることを禁じている。」(いずれも村田保)

以上、政府及び各議官が述べていることから、所得税法の政府原案は、プロイセン法(ドイツ法ともいう、原文では李法、独法)に典拠したところが多いとみてゐることが判明する。

プロイセン法を援用して議論するのは村田議員であり、明治十三年に法律取調のためドイツ、イギリスに派遣され、その折、憲法調査の伊藤博文とともにグナイストから講義を受けたこともある人物である。一方、イギリス的な考え方を示すのは尾崎議員、慶応四年から明治六年までイギリスに留学し、イギリス人を妻にもつ経歴からみても、なすげるところである。

第二節 大蔵省における外国租税関係書の翻訳

本節では、大蔵省における外国税制の攝取状況をその翻訳書を中心として考察することとする。

大蔵省による外国租税関係の翻訳文献で我々が入手できたものは次のとおりである。

明治 五年 十月刊行 立嘉度訳、ブーツウェル編纂『合衆國収税法』

明治 八年 春 刊行 古賀保高訳『巴華釐亞國税法 上・中・下』(アレキサンダー・フォン・シーボルト口述)

明治十六年 六月刊行 大蔵省、エツワール・ビーヌ著『佛國租税全書』

明治十九年 五月再刊 大蔵省、ポリュー著『租税論 下巻』

明治二十年 二月刊行 主税局『直税篇 上・中・下巻』・同『章程篇 上・下巻』

明治二十年 三月刊行 主税局『間税篇 一〜四巻』・同『稅務雜篇 一〜四巻』・同『稅務雜篇 附錄 完』

同 『李國稅務類纂 完』

明治二十年 四月刊行 主税局『白耳義國稅務類纂』

明治二十年十二月刊行 主税局『白耳義國葡萄酒消費稅他』

- 明治二十一年七月刊行 主税局『奥國スタイン氏税法講義筆記 完』
- 明治二十二年二月刊行 主税局『獨李税法 第一編(直税編之一 地租之部)』
- 明治二十二年七月刊行 主税局『獨李税法 第六編(地方税之部)』
- 明治二十三年四月刊行 主税局『獨李税法 第二編(直税編之二)』
- 明治二十三年七月刊行 主税局『白耳義税法證書税及財産轉移税篇 完』
- 明治二十三年九月刊行 主税局『白耳義税法問税篇 完』
- 明治二十三年十月刊行 主税局『白耳義税法直税篇 完』
- 明治二十三年十一月刊行 主税局『獨李税法 第三編(直税編之三)』
- 明治二十三年十二月刊行 主税局『獨國直税法典』
- 刊行年不明 『獨國租税法規抄譯 職業税諸則 第一・第二』
- 『獨國家屋税則 第一・第二』
- 『白耳義國稅務類纂』
- 『佛國證印税法他』
- これらの文献に収められている租税法規等を一覽にしたものが次の第一表である。(附屬資料参照)
- なお、文献の確認はできないが、高橋俊「明治・大正大藏省刊行文献」(大藏財務協会「財政」昭和十二年六月号所収)を加え、これで大藏省の手になる関係文献はほぼ網羅されたものと考えられる。
- 大藏省が翻訳した租税法規等の主要国は、イギリス、アメリカ、ドイツ(プロイセン・プロシア)、フランス、ベ

ルギー、オーストリア、ロシアである。

この租税法規等は、訳出時期不明のものが多くのであるが、原書の刊行年、訳語の用い方、例えば、「大蔵卿・大蔵大臣」という語については、明治十八年十二月の内閣制施行を境として、その前後とみるように、およその訳出時期を推定したものである。

第二表は、これらの租税法規等をおおまかに分類して、各国別にその数を掲げたものである。

大蔵省における外国税制の撰取は、明治五年に翻訳された「合衆國収税法」を先駆として、まずイギリス・アメリカを中心に、次いでドイツ（プロシア・プロイセン）・フランス・オーストリア、そしてベルギーというような過程を経ているとみられる。

イギリスの所得税制については、我が国の所得税法が成立するまでに、かなり参考にされたのであるが、所得税法に相当する翻訳が見当たらない。これは、しかるべき法典が入手できなかったのであろうか。「合衆王國內國稅表」を翻訳する際に、「一八七九年以後ノ出版ニ係ル大英國稅法書ノ未タ我國ニ渡來シアラサル故ニ其書ノ來ルヲ待テ他日將ニ改正スル所アラントス」と訳者をもって言わせしめている。

これに反して、ドイツ（プロシア・プロイセン）の租税法規等の翻訳は、同一法規を重ねて翻訳するなど、大量のものが残されている。これが、第一章で述べた、大蔵省にプロイセン税制の精力的な調査研究があるという所説のゆえんでもあり、次節以下主要な翻訳書について検討を続けることとしたい。

第一表 大蔵省による租税関係翻訳書一覧表（明治前半期）

イ ギ リ ス

翻訳時期	法 規 名 等	原 書 名 等
明治 6 ～ 9年	英國印税規則（法規）	1871刊 チー・ビー・ヴェーチェル「スタムブダーケース」
明治 7 ～ 9年	英國印紙税則及罰則集（法規） 器飾印紙税則（法規）	1874刊 チー・シー・クリフピツス「エ・ダイグスト・ ワフ・ゼー・スタムブ・ヂューチー・エンド・ワフ・ゼー・ヂェチ レアル・ヂサイジョンズ」
明治 8 ～ 9年	英國金銀匠記標編 各國印標ノ概略（佛國条例）	1875刊 ウィリアム・ヂヤッフエル「ハール・マークス ・フン・プレート」
明治 ～ 9年	英國雜稅官必携 酒精稅則（法規） 英國雜稅官必携 金銀器飾規則（法規） 英國租稅官必携 租稅官採用規則（法規） 英國雜稅官必携稅法 違犯者処刑ノ件（法規抜抄） 英國歳入稅及住家稅收稅官心得 （法規）	1865刊 ベートマン「マニユアル・ワフ・ゼー・エキ サイズ・ワフヒザール」 " " 1870刊 ベートマン「マニユアル・ワフ・エキサイズ・ オフォーサー」 1870刊 官版「インカン・タックス・エント・インハ ビテット・ハウスヂューチー」
明治 6年 ～	大英國法令目錄漁業之部（法令目錄）	1873刊 官版「インギリス・スタヂュート」
明治 8 ～ 18年	英國地租辨（沿革史）	1875刊 エム・エー・ホルデン「ランド・タックス」
明治 9年 ～	英國歳入及商業提要 金銀器飾規則（法規）	1876刊 ジー・デー・ハム「レウェニエー・エンド・メ ルカンタイル・ワド・メリカム」
明治 ～ 18年	合衆王國稅法沿革史（沿革史）	1870刊 ノーブル「クイン・タックス」
明治 19年	合衆王國內國稅表（稅表）	1879刊 フルマック（英國統計年鑑） 1870刊 ノーブル「クイン・タックス」
不 明 明治 20年 刊 行	英國內國稅取扱規則徵收ノ部 英國租稅事務組織 英國國產稅收納順序 英國直稅徵收法	未詳 （注）高橋俊「明治・大正大蔵省 刊行文献」から抽出したもの で、訳書は確認していない。

ア メ リ カ

翻訳時期	法 規 名 等	原 書 名 等
明治 5年	合衆國収税法 (法規)	1866刊 ブーツェル編纂 「ザ・タックスベイヤーズ・マニュアル」 立嘉度訳
明治10年頃	1875年米國租税局長報告書 (報告書)	未詳
明治10 ～13年	北米合衆國 加里保爾尼亞州法律大全 (法規) 北米合衆國 聯邦麻薩設律州律令 (法規) 北米合衆國麻薩設律州法律大全 (郡区法規) 合衆國租税官章程 (法規)	1872刊 チー・エッチ・ヒッセル 「ゼネラル・ロース・ゼ・ステート・オブ・カリフォルニア」 リチャルドソン、サンガル 「ゼネラル・ロース・ゼ・ステート・オブ・マサチューセツト」 抄訳 1876刊 リチャルドソン 編纂 「ゼネラル・ローフ・ゼ・ステート・マサツセツト」 〃
明治10 ～18年	米國租税律令 歳入税 (法規) 米國税律令 金銀器飾課税ノ部 (法規)	1867刊 官版 「ラー・インテルナル・レヴェニュー・オブ・ユナイテッド・ステート」 抄訳 〃
明治12年 ～	紐育商法会所条例 (法規)	1878刊 「チャルテル・エンド・バイロー・オブ・ニュー・ヨーク・プロヂューフ・エクスチャンヂ」
明治12 ～18年	米國內國税法 (法規) (官吏規則・訴・罰則等) 米國內國税法 賦税及収税之部 (法規) 米國租税法則提要 (手引書)	1879刊 官版 「インテルナル・レヴェニュー・ロー」 〃 1879刊 「インテルナル・レヴェニュー・マニュアル」
明治17 ～18年	米國大蔵卿年報 1884年度 (年報) 米國諸税率納期略表 (税率納期表)	官版 「アンノユアール・レポルト・オブ・ゼー・セクリタリー・オブ・ゼー・トレズリー」 1879刊 米國租税法 「インテルナル・レヴェニュー・ロー・オブ・ユナイテッド・ステート」 1884刊 米國大蔵卿年報
不 明 明治20年 刊 行	米國不納税徴収規則 米國租税収納法 北米合衆國租税誤納還付及減免取扱手續	未詳 (注) 高橋俊「明治・大正大蔵省刊行文獻」から抽出したもので、訳書は確認していない。

ドイツ・プロイセン

翻訳時期	法規名等	原書名等
明治 8年	巴華薩亞國稅法 地稅法・家稅法・免稅法・收入稅法 元金利息稅法・商工稅法（法規）	1863年 「ストイエルゲゼツ」 アレキサンダー・シ ーボルト口述・古賀安高訳
明治 8 ～ 9年	李國收稅官規則 1861.2.9（法規） 地租收入官事務章程（法規） 1866.2.9 1875.4.30 追加	未詳 未詳
明治 ～ 9年	李國官省錄抄訳 中央官制（法規） 地方官制（法規）	未詳
明治10～	李國租稅強徵法（法規）	未詳
明治10 ～18年	普國分等稅及ヒ分等收入稅規則 1851.5.1 發布（法規） 分等收入稅賦課法 1877.3.4（法規） 獨逸國釀造麥芽稅（法規）	未詳 未詳 1868刊 クロテフエント編纂 「ゲッセエ・ウン ト・フェルアルトマクセン・フェル・プロイセン・ウント・ドイ ツランド」抄訳
明治11年	〔李國〕地租改正問答 マイエット 講述	明治11.9.27 ～10.23
明治11 ～18年	獨逸國骨牌印稅（法規）	1878刊 クロテフエント編纂 「ゲッセエ・ウン ト・フェルアルトマクセン・フェル・プロイセン・ウント・ドイ ツランド」
明治14 ～18年	李國大藏省組織（法規） 李國郡收稅吏事務規程（法規） 李國租稅官吏規則（法規）	1881刊 ツユツエ " " " "
明治15 ～18年	獨逸地租臺帳地圖並ニ帳簿改正 1877.3.31 訓令（法規）	1882刊 官版 「エルネウエルンク・デルカルテン・ ウント・ビュヘル・デス・グルンドストウェル・カタステル」
明治16 ～19年	李國地方稅法（法規）	1871刊 ベルキェス 「理財学」 1871刊 レンネ 「李國法」 1878刊 スタイン 「理財学」 1881刊 フラウヒツェ 「李國行政法」 1883刊 イルリツグ 「行政官吏必携」
明治17 ～18年	普國營業稅規則 1820.5.30（法規） 營業稅商營業稅賦課法（法規） 普國地稅規則（法規） 普國家屋稅規則（法規）	1884刊 クロテフエント 編纂 「ゲツツエ・ウ ント・フェルアルトマクセン・フェル・プロイセン・トイ ツランド」抄訳 " "
明治 ～18年	所得稅賦課手續（法規） 普國所得稅徵收法（法規）	「分等收入稅賦課法」の補正版 未詳

ドイツ・プロイセン

翻訳時期	法 規 名 等	原 書 名 等	
明治19年	李國財政摘要 直税ノ部 歳計予算・出納事務他・地租及家屋 税・等級税及所得税・營業税・取立 及収納法（財政・租税解説）	未詳	
	李國財政摘要 間税ノ部（租税解説） 総論他・印紙税・境関税・消費税	未詳	
	李國財政摘要（租税解説） 境関税並関税官衙及職務規程	未詳	
	李國地租法（法規）	未詳	
	李國地租分賦及徴収法（法規）	未詳	
	李國地籍官職務章程（法規） 1877.3.31 訓令	未詳	
	李國麥酒釀造税則・蒸留酒税則 （法規）	未詳	
	李國等級税及ヒ所得税法（法規） 1851.5.1布告、1873.5.25 改正	未詳	
	等級税ヲ賦課スルノ手続キ 1875訓令（法規）	未詳	
	等級税徴収及訴願手続（法規）	未詳	
	明治19 ～22年	李國地租法（法規）	「李國地租法」の補正版
		李國地租分賦法及徴収法（法規）	未詳
		東部六州ニ於ケル地租ノ配賦徴収及訴 願法（法規）	未詳
地租帳簿及地圖ノ取扱登記手続 1877.3 訓令（法規）		未詳	
李國県庁地籍事務ニ関スル職務章程 1877.3 訓令（法規）		未詳	
地籍官職務章程 1877.3 訓令（法規）		未詳	
地籍官吏試験規則 1882.11（法規）		未詳	
家屋税法 1861.5.21 發布（法規）		未詳	
家屋税賦課細則 1878.2.11（法規）		未詳	
營業税法 1820.5.30/法律（法規）		未詳	
營業税法改正規則（法規）		未詳	
行商營業税法（法規）		未詳	
定舗營業税法賦課規則（法規）		未詳	
鉄道税法 1853.5.30 發布（法規）		未詳	
鉱山税法 1851.5.12 發布（法規）		未詳	
地方税之部 地方税論（租税論）	未詳		
李國地方税一斑（法規）	未詳		

ドイツ・プロイセン

翻訳時期	法 規 名 等	原 書 名 等	
明治19 ～22年	県出納部事務章程（法規） 1887（補注1885）.5(6).21(1)発布	未詳	
	郡出納所長職務章程（法規） 1879.12.30発布	未詳	
	郡出納部監督職務章程（法規） 1880.10.30発布	未詳	
	租税経時効規則（法規） 1840.6.18 発布	未詳	
	直税法違反罰金及追徴税取扱規則 1877.1.26 訓令（法規）	未詳	
	滞納処分法 1879.9.7勅令（法規） 同施行細則 1879.9.15（法規）	未詳	
	直税間税部執行吏職務章程（法規） 1879.10.11発布	未詳	
	附 伯林府直税局事務規程（法規）	未詳	
	明治19年 ～	獨逸帝國證券印税法（法規） 獨逸帝國為替證印税法（法規）	1881刊 ノイマン " "
	明治20年 ～	李國普通證印税法（法規）	1887刊 原書未詳
明治 ～20年	普國及聯合各國租税強徴法 普國徵收金取立權制処分規則 李國租税期滿免除規則	未詳 (注) 高橋俊「明治・大正大蔵省 刊行文献」(大蔵財務協会 「財政」昭和12年 6月号)か ら抽出したもので、訳書は確 認していない。	
明治 ～21年	撤遜國所得税法		
明治 ～23年	獨逸國関税法・違反者処分法		リヨル著 原書未詳

フ ラ ン ス

翻訳時期	法 規 名 等	原 書 名 等
明治11年	佛國収税法（租税論）	1867刊 ハトビ 「トレテー・テラック・エ・フラ チック・ド・ドロー・ビュブリック・エ・アドミニス・トラチ ー」
明治13年	佛國財政論（財政論）	1877刊 ベー・エル・ポリュエ 「シャンス・ヂ・フィ ナンス」
明治14年	佛國證印税法（法規）	1878刊 タロス 「原書未詳」
明治16年	佛國租税全書（租税論）	1872刊 エゾワール・ビヌ 「トレテー・ザンボ・ア ン・フランス」

フ ラ ン ス

翻訳時期	法 規 名 等	原 書 名 等
<p>明治14 ～18年</p>	<p>佛國直稅篇（沿革・法規） 佛國營業稅則（法規） 佛國營業免許稅法（法規） 佛國不轉財產稅法（法規） 佛國車馬稅法（法規） 佛國度量衡檢査規則（法規） 佛國鉱山規則（沿革・法規） 佛國地籍調查規則（法規） 佛國入市稅則（法規） 佛國諸稅率納期略表（稅率表等） 佛國間稅罰則（法規） 佛國罰金規則（法規） 佛國海上漁獵規則（法規） 佛國河川漁獵規則（法規） 佛國官省簿記規則（法規） 佛國倉庫規則（法規） 佛國間稅篇（法規等） 佛國動產貨格稅則（法規） 佛國書入質入稅則（法規） 佛國脂質稅則（法規） 佛國油稅則（法規） 佛國紙類稅則（法規） 佛國石鹼稅則（法規） 佛國塩稅則（法規） 佛國酢稅則（法規） 佛國砂糖稅則（法規） 佛國シコレー稅則（法規） 佛國內國渡航稅則（法規） 佛國海外渡航稅則（法規） 佛國舟車營業規則（法規） 佛國集會稅則（法規） 佛國玉突稅則（法規） 佛國貧民救助稅則（法規） 佛國振出規則（法規） 佛國文案稅則（法規） 佛國駅通規則（法規） 佛國旅行免狀規則（法規） 佛國骨牌稅法（法規） 佛國飲料稅則（法規） 佛國飲料稅檢査法（法規） 佛國蒸留酒稅徵收法（法規） 佛國印稅規則（法規） 佛國金銀器具保護局規則（法規）</p>	<p>1881刊 モーリス・ブロッ 「ディクショネル・ドゥ・ラドミニストラシヨ・フランセー ス」</p>
<p>明治 ～18年</p>	<p>佛國租稅纂要（租稅論）</p>	<p>1867刊 エスキルク・ド・バリウ 「トレテー・デー ザムボ-</p>

フ ラ ン ス

翻訳時期	法 規 名 等	原 書 名 等
明治16 ～18年	佛國土地所有權轉移地籍台帳面改正 前地租徵收法（租稅論・法規抄訳）	1869刊 フット「デ・ザムボ・アン・フランス」 1880刊 エツワール・ビース「トレーテ・ザンボ・ア ン・フランス」 1876刊 ベル「レジストラシヨ・デ・コントリビュシ ヨ・シノクト」 1883刊 ジョザ「ル・ミニステル・デ・ヒナンス」
明治18年	佛國大蔵省事務章程並組織（法規） 佛國中央大蔵省組織（採用等） 佛國主税官配置法並等級（法規） 佛國徵稅官職制及事務章程（法規）	1885刊 ジョザ「ミニステル・デ・ヒナンス」
明治19年 ～	佛國直稅法典	未詳
明治 ～20年	佛國直稅追徵処分規則 佛國直稅事務組織 佛國間稅事務組織	未詳 （注）高橋俊「明治・大正大蔵省 刊行文献」から抽出

ベ ル ギ ー

翻訳時期	法 規 名 等	原 書 名 等
明治10 ～18年	白耳義國地籍帳保存規則（法規）	1877刊 官版 レーグルマン・シュール・ラ・コン セルバシヨ・デュ・カダストル
明治 ～18年	白耳義國會計法令布達類集（法規） 白耳義國地稅法（法規） 白耳義國鉱山稅法（法規） 白耳義國地籍帳保存規則（法規）	1868刊 官版 ルクキュ・デ・ロア・エ・アレチ ー・ルチーフ・アラ・コンタビリテー・ヒユブリック 1871刊 官版 コード・デ・マントリビュシヨ・ シノクト・ツァース・アッシュズ 抄訳 未詳 未詳
明治19 ～20年	白耳義國營業免許稅法（法規） 營業免許鑑札下渡規則（法規） 白耳義國營業免許稅法（目次） 内外商業免許稅法律（法規） 船乘營業免許稅法律（法規） 船舶休航届出手続（法規） 白耳義國人別稅法（法規） 白耳義國葡萄酒消費稅法（沿革法規） 白耳義國內國火酒消費稅法（"） 白耳義國麥酒及酢消費稅法（"） 白耳義國砂糖消費稅法（"） 白耳義國輸出入稅及消費稅徵收法 （法規） 白耳義國直稅徵收及追徵処分法（"）	未詳 未詳 未詳 未詳 未詳 未詳 未詳 未詳 未詳 未詳 未詳 未詳 未詳

翻訳時期	法 規 名 等	原 書 名 等
明治19 ～23年	「白耳義税法證書税及財産轉移税篇」 記録税（法規） 遺物相続税（法規） 證印税（法規） 書入質税（法規） 書記局税（法規） 既收税金及期滿免除（法規） 裁判管轄及訴訟手続（法規）	未詳 未詳 未詳 未詳 未詳 未詳 未詳
明治19年 ～	白耳義國證印税法（法規）	1879刊 クレピン

オ ー ス ト リ ア

翻訳時期	法 規 名 等	原 書 名 等
明治 8年 ～	澳國租税滞納処分法（法規）	1875刊 ヨハン・モリッツ・クルップ、リッテル・フアン・クロナウ 共著「澳國直稅書」
明治10 ～18年	澳國直稅便覽（租稅論等） 澳國職業稅（法規解説） 澳國家屋稅家賃稅建物等級稅則 （法規） 澳國所得稅（法規） 澳國地稅法（法規抜抄） 澳國直稅法罰則（法規）	1874刊 ヨハンモリッツ・シュルupp「システマチシエス・ハンドブック・ホテル・ジルクテンストイエル」抄訳 " " " " "
明治13 ～18年	澳國財政官庁組織（制度規則） 澳國租稅事務要覽（ " ）	1880刊 伊スン・フロンスキ 未詳
明治 ～18年	澳國維也納府相會社規則（法規）	1860刊 シーエン「ウインネル・パルセオルトストーング」
明治19年 ～	澳國家屋稅諸則 第1～3編 家屋稅則他（法規） 第4～8編 住家分等細則他 （法規）	未詳 未詳
	澳國租稅法規抄訳 職業稅諸則 第1～5編 澳國職業稅諸則他 第6～8編 各職業ノ納稅義務 ニ関スル追加規程他（法規）	未詳 未詳

ロ シ ヤ

翻訳時期	法規名等	原書名等
明治8年 ～	露國統計原理 (統計論)	1875 イワフスキー 「スター・スチカー」
明治13 ～18年	露國酒類税則 (法規)	1857 官版 「ビティヌイ・ウスターフ」
不 明	露國地価評定法 (法規)	1862 ヤコフ・ヨソソ 「プレーウキテラ・ヲ・ツエンキ ・セリスコ・ハジキスツエンヌイフ・ゼメリ」

各 国 共 通

翻訳時期	法規名等	原書名等
明治12年 ～	各國營業稅摘要 (概説) 佛國 澳國 伊國 魯國 李國 ウルテムブルヒ國 ハイエルン 國 ハーテン國 索遜國	1866 エトフ・ハイエル 「ジー・スタツアインナー ン」抄訳
	英佛獨府鼎稅 (概説)	未詳
明治16年 ～	各國租稅技粹書 家屋稅ヲ課スル邦國 所得稅ヲ課スル邦國	1883刊 「万国年鑑」 1883刊 「万国年鑑」
明治8年 ～ 明治10年 ～ 明治13年 ～	魯國分頭稅 (概説) 佛國分頭稅 (概説) 伊國分頭稅 (概説) 李國分頭稅 (概説) 米國人頭稅 (概説)	1875 「魯國歲入出決算表」 1877刊 ボーリウ 「財政論」 1877刊 クレルジェー 「會計必携」 1877刊 フロック 「行政字典」 1864刊 フェイ 「佛國字典」 1877刊 「チキシヨナリー・オフ・テート」抄
明治15年	伊國政府ニ於テ煙草專賣權	1882.11.4 「メル」新聞抄訳
明治15 ～18年	租稅論 第1冊 (明治15年刊) 第2冊 (" 16年刊) 第3冊 (" 17年刊) 第4冊 (" 18年刊) 租稅論 上・下卷 (" 19年刊) 國債史 (" 17年刊) 關稅論 上・下卷 (" 15・17年刊)	1877刊 ボール・レルワ・ボリュ 「Traité de la science des fina nces 財政学概論」
明治19年 明治20 ～21年	澳國大博士須多因氏租稅要論 (財政) 澳國大博士須多因氏租稅要論 (税法・間稅・關稅)	スタイン宅訪問、講議筆記 "

各 国 共 通

翻訳時期	法 規 名 等	原 書 名 等
不 明	米國仲買人税制（概説）	1871刊 ティンヂ、キンボール両氏 「米國租税法要略抄出」
不 明	獨國人頭税（概説）	1870刊 マウルス「モートルネ・ベストイェルク」

(注) 翻訳時期が不明なものについては、原書の刊行年、訳語の用い方等でその範囲を推定した。訳語の用い方の例—明治10年 1月租税寮・租税頭を租税局・租税局長に改称、明治17年 5月租税局を主税局に改称、明治18年12月内閣制の施行により大蔵卿を大蔵大臣に改称

第二表 大蔵省による外国税法規等の訳出状況

法規名等		国名								
		イギリス	アメリカ	ドイツ・プロイセン	フランス	オーストリア	ベルギー	ロシア	各国	計
所得税法	本 法	-	2	5	-	1	-	-	-	8
	関係法	1	-	4	-	-	-	-	-	5
営業税法	本 法	-	-	4	1	2	-	-	-	7
	関係法	-	-	2	-	-	-	-	-	2
	要 論	-	-	-	-	-	-	-	1	1
地 租 法	本 法	-	-	4	1	1	1	-	-	7
	関係法	-	-	7	1	-	1	1	-	10
	要 論	1	-	1	-	-	-	-	-	2
家 屋 税 法		-	-	3	-	2	-	-	-	5
間 税 法		6	2	6	28	-	9	1	-	52
徴 収 法 ・ 罰 則		4	3	8	3	2	3	-	-	23
官 吏 規 則		2	2	11	6	2	-	-	-	23
地 方 税 法		-	3	2	-	-	-	-	1	6
そ の 他 の 法 規		-	2	5	11	1	10	-	-	29
共 通	要 論	2	-	2	5	1	-	1	5	16
	表	2	1	-	1	-	-	-	-	4
	報 告 書	-	2	-	-	-	-	-	-	2
	手 引 書	-	1	-	-	-	-	-	-	1
	目 録	1	-	-	-	-	-	-	-	1
合 計		19	18	64	57	12	24	3	7	204

一 合衆國収税法

「合衆國収税法」は、明治五年十月に大蔵省記録寮記録頭立嘉度⁽¹⁾の翻訳により上梓され、同六年二月に大蔵布達第九号により頒布されたものであるが、その緒言に「：今ヤ西洋各国ト互市ヲ通シ文化日進ノ秋ニ方リ農商均一ナラサル税法ノ如キ精詳公平ニ釐革スルノ廟議アリト聞ク是ニ於テ臣官務ノ余暇此書ヲ訳シ以テ奉獻ス庶幾クハ他日參考ノ一助トモナランニハ何ノ幸ヒカ之レニ如カンヤ」とあり、記録頭という高官が官務の余暇に訳していることから、明治五年六月大蔵省に設置された翻訳局の活動未だしというところで、本書は大蔵省における外国租税法の翻訳の先駆をなすものとみられる。

この原書は、一八六六年合衆國租税頭ブーツウェル (Boutwell, George S.) の編纂になるものであると緒言に記載されているが、書名は明らかでない。しかし、現在国立公文書館内閣文庫に保存されている「THE TAX-PAYER'S MANUAL; BOUTWELL」⁽²⁾が、一八六六年刊行のものであり、この書に「記録局」の押印があるところから、その原書とみられる。

この書の前書には、一八六四年六月に成立した税法と一八六五年及び一八六六年の改正を含むと記載されている。アメリカ合衆国における所得税法の採用は一八六二年七月であり、その採用を促した最大の要因は一八六一年から一八六五年までの南北戦争の戦費調達のためである。

アメリカ合衆国は、一七七六年に独立宣言し、その後一七八三年に十三州の独立が認められ、一七八九年には憲法を制定して連邦国家としての体制を整備した。当時、連邦政府の主要な財源は関税であったといわれる。

所得税法創設の提唱は、一八一四年、対英戦争の際の財政需要を背景にダラス財務長官により行われたが採用に至らず、後年の南北戦争を契機にその導入が図られ、一八六一年八月に初めて所得税法の制定をみたのであるが、これも実施されなかった。しかし、翌一八六二年に一八六一年法の税率等を改正した所得税法が成立、実施されることになり、一八六四年、一八六五年の三度にわたって税率の引き上げを行い、戦時及び戦後の財政需要に応じたという経緯がある。

さて、この書には、アメリカ合衆国の租税法が巻之一から巻之四までに邦訳されており、所得税に関するところは巻之三にあるが、条項の記載はなく、次のような柱書が付されている。

- 家入高税金ヲ納ヘキ事
- 家入高算計方ノ事
- 家入高仕払ノ事
- 家入高或ハ利潤高ノ表ヲ出ス事並ニ表ヲ出サス或ハ偽表ヲ出ス者罰ノ事
- 家入税ヲ免ルヘキ者ノ事
- 家入税ヲ遅納スル者過料ノ事
- 為替会社等へ預金ノ利潤配当ヨリ取立ツヘキ税金ノ事
- 配当金ノ表ヲ出ス事並ニ出サムル者罰ノ事
- 危難請負会社配当金分与ノ節税納ノ事
- 通用紙幣ヲ発行スル会社ヨリ利潤ノ表差出方並ニ税銀ヲ出サムル者罰ノ事

○ 官員給料並ニ分捕品売払配当金ノ内ヨリ取立ヘキ税金ノ事

その後、アメリカ合衆国の租税法は幾つか翻訳されるのであるが、この連邦所得税に関する部分は、明治二十年二月刊行の『直税篇 上』に「米國租稅律令 歳入税」として収められている。これは、一八六七年倫敦府刊行、原書名官版ラー・インテルナル・レウエニュー・ヨフ・ユナイテッド・ステート《The internal revenue of United States—筆者注》の第一一六条から第一二三条までの抄訳であり、翻訳時期は明らかでないが、その訳語からみて明治十年以後のものであることが推測されるものである。

以下、「合衆國收税法」の連邦所得税に関する部分を「原書」及びこの「米國租稅律令 歳入税」と対比して検討を試みることにする。(原書の現代訳は税務大学校矢内一好の訳出による。)

第一一六条

【原書現代訳】合衆國に居住するあらゆる者又は海外に居住する合衆國市民は、財産から生ずる所得、賃貸料、利子、配当、給料及び合衆國内外で行われる専門的役務提供の報酬、事業、雇用及びその他の職業からの所得に対して、六〇〇ドル超五〇〇ドル以下は五%、五〇〇ドル超一〇%の税率で、曆年の所得等について曆年毎に租税を納付しなければならない。また、外国に居住する外国人が合衆國內で行う専門的役務提供の報酬、事業所得等に対して同様に課税される。法律により義務づけられている配当の支払者は配当金額の1%を源泉徴収し、内国歳入庁長官宛に同税を納付しなければならない。当該源泉徴収された金額は当該納税者の租税の計算上控除される。課税年度は納期限の直前の十二月三一日とする。手形、債券、合衆國国債から生ずる利子及び金、利付債券の償還益は本条の所得計算に含まれる。夫婦、子供から構成される家族の所得合計から六〇〇ドルの控除が唯一認められる。課

税年度中に購入した不動産の処分により実現した純所得金額は所得として課税される。また、課税年度中に購入した不動産の譲渡損は他の所得と通算しなければならない。

【合衆國収税法（以下収税法という。）】

○ 家人高税金ヲ納ヘキ事

合衆國ニ在留スル諸國ノ人民並海外ニ居留スル合衆國人民ノ産業或ハ家賃、利銀、歩合或ハ給料等ヨリ家入セシ金高六百元以上五千元迄ノ分ハ年々高ノ五分税ヲ納ムヘシ、五千元以上ハ一割ノ税ヲ納ムヘシ、合衆國ノ人民ニアラサル者ト雖モ國中ニテ為ス商業ノ利潤並家入高右同様ノ税ヲ納ムヘシ

○ 家人高算計方ノ事

合衆國ノ紙幣証券其他質物等ノ利銀並正金 利札トノ歩合ヲモ家入トシテ算計スヘシ、一家歳入六百元以下ノ者ハ之ヲ除クヘシ
家入高ヲ算計スルニ総テ年内州郡ノ入用トシテ税ヲ納メシ分ハ其者ノ家人高ヨリ之ヲ引去ルヘシ、或ハ合衆國ノ海陸軍ニ勤仕ノ者又ハ文官ナル時ハ其給料六百元以上ノ内ヨリ之ヲ引去ヘシ

【米國租稅律令 歳入税（以下歳入税という。）】

合衆國ニ住居シタル各人民及外國ニ居住シタル合衆國人民ハ財産、賃金、利益、株式若クハ給料又ハ外國ニ於テ行フトコロノ百工、商業、職業若クハ事業其他何等ノ益源ヲ問ハス得ルトコロノ所得、利益及歳入ノ一千弗以上ニハ其額百分ノ五分税ヲ年毎ニ徴取スヘシ、又合衆國外ニ住居シタル合衆國民ナラサル者ニシテ合衆國內ニ於テ起ストコロノ職業、商業、或ハ百工ノ所得、利益及歳入モ同税ヲ課ス

歳入税ハ納税時期前ノ十二月三十一日ヲ限り年度ノ所得益及歳入ニ課スルモノトス

（注釈）

本条には、納税義務者、課税標準、課税単位、基礎控除、税率、課税年度及び源泉徴収のことが包含されているが、「合衆國収税法」は、条文ごとに訳出されたものではなく、重要な部分だけの要訳とみられる。したがって、納

税義務者、課税客体、課税単位、基礎控除及び税率についての翻訳はあるが、課税年度及び源泉徴収については訳出されていない。

「米國租稅律令 歳入税」の原書はその税率からみて一八六七年改正法と推定される。これにも課税単位、基礎控除及び源泉徴収についての訳出はない。

訳語としては、「gains, profits, and income」を「家人セシ金高(家人高)」としているほか、利銀(利子)、歩合(配当)、元(ドル)という語を用いている。「家人」としたのは、家に入るもの、あるいは、課税単位が一家歳入であるところからきているものと思うが、この時期には、後年「income」に当てはめる「所得」という言葉は用いられていない。

「米國租稅律令 歳入税」においては、「gains, profits, and income」を「所得、利益及歳入」と訳し、ここでは「gains」が所得、「income」が歳入というように表現されている。

納税義務者については、すべての米國市民、米國に居住する外国人及び米國で事業を行う非居住の外国人が納税義務を負う。米國人民が外國に居住する場合であっても、米國において課税される。このため、米國と他國での二重課税の問題が生じるが、外國税額控除制度が創設されたのが一九一八年、國際的二重課税回避のための租稅条約が締結されたのは一九三二年の對仏國租稅条約が最初であり、この税法では二重課税の排除について特別の配慮はなされていない。

課税標準に関しては、課税年度中に購入した不動産の讓渡益は所得に加算し、讓渡損は他の所得と通算される、という規定が特徴的であるが、邦訳には採り入れられていない。

課税は家族単位とし、夫婦及び子供の所得は合算される。そして、基礎控除の制度がある。

また、邦訳「合衆国収税法」及び「米國租稅律令 歳入稅」には、いずれも源泉徴収のことが触れていない。

第一一七條

【原書現代訳】納税者の曆年の所得、利益、所得算定に際して、すべての国税、州税、市町村税を課税年度の所得等から控除しなければならない。また、公務員、陸軍、海軍及び上院、下院、議会の議員を含むその他の政府機関から受領する給料については年俸六〇〇ドルを超過する金額からこれらを控除する。

納税者の所得算定に際して、すべての手形、債券、抵当権及びその他の利子を生ずる債権により受領、發生する利子は、支払いの有無にかかわらず、当該受取利子から支払利子を控除した純額が当該者の所得となる。

株式等、不動産、動産及び牧畜用動産の譲渡所得は（これらの牧畜用動産、砂糖、羊毛、バター、チーズ、豚肉、牛肉、羊肉及びその他の肉類、干し草、穀物及びその他の野菜等の金額は売却時の生産高による。十二月三十一日の手許高は含まれない）所得に算入される。

法人又はパートナーシップの所得の持分は、分配されたかどうかにかかわらず所得に算入される。

所得から控除されるものとしては、建物、土地及びその他の財産の賃借料、農耕のために支払う人件費、事業のための人件費。抵当に係る支払利子についてはこれらの実際の支払金額が経費に算入される。課税年度直前五年間の平均額を超過しない通常の修繕費用は控除される。ただし、新築の建物の建築費、建造物の改良、その他財産価値を増加させるための支出は経費とならない。

合衆国政府職員等に支払われる給与の金額が年俸六〇〇ドルを超えない場合、又はその他の報酬、不定期な給与

等の場合、これらの給与等は、規定されているように財務省長官の決定により内国歳入庁長官の給与と同様に受領した者の所得となる。

【収税法】

○ 家入高仕払ノ事

総テ利銀ノ付タル紙幣証券其外財貨等ノ質物ヨリ得ル所ノ利潤ハ家入ト見做スヘシ、且地面所持品、家畜又ハ所持ノ地面中ニ生セル砂糖。羊毛。牛酪。猪肉。牛肉。羊肉或ハ其他肉類ノ売買ニヨリ得ル所ノ利潤ハ家入ト見做スヘシ

社中利潤ノ配当金モ亦同様タルヘシ。最モ其家入ヲ得シカ為メ建物並ニ地面等ヲ借り、或ハ耕作ノ為メ日雇ヲ雇ヒ其外利銀等ヲ払ヒシ者ハ其家賃日雇賃或ハ利銀ノ為全ク費セシ高ハ其家入高ヨリ之ヲ除クヘシ、且又五ケ年ノ修復料ヲ各年ニ平均シ之ヲ通常ノ修復料トナシ其金高ヲモ除クヘシ。然ト雖モ地面等ノ価ヲ増加スル為ニ取設ケタル新規ノ建物永久ノ模様替等ニ用ヒシ金高ハ之ヲ除クヘカラス。政府ニ勤仕スル者ノ給料或ハ手数料一ケ年六百元以下ノ分ハ外家入ニ合シ算計スヘシ

○ 家入税ヲ免ルヘキ者ノ事

家入六百元ニ至ラサル者ハ其段■ヲナシ申立ツヘシ。エッセソル助役ニテ其申立ノ趣ヲ聞届ル上ハ家入税ヲ差出スニ及ハサルヘシ

【歳入税】

所得、利益及歳入ノ予算ヲ立ツルニハ合衆国ノ紙幣証券、及他ノ証書ノ利子ヨリ生セシ各歳入ヲ包括ス歳入ノ予算ヲ立ツル年或ハ前二ケ年間ニ購入シタル実産ノ売却ヨリ生シタル利益

旧紙幣証券、質物或ハ利子ヲ払フト払ハサルニ係ラス正当ニシテ徵税スヘキモノナレハ利子ヲ有シタル他ノ負債物ノ利子但シ当年ノ間其人ヨリ払フ処ノ利子ヲ除クヘシ

金及利札ノ利金

生畜、砂糖、羊毛、牛酪、乾酪、豚肉、羊肉其他ノ肉類、枯草、穀物其他ノ蔬菜等ノ生産物ニシテ各人ノ地面内ニ生シ乃取獲シタル品ノ売上高。但自家消費ノ部分ヲ除クヘシ

当人ノ名義或ハ妻ノ名義ニテ当人或ハ家族ノ使用シ或ハ占有シタル家屋敷ノ借賃ヲ除クノ外何等ノ原因ヨリ生スルヲ問ハス総テ他ノ所得、利益、及歳入、各会社ハ組合及仲間ヲ問ハス其所得及利益ニシテ各人ニ割賦スルト否ラサルニ拘ハラズ若割賦スル時ハ各人ノ受取スヘキ割賦金

学会或ハ職工組合ノ役員ニシテ法律上ニ要セシ如ク其会組合等ヨリ付与スヘキ割賦金ノ幾割ヲ引去リ之ヲ受取ヘキ役員ニ払渡シタル学会或ハ組合ヨリ受取スヘキ歳入額ヲ除クヘシ

合衆國ノ海陸軍官及各文官、上院代議員議官及委員ノ受領セシ俸給及手当ニシテ租税ヲ免除シタル所ノ其部分ヲ除クヘシ

前文ノ如ク一千弗ノ歳入税ヨリ除税ノ外左条ノ項目ハ除免スヘシ、年内ニ払ヒタル国税、州税、郡税、邑税ハ其人ノ所有者、借地人或ハ質入人タルニ拘ハラズ現ニ該税ヲ払ヒタル人ノ所得、利益或ハ歳入ヨリ引去ルヘシ

現ニ其年内ニ失火、破船ヨリ起リタル損失或ハ交易ニ因リ受ケタル損失及償却ノ見込ナキモノト推定セシ負債、然レトモ歳入ヲ算定スヘキ年ヨリ二年前ニ購買シタル実産ヲ年内ニ売却シテ生セシ価格ノ低落ト損失ハ除免セス

土地ヲ耕耘スル為耕夫ヲ雇ヒ又ハ土地ヲ賃貸シタル者或ハ現ニ歳入ヲ生スヘキ他ノ事業ヲ執行スル者ニアリテ勤勞或ハ利子ノ為払ヒタル金額

自身或ハ同人家族ノ住所ニシテ占有シタル家屋及屋舖ノ借賃トシテ現ニ払ヒタル金額

尋常ノ修復料トシテ払出シタル金額

但財産及土地ノ価格ヲ増加センカ為新ニ建物ヲ造リ永遠ノ維持若クハ修繕ヲ加フルカ為払出シタルモノハ何等ノ金額ヲ問ハス除免ノ限リニアラス。追加一千弗ノ免除ヲ為スハ一親或ハ両親及一人以上ノ幼子若クハ夫婦ヨリ成立ツタル一家族総人員ノ歳入ニ限り減免ヲ為スヘシ

後見人ハ各被後見人ノ為前条ノ減免ヲ為スコトヲ允ス、尤モ二人以上ノ被後見人ノ一家族ヲナシ合併財産ノ利益ヲ有スルノ場合ニハ一項ノミニ付テ免除ヲ与フヘキモノトス

合衆國ノ職分或ハ官職ニ従事シタル者ニ払ヒタル俸給及報酬ニシテ毎年一千弗ノ割合ニ超過セサルカ或ハ手数料トシテ受クルカ或ハ増加シ或ハ受取シタル員額若クハ之ヲ受取スヘキ時期及規則ノ定マラサル場合ニハ其俸給及報酬ハ之ヲ受取シタル者ノ所得、利益、或ハ歳入ヲ算定スル時ハ包括スヘキモノトスル

(注釈)

本条は所得と経費についての条項である。その特徴的なところをあげると、

所得に関しては、自家消費は収入に算入されない。また、法人又はパートナーシップの所得は、分配されたかどうかにかかわらず、納税者の持分に相当する金額がその納税者の所得となる。

なお、法人課税が行われたのは、一九一〇年法人消費税という名称で導入されたのが最初である。

経費に関しては、一定以上の給与から国税等が控除され、利子所得に係る支払利子が控除される。修繕費は課税年度直前五年間の平均金額を超えない部分について控除されるが、建物の建築費、改良費で建物等の価値を増加させるための支出は経費とならない。ここにはまだ減価償却制度は登場していないが、資本的支出は経費としない考え方がある。

第一一八条

【原書現代訳】法的に一定の年齢に達したすべての者は、国内歳入庁長官により決められた書式と方法により、居住する地域の税額査定官補佐宛に所得等の金額を記載した申告書を提出しなければならない。また、後見人、財産の受託責任者も、彼らの居住する地区の税額査定官補佐宛に後見している未成年者又は財産を委託した者の所得の申告書を提出しなければならない。

税額査定官補佐は、すべての申告書等に申告した者の宣誓、確約により正当性を確認することを要請する。税額査定官補佐は提出された申告金額が過少申告であることを確信したときは増額更正をすることができる。納税者、後見人、受託者が申告書の提出を怠ったり、拒否したり、あるいは虚偽の申告書等を提出した場合、税額査定官

又は同補佐は当該者及び帳簿等を調査することを得た資料、その他の証拠に基づいて申告額を決定することができる。その場合の加算税は無申告の場合は二五%、虚偽の申告をした場合は一〇〇%である。

後見人、受託者として納税者の代理をするいかなる団体も国内歳入長官により決められた書式と方法により、納税者の納税地において納税者の計算で、宣誓することにより申告することが認められている。当該申告においては納税者の当該法に基づく所得金額が六〇〇弗以下であること、又は当該納税者が他の地域で納税義務を履行している旨を申告しなければならない。税額査定官補佐が当該申告を正しいと認めるときは、その地域における租税を免除され、税額査定官により増額更正されるときは、当該団体は帳簿を開示し、申告金額の妥当性を主張することができる。しかし、宣誓及び証拠が十分でない場合には、税額査定官補佐の承諾が得られるまで当該事案の経費控除は認められない。税額査定官補佐の決定に不服のあるときには、同地区の税額査定官に申し立てることができる。国内歳入庁長官の反対意見がない限り、税額査定官の決定が最終のものとなる。当該手続きの書式、時期及び方法については国内歳入庁長官により決められた規則による。

【収税法】

○ 家入高或ハ利潤高ノ表ヲ出ス事並ニ表ヲ出サス或ハ偽表ヲ出ス者罰ノ事

通常家主ハ前文ノ家入或ハ利潤高ノ表ヲ部内ノエスセスル助役ヘ差出スヘシ、家主幼年ナル時ハ其後見或ハ引請人ヨリ前書ノ表ヲ其所ノエスセスル助役ヘ差出スヘシ、エスセスル助役ハ右表ヘ誓詞ヲ為サシメ若シ其価高ニ減漏アルト思ハム表中ノ金高ヲ増加スル事ヲ得ヘシ

右表ヲ差出サス或ハ偽リノ表ヲ差出セシ時ハ当人ヲ糺シ帳面類又ハ証書トナルヘキ物ヲ取調ヘエスセスル或ハ其助役ノ内ニテ表ヲ拵ヘ表ヲ差出サムル罰トシテ其表中ノ税銀高ニ二割五分ヲ加ヘ取立且偽リノ表ヲ差出セシ節ハ其罰トシテ表中ノ税銀高ヘ一倍ヲ加ヘ取立ツヘシ

【歳入税】

租税局長ノ規定シタル雛形書式ニ從ヒ法律上ニ定メタル時日マテニ住居区内ノ課税副官ニ対シ前文ノ如ク歳入、所得、利益ノ員額ヲ記載シタル報牒ヲ差出スハ合法年齢各人民ノ義務トス

各後見人、委託人、跡式引受人及監財人其他信任ヲ受ケタル人ハ前文ノ如ク同人等住居シタル区内ノ課税副官ニ対シ己ノ後見シタル幼稚者其他ノ人ノ歳入、所得、利益ノ員額ヲ記載シタル報牒ヲ差出スヘシ、課税副官ハ報牒ニ対シ其差出人ノ誓約ノ立証ヲ要ス、若同官ニアリテ員額ヲ低減シタルカノ十分ノ理由アル時ハ増加セシムヘシ

以上ノ人ニシテ報牒ノ呈出ヲ怠リ或ハ肯ンセサル時ハ課税副官或ハ課税副官ハ最モ睨ナル告知ヲ以テ其人或ハ帳簿或ハ爾他ノ証拠物等ヲ審査シテ品目欠額ヲ定メ報牒ヲ作ルヘシ、又報牒ノ呈出ヲ怠リ肯ンセサルモノニシテ其情ヲ知ルモノハ其報牒ニ記載スベキ税額ノ五割ヲ罰科トシテ附加シ又詐偽ノ報牒ヲ呈出スルモノハ賦課スベキト査定シタル税額ノ一倍ヲ附加シ前条ニ定メタル処分法ニ拠リ税額ト共ニ附加税ヲ課収スヘキノ任アリトス

但自己或ハ家族或ハ被後見人ノ為租税局長ノ規定シタル雛形及書式ニ從ヒ同人或ハ家族或ハ同人等ノ被後見人或ハ信任ノ人ハ条例ニ拠リ課税スヘキ額乃チ一千弗ノ歳入ヲ所有セサル旨ヲ誓約或ハ保証ノ上申立ルコトヲ允ス、或ハ合衆国内ニオイテ同年間ニ或ル地方ニ於テ法律上定メタルカ如ク同人ノ歳入、所得及利益ニ付已ニ歳入税ヲ上納シタルコトヲ申立ルヲ得ヘシ、若課税副官カ其申立ヲ正実ト認定スル時ハ同区内ニ於テハ歳入税ヲ除免スルヲ得、或ハ課税副官ニアリテ人民報牒ノ欠額ヲ増加セシ時人民ハ帳簿及計算帳ノ展閲ヲ受ケ誓約或ハ立証ノ上ニ課税セラルヘキ歳入額ヲ証明シテ申立ルヲ得ベシ、然レトモ此誓約立証ハ事実ノ終結トスヘカラス、如何ナル場合ニアリテモ課税副官ニアリテ其事実ヲ証明スルニ至ルマテハ減免ヲ允スヘカラス

以上ノ場合ニアリテ課税副官ノ裁決ヲ内当ト思考スル時ハ区内ノ課税官ニ上告スルヲ得、而シテ同官ノ裁決ハ租税局長ニ因テ廢棄セラルニアラサレハ終結トスヘシ○上告ノ雛形、時限及手続ハ租税局長ノ規定シタル章程規則ニ準拠スヘシ

追加報牒ヲ怠リ或ハ肯ンセサル者或ハ詐偽ノ報牒ヲ差出シタル者ハ租税局長ノ規定シタルカ如ク納税者ヲシテ報告ヲ知ルヘキ機会ヲ得セシムルニ正当ナル時間ト告知ノ場所トヲ通知シタル後ニアラサレハ決して罰科ヲ課スルコト能ハス

(注釈)

本条は、申告方法、罰則規定及び不服申立てについて定めた条項である。

「申告書」のことを邦訳では「表」あるいは「報牒」としている。手続規定であり、特に注釈することはないが、アメリカ税法の一条文は非常に長く、簡略を旨とする当時の我が国の立法者にはなじまないとあるだろう。

第二一九条

【原書現代訳】一八七十年までの間、五月一日に所得税が課税され、六月三十日が納期限である。納期限後の未納額及び徴収官からの督促状後十日を経過したときは、死亡した者及び破産した者を除き、不納付額の一〇%の加算税を納付しなければならない。

【収税法】

○ 家入税ヲ遅納スル者過料ノ事

家入税ノ表ハ一千八百七十年迄年々第五月一日ニ取集メ第六月三十日迄ニ之ヲ払フヘシ、而シテ死去セシ者或ハ真実払方出来サル者ヲ除クノ外、若シ第六月三十日迄ニ差出サスシテコレクトルヨリ催促ヲ受ケ、尚其日ヨリ十日ノ内ニ差出サムル時ハ其税銀高ヘ過料トシテ一割ヲ加ヘ取立ツヘシ

【歳入税】

一千八百七十年ニ至ル迄歳入税ハ毎年三月一日ニ賦課シ四月三十日迄ニ上納セシムヘシ

前ノ如ク四月三十日迄ニ税額ヲ納メス又収税官ニアリテ通知ノ上請求ヲ為シタル後十日間内ニ上納セサル者ハ其税額五分ヲ附加シ、課税ノ時日ヨリ税額ニ一ヶ月一分ノ割合ニテ利子ヲ附シ罰科トシテ徴収スヘシ
但死人、無能者、貧窮人ノ財産ヲ除クヘシ

(注釈)

この規定だけでは、アメリカの所得税が自主申告制度であったのか、申告に基づく賦課決定方式の制度であったのか判然としないが、おそらく後者であったとする見方が強い。

第二一〇条

【原書現代訳】今後宣言される仮証券、金銭によるすべての配当について五%の源泉徴収が行われる。株主、証券所有者、預金者及びその他の団体に対して、合衆国市民、外国人を問わず非居住者も含んで、支払地、支払時期にかかわらず、銀行、信託会社、貯蓄銀行、損害保険、生命保険、国内保険会社の所得等を原資として、証券又は投資信託のいずれであっても、合衆国及びその領土において一般法により設立されたもので、いかなる名称、形態であっても、これからの配当については課税される。また、当該年度における当該会社の剰余金又は偶発損失引当金へ計上された未分配の金額に対しても源泉徴収される。銀行、信託会社、貯蓄銀行及び保険会社は納税義務を負うとともに、配当等の支払いに対して五%の源泉徴収をすることがここに認められる。申告書は配当等から源泉徴収した次の月の十日までに税額査定官又は税額査定官補佐に提出しなければならない。当該申告書は真実の内容を記載しなければならない。また、当該申告書には銀行、信託会社、貯蓄銀行及び保険会社の社長、出納係の宣誓に基づく申告も内国歳入庁長官が定めた所定の書式に記載して添付しなければならない。提出された申告書等に虚偽のある場合、罰金として一〇〇〇ドルを課せられる。申告書又は税の納付に虚偽のある場合、税の申告、徴収、加算税の賦課は無申告の場合を準用する。

生命保険会社の配当に課せられる源泉徴収は当該配当の支払いがあるまでは納税義務が生ずるものとはみなされ

ない。また、証券所有者に生命保険会社から支払われる運用益及び貯蓄銀行等で預金者に支払われる年間又は半期の利子で法人の損金となり、配当とみなされるものは源泉徴収の対象とはならない。

【収税法】

○ 為替会社等へ預金ノ利潤配当ヨリ取立ツヘキ税金ノ事

合衆国ニ在ル為替会社セーウインクインステイテュション並ニ火災、水難、内地旅行ノ危難請合会社等ヨリ金主或ハ金銀預人ヘ分与スヘキ利潤配当金或ハ配当ヲ為サスト雖モ年内増加セシ利潤ノ金高ヘ五分ノ税ヲ納メシムヘシ、且其会社ハ分与スヘキ配当金ノ内ヨリ右納ムヘキ五分ノ税ヲ引去リ其金高ニ応スル所ノ五分税ヲ官ヘ納ムヘシ

○ 配当金ノ表ヲ出ス事並ニ出サ、ル者罰之事

配当金ヲナスヘキ月ノ翌十日迄ニ其表ヲエスセソル並ニ其助役ノ内ヘ差出スヘシ、其表ハ税銀高ノ正算ヲ認メタルモノニシテ其会社又ハ社中頭取、支配人或ハ勘定方ノ誓詞ヲ添ユヘキナリ

誓詞ヲ添ヘ右表ヲ差出サ、ル時ハ罰トシテ其会社並ニ社中ヨリ一千元ノ過料ヲ取立ツヘシ

○ 危難請負会社配当金分与ノ節税納ノ事

人身危難請負会社ハ其配当ノ金ヲ分与スル節税銀ヲ納ムヘシ

(注釈)

本条は、一八六六年七月十六日以降、配当に課す所得税の源泉徴収の規定である。

源泉徴収については、「収税法」は「其会社ハ分与スヘキ配当金ノ内ヨリ右納ムヘキ五分ノ税ヲ引去リ其金高ニ応スル所ノ五分税ヲ納ムヘシ」と表現している。「歳入税」の全訳文は以下省略するが、ここでは、「銀行、貸附会社、貯蓄銀行及保険会社ハ此税ヲ納ムヘシ、因テ前文ノ如ク払フヘキ割賦金若クハ金額ヨリ五分ノ税額ヲ引去ルノ権アルモノトス」と訳出されている。したがって、源泉徴収制度は、明治五年には既に理解されていたとみてよいのである。

さて、ここまで租税法規翻訳の先駆けとみられる「合衆國収税法」の訳文を原書の現代訳と対比しながら考察してきたのであるが、訳語は稚拙であるにしても、簡にして要を得た翻訳は評価すべきものであり、貴重な史料である。また、その十年ぐらゐ後に翻訳されたとみられる「米國租税律令 歳入税」については、翻訳技術の進歩を感じさせるものとして史料価値を有するのである。

なお、アメリカ合衆國の所得税法は一二三条までであるが、一二一条以下の原書の現代訳とこれに対応する「収税法」の部分は注に掲げる。

(注) 1 立嘉度は明治四年十二月八日記録頭に就任、同六年十月二十九日退任、同日記録権頭に就任(このとき記録頭は空席)、同七年五月二〇日退任、外務省文書権正の経歴もあるが、あまり知られていない。

2 大政類典編第二七一巻索引及び公文録目録

3 国立公文書館内閣文庫所蔵

《THE TAX-PAYER'S MANUAL; BOSTON. LITTLE, BROWN AND COMPANY. 1866》

なお、ブーツウエルの次の著作も所蔵をされている。(内閣文庫洋書目録英書篇 上)

《A manual of the direct and excise tax system of the United States; Boston. Little, 1863. 500p》

《A manual of the direct and excise tax system of the United States; Boston. Little, 1864. 333p》

4 汐見三郎ほか共著「各國所得税制論」 五七・五八頁

税率の改正は次のとおりである。

一八六二年 六百ドル以上一万ドル未満に三%、一万ドル以上に五%

一八六四年改正 六百ドル以上五千ドル未満に五%、五千ドル以上一万ドル未満に七・五%、一万ドル以上に十%

一八六五年改正 六百ドル以上五千ドル未満に五%、五千ドル以上に十%

一八六七年改正 一千ドル以上五%

一八七〇年改正 二千ドル以上二・五%

5 第二二一条

【原書現代訳】紙幣の発行が認められている銀行で、六か月に一度の配当又は剰余金は偶発損失引当金の加算を行わない場合は、各年の一月一日及び七月一日以降三十日以内に直前半年の利益の金額を、社長、出納の宣誓を添えて、その地区の税額査定官又は同補佐宛に二部の申告書を提出しなければならぬ。更に、これらの申告書を提出した銀行は、当該申告した利益の五%を同地区の徴収官に納付しなければならぬ。申告に虚偽のある場合、この法律の定めにより、三十日以内に税を納付しなければならぬ。配当金額に銀行、信託会社、貯蓄銀行、保険会社、鉄道会社の剰余金又は偶発損失引当金の一部が含まれている場合、これらの剰余金等に既に課税が行われているときは、当該配当の課税において既に納付した金額は控除される。

【収税法】

○ 通用紙幣ヲ発行スル会社ヨリ利潤ノ表差出方並ニ税銀ヲ出サムル者罰ノ事

通用紙幣ノ発行ヲ免サレタル会社ニテ年内両度ノ配当金ヲ為サムル分ハ、毎年第一月並ニ第六月一日或ハ其後三十日ノ内ニ半年分利潤金高ノ表ニ通ヲ拵ヘ頭取或ハ勘定方ニテ誓詞ヲ為シ、一通ハ部内ノエッセソル或ハ其助役ヘ差出シ、一通ハ部内ノコレクトルヘ差出スヘシ、而シテ其金高ノ五分ノ税ヲ納ムヘシ、若シ右表ヲ差出サス或ハ前文ノ如ク三十日ノ内ニ税銀ヲ納メサル者ハ前条ニ記載スル所ノ法令ヲ以テ罰スヘシ

第二二二条

【原書現代訳】鉄道会社、運河、道銭取立門、運河海運、近海海運会社が社債等により借入を行い、一

年以上にわたり利子を支払い、又は利子を表す利札を發行する会社が假証券又は現金による配当をすることを宣言した場合、当該会社の所得の一部として合衆国市民又は外国人のいづれか、非居住者も含めたところのこれらの株主に支払われる金額、また運用資金又は建設資金として利用された当該会社のすべての利益について、利子、利札、配当及び当該利益の金額に5%の課税が行われる。

その場合、支払の場所及び時期については問わない。また、当該支払の受領者についても、非居住者、市民、外国人を問わない。当該会社はこれらの支払から5%の源泉徴収をすることが認められる。当該会社は、社長及び会計責任者の確認後源泉徴収税額を納付することで納税義務を解除される。また、六か月に一度、源泉徴収についての申告書とその翌月の十日までに税額査定官又は同補佐宛に提出しなければならぬ。更に、添付するものとして、当該会社の社長と会計責任者の申告を所定の様式により宣誓を添えて提出する。提出した申告書等及び納付に誤りのあるときは、罰金一〇〇〇ドルが課される。これらは無申告の場合の規定を準用する。

本条の適用となる会社が債務に係る利子等を支払えない場合又は支払を怠った場合、当該会社が債務に係る利子の支払を開始するまで、源泉徴収税額は政府に支払われない。

【収税法】

該当する訳文がない。

第一二三条

【原書現代訳】合衆国公務員、陸軍、海軍の軍人及びその他政府に雇用された者の給与、上下院議員及

びその他の代表者の給与は年俸六〇〇ドル超過額に対して五%の税率で、五〇〇〇ドル超過額については十%の税率で課税する。これらの支払についてはすべての給与支払の責任者の責任において、支払時に源泉徴収を行い、同時に支払担当者が証明書を作成する。源泉徴収した金額は内国歳入庁に移送される。給与支払名簿等は当該支払の証拠となる。これらの源泉徴収が適正に実施されているかどうかを調査するのは財務省の検査官の責務である。報償金は給与とみなされて同様に課税される。

本条は公共事業に雇われた技術者、労働力に対する支払には適用されない。

【収税法】

○ 官員給料並ニ分捕品売払配当金ノ内ヨリ取立ヘキ税金ノ事

文官、武官其他政府ニ奉職スル者(但シ集議院ノ評議役並ニ州郡ノ名代人ニ至ル迄)ノ給料一ケ年六百元以上ノ分ハ五分ノ税、五千元以上ノ分ハ一割ノ税ヲ納ムヘシ

総テ諸局ノ勘定ハ給料ヲ渡ス時右税銀ヲ引去リ、其引去リシ高並ニ官員ノ名前ヲ認メ証書ニ製シ之ヲ租税頭役所ヘ引渡シ内国租税ノ類別ニ組入ルヘシ

分捕品売払代ノ配当金ハ給料ノ家入ト見做シ前同様ノ振合ヲ以テ税銀ヲ取立ヘシ

但シ工部省ニ於テ職工並ニ人足等ヘ払フヘキ給料ハ此例ニアラス

二 巴華釐亜國税法 (ババリア國税法)

「巴華釐亜國税法」は、明治八年九月大蔵省により発刊されたもので、同年二月、大蔵省八等出仕古賀保高が大蔵卿の命を受け、一八六三年ウエルツブルグにおいて刊行された「ストイエルデセーツ」を大蔵省雇澳国男(パロン)、

巫歴山徳、矢伊勃兒篤（アレキサンドル・シーボルト—アレクサンダー、フォン・シーボルト⁽¹⁾）の口授により翻訳を始め、三月に至って完成をみたことがその序文に記載されている。

序文の冒頭には、「輓近各国ノ訳書上梓シテ世ニ行ハルムモノ汗牛充棟其幾多部ナルヲ知ラス、然リ而シテ独リ租税ノ書ニ至テハ寥寥觀ルコト稀ナリ、此時ニ当リ此書ヲ闕ク、人皆以テ遺憾トス、况ヤ其官ニ立チ其職ニ従事スル者ニ於テヲヤ」（句読点—引用者）とあり、明治八年当時には租税関係の翻訳書が極めて少なかったことが窺われる。

そして、このあと、「巴華釐厘国は政体の沿革が我が国と類似しているが、税法は比喩ものにならない、すなわち、地税法（グルンド・ストイエル）は我が国の地券税法と同じではなく、免税（ストイエル・アフレッセ）、商工税（ダウエルベ・ストイエル）は未だ我が国において備わっておらず、家税（ハイゼル・ストイエル）、収税法（アインコメン・ストイエル）、元金利息税（カピタール・レントン・ストイエル）のごときは未だかつて行われていない」と述べ、「この書の説くところの規則は、極めて公正であり、その方法においてもすこぶる緻密である。若し、彼ら長所をとり我が国に補えば、その適切なことは他の各国の比ではない。今我が国はまさに税法を改革しようとしているが、その職に任ずる諸子がこの書を参考にすればその裨益するところ少なくない。」と言い、巴華釐厘国の税法を模範とすべきであると記述している。なお、巴華釐厘（ババリア）国は、ドイツ南部バイエルン州である。

本書は三巻から成っており、巻之上に地税法、家税法、巻之中に免税法、収税法、元金利息税法、巻之下に商工税法が収められている。ここでは、収入税法について現代文で要約し、考察することとする。

収入税法（アインコメン、ステュエ）法（一八五六年五月三十一日定む、すなわち安政二年）

第一章 収入税の根源並びに税額

第一条

この税は、地税、地頭年貢税、家税、商工税、元金利息税に入るべきもの以外で、定期的あるいは一時的に収入するところの金貨又は金貨に換わるべきもの、あるいは、その価値のある利得に賦課するものである。

第二条

この税を納める者は左のとおりである。

第一節 給金を収入する者

- イ 人足、小使、僕婢、手間取職人等すべて日雇の者
- ロ 筆耕人その他契約なき一時の雇人

第二節

- イ 自由業者、ただし、一時的な営業で商工業に入らない者
- ロ 代言人、医師、作家、文教師、音楽師、彫像師その他成業の上学業、技術をもって収入する者、ただし商工業に入らない者

第三節

- イ 闕廷、政府、陸軍、宣教、郷党（天主堂等建立の資金として備えおく義助金の取扱をいう）、吏員の俸給、手当金、養老金、非役給、賄料等すべて勤務により収入するもの、及び遺族の扶助金、賄料並びに人民相対定式の雇人及びその遺族前同断の収入
- ロ 妻が夫の遺言によって受けた贈遺金及び義助金から得る教師の資生料その他勤務によらず生涯収入するもの

第三条

すべて税を納めるべき収入高のある者は、この法に基づいて右の三節中に組み入れる。たとえ三節中に掲載

がなくても、税を納めるべき筋のものはその類似の部分に組み入れて適用する。

第四条 若し一人にて数種の業を兼ね、種々の収入がある場合には、前三節中に掲載したように種類を分けて、その一節ごとに税を納めなければならない。

第五条 収入税は左の三項のごとく定める。

第一節の分は四等に分け税額を定める。

一等 二十クライツル

二等 三十クライツル

三等 四十五クライツル

四等 一グルデン（我が四十銭）

第二節の分は次のとおり区分する。

一等 収入高 二百グルデンまで 税額 半グルデン、から
 十九等 収入高 五千一より六千グルデンまで 税額 五十五グルデン、まで
 第三節の分は

収入高 六百グルデンまで 税額 その高の一分の三分の一（すなわち、百グルデンにつき一クライツル）

収入高 五百グルデン未満 税額 その高の一分の三分の二（すなわち、百グルデンにつき四クライツル）

第六条 前条二項（すなわち第一節）の税は、一日の雇給その地方の時価あるいは現実の収入高に従って、その割合

第六条 前条二項（すなわち第一節）の税は、一日の雇給その地方の時価あるいは現実の収入高に従って、その割合

をもつて相当の等級に組み入れる。

若し雇給の平均高が一日一グルテンより多いときは前条三項（第二節）相当等級に組み入れる。

第七条 第五条三項（第二節）、四項（第三節）の税は一か年の収入高をもつて定める。すなわち、次のとおりである。

イ 定期的な収入は実際収入高

ロ 定期以外の収入は前三年分の平均高

ただし、三年間収入が連続しないときは、完全に収入した部分の平均額の割合によつて税を定める。

第八条 第二節、第三節に区分したものについては、収入高よりその事業に係る経費を控除するが、非事業用の費用又は公のための費用は控除することができない。

納税すべき勤務の収入は左のとおりである。

イ 定期的な俸給

ロ 官宅、官地料及び勤務のため収入する土地の産物、ただし、それらについて直税を納めない場合に限る。

ハ 別段の手当金、手当品、ただし、勤務のため消費しないものに限る。したがって、一時の手当、日給、旅費、

炭料、飼馬料、秣料、接対料等はこの中に入らない。義助金より受ける教師の資生料はその収入高から雇助教師に対し支払う給与相当額を控除する。控除したものは助教師の分としてそれぞれ納税することを要す。

この税は、教師の俸給といえども免除することはできない。

第九条 この税を納めないものは次のとおりである。

一 戸籍帳に記載のある乞丐、あるいは公私の救恤をもって全部又は一部の養育を受けていることが公然である者又は証明のある者

二 家族が自己に課税される収入がなく、その主人に助力する場合

三 第二条第一節の者で給金を収入する場所に居住しない場合、ただし、第六条二項に従って計算した額が税を納める程の金高でないときに限る。

四 常備兵卒、下士官、騎馬巡査は平常のときといえども無税とする。上等の武官は非常出陣のときに限る。

五 第二条第三節イに記載した遺族の扶助金及び賄料の一年の収入高が二百グルデン以下であり、そのほかに得る収入高が二百グルデン以下のとき。ただし、この収入高を計算する場合には、寡婦、遺児の扶助金及び賄料を合算する。

六 郷党議会、教院、学校、救恤場等の私立所及び救恤銀行、貯蓄銀行

七 学問、教育あるいは技術興業のために備え置く資金より収入する者、ただし、これは生涯でなく、ある年限の間に収入するときに限る。

第十条 ババリア国籍以外の者で不動産又は居宅を当地に有する場合には、この税を課するが、ババリア国内において収入するもののみに限る。

ババリア国民で外国より収入がある場合には、外国へ税を納めていない証拠のあるものに限り、ババリア国において課税する。

若し外国にて納めた税額がババリア国の税額より過少であるときは、不足額を追徴する。

第十一条 税は永久の住居所において納めなければならない。若しその住居所がない場合は、居留地あるいは収入を得る所において納税する。

第十条の初項においてババリア国籍以外の者に課税する場合には、その居留地において徴収し、その居留地がないときは不動産所有の地において徴収する。

第二章 収入税の賦課方法

い 税目録の組立方

第十二条 すべて納税する者あるいは法律上の名代人は、郷党役人より索問の上、口頭あるいは書面をもって左のことを上告しなければならない。

イ 収入の有無。収入は何より生ずるか。この法に従って納税すべきものか。第二条第三節のうち第何節に入るべきものか。

ロ 第一節に入るべきものは一日当たりの収入高

ハ 第二節に入るべきものは一か年収入の平均高、あるいは第五条第三項（第二節）中相当の等級

ニ 第三節に入るべきものは一か年の収入の実際高

ホ このほか、免税となるべきこと、また納税のため緊要なことはその旨を同時に上告しても差支えない。

納税すべき親族が同居している場合には、その戸長が親族の上告の責に任ずる。

第十三条 この上告書は、先に通達した郷党役人へその期限内あるいは定められた日に提出しなければならない（ただし、口頭による場合は吏員が口書を作成する。）。

その後、これ郷党役人より代官へ提出し、代官所においてはすべての上告書を集輯して税目録を作成する。

若し封緘をもって上告書の提出があった場合には、封緘上に上告人の姓名、居所の記載があれば、そのまま郷党役人より代官へ提出する。

第十四条 郷党役人は、索問のため郷党中の居住者あるいは居留地で納税すべきものの人名帳を作成する。

第十五条 この期限を怠けて上告しない者があるときはこれを督促し（この使料は怠けた者から弁償させる。）、更に、何日までに上告すべきことを通達し、若し違反するときは第二十四条に従って処置する旨を承認させ、その証拠を領収する。それでも上告しないときは、郷党役人はその旨を代官へ届け、代官は第二十一条四項に従い処分する。

第十六条 一代官ごとに税目録の作成が済んだ場合には、支配下すべての上告調査の事務に着手する。

この調べ方は、市街広域の場合には従来定められている区画に分け、区画の無い所は新たに区画を定めておよそ一郷党に分けたところで調査する。

第十七条 調税委員は五人と定め、うち四人は一代官の管轄内の常設委員とし、次条の方法に従って選挙し、うち一人は郷党の頭役が勤める。

若し頭役に事故があったときは、その郷党の全権人一名を出す。ただし、市街においては区あるいは市の頭役から名代人を出す。

第十八条 この選挙の方法は、一等、二等の市街においてはその市街の役人並びに郷党の全権人を召集し、三等の市街及び宿駅においてはその所の役人一人並びに郷党の全権人一人を召集する。市街なき郷党は郷党の頭役あるいは全権人一人を召集する。

ファールズ邦においては一郷党千人ごとに選挙人一人を選挙する。これは郷党議会より選り、人口の少ない所でも必ず一郷党から一人を選挙する。

この選挙人集会のとき、総員のうち得票多数の順に調税委員十二人を選ぶ。また、この十二人のうちから得票多数の順に常設委員を選び、その他の者はあらかじめ名代の順を定めておく。

この選挙取締りのため、邦の行政官より郡の警察官一名をもって選挙監督官とする。

この調税委員に選挙される者は、品行正直であつて一代官の管轄内に居住する者に限る。

また、管轄内に市街なき郷党と隣接して一等、二等の市街のある場合には、委員十二人のうち少なくとも四人は市街の者を選び、この四人のうち二人は必ず常設委員とする。

第十九条 調税委員及び名代人には選挙監督官より左の誓詞をなさしめる。

私儀この度調税委員に選挙された以上は、以来税の上告書査定のとき正実を旨とし、智力を尽くさんためこれを上帝に誓う。若しこれに違背するときは、上帝の教詞に掲げてあるごとくその冥助を蒙らずして未来の幸福を受けなくともいささかも遺憾なきものである。

第二十条 調税委員及び名代人に選挙された者は相当の事故がなければ職を辞すことができない。

辞職請願のことを郡の警察官の裁判において承服しないときは、邦の内務局において決裁する。この控訴は該局までに留まる。

若し辞職の請願をなさず、あるいは請願をした上許容されないのに召喚に応じないで吟味の席に出ない者からは料金を徴収して貧民救恤の用に供する。この料金は代官より通知の上、郡の警察官が裁判し、若しその裁判を承服

しないときは、邦の内務局において決裁する。この控訴は該局までに留まる。

第二十一条 調税委員は代官の指令をもってその時々^に集会する。この時はすべての上告書並びに代官が出した税目録と添書とを点検し、疑いのないときはその旨を記載し、若し意見のあるときは取り調べるものである。

若し税を納める者の上告書に意見のあるときは、評決前にその当人を召換してこれを吟味する。当人が召換に応じない場合にはその旨を記載して置く。

第十五条のごとく督促してもなお上告しないときは、当人に照会することなく直ちに調税委員においてその税を定める。ただし、第二十四条により処罰する。

第二十二条 常設の調税委員の中から同意の上一名を決め長とする。不同意の場合には最も年長者をもってこれに充てる。調税委員の決議は必ず投票の過半数をもって定める。若し二説以上の異なる意見のあるときは、その意見中最も金額の多い投票を次に金額の多い投票に加え、この方法で逐次加えていき、投票数が半ばを過ぎたところの金額に定める。

すべて自己のことに関係ある決議のときは、その当人は退席させる。また、調税委員中に同様のことがあればこの席を退き、委員長がこれに代わって投票する。

調税委員会集会のときは代官あるいはその名代人が政府の検事長となって臨席する。

検事長は、この法の趣旨を誤らないように注意し、また上告書及びその書中の件に遺漏がないか否かに着目して専ら政府理財のためになる意見を陳述する権利を有す。検事長は、調税委員の決議の前に自己の意見を陳述する権利があるが、投票の権利はない。

調税委員の評決については簡明な記録を作り、総員署名する。若し上告書のうち一旦異議があった後決定した分はその顛末並びに決議の要旨を記載する。この記録を作成するため代官所より記録係一名を出す。

調税委員が職務上のことを漏泄することを厳に禁ずる。

第二十三条 すべての上告書の調べが済み、決議した上、代官所においてその税高を計算し税目録に記載する。

この目録は、布告の後十四日の間代官所において納税者の見聞に供する。若し目録の上で承服できないことがあれば、第二十七条に従って告訴することができる。

この告訴の期限が過ぎるか、又は告訴について審査決定したところでその目録を締め切り、邦の理財局へ上達する。

ろ 罰則のこと

第二十四条 第十五条のように督促を受けても、十分な理由なく上告しない者からは罰として調税委員が定めた税以外に税高と同じ料金を徴収する。

第二十五条 納税者の上告書に収入高の差違があるとき、これを宥恕すべき誤りのほかは、減少させようとした税高の三倍を徴収する。

若し詐欺したことが後日発覚したときは、その税の不足高と料金を追徴する。

若し詐欺したことが本人死亡後発覚したときは、遺物よりこれを追徴する。若しその遺物を既に分配したときは受領した者にこれを分賦してこれを追徴する。

第二十六条 処罰のこと、及びその証拠は検事長より調税委員に陳述し、調税委員においてこれを裁判する。ただし本人へは記録に掲載の上申達する。

この料金は、本人の納税地の貧民救恤の用に供する。すべて料金の執行方は代官所において取り扱う。
は 告訴並びに税目録改正のこと

第二十七条 調税委員において決議したこと、あるいは代官所において計算した金額については、すべてこれを告訴することができる。その権利はすなわち納税者と検事長とにある。

すべての納税者の告訴は三十日間に代官へ口頭又は書面をもって上告する。この期限が過ぎたときは受理しない。期限の初めは税目録を布告した日から起算する。罰についての告訴はその申達の日をもって初めとする。

科料についての告訴のほかは、その告訴のために一旦決裁したことを猶予することはない。

第二十八条 告訴のことは調税委員及びその代勤の順を定めておいた名代人四人で更にこれを審査する。決定した後は法律上の告訴を再びすることはできない。

第二十九条 税目録は告訴等の事件を整理した上で締め切る。締め切った後は税の増減、変易あるいは差違があると
きで更に査定した上でなければ改正することはできない。

に 税の期限、税の取扱いのこと

第三十条 前に記載した方法をもって既に確定した税目録は次期六カ年間の収税の基本とする。全国的に六年ごとに
収入税を改正する。この調べ方はすべて前述の方法に準拠して新たに査定すべきものである。

第三十一条 六年の期限内に収入税の根元が変わったときは、その旨納税者より請願し、あるいは代官が公認の上
れを改め、この税は会計年度中次期の計算期限より徴収する。

第三十二条 納税者が死亡するか、又は外国に移住し、あるいは他の事故によって収入高が全く消滅したときは次期

の計算期限より除却する。

第三十三条 税期限内にこの法に従つて新たに税を納めるべき収入高が生じたときは、その旨代官へ上告し、代官は仮に税額を定めておき、次期の計算期限よりこれを徴収する。

第三十四条 会計年度が終了したときは、代官より調税委員へその年度中の税の変易したこと、あるいは新たに税を収納すべきことを通達する。ただし、告訴のことは第二十七条のとおりである。この調べ方はすべて前述の方法に準拠して定める。

調税委員の調べが済み、その税高が若し先に代官において仮に定めておいた税高より過多となったときは、納税者よりその不足分を徴収し、若し過少となったときは政府よりその過剰の分を還付する。

第三十五条 警察官はその支配下において新たに収入税を納めるべき者の名前書をその時々々に代官へ通知する。

第三十六条 調税委員の勤続期限は六年とし、六年ごとに新たに選挙する。ただし、この期限内に死亡あるいは移転したときはその時々々に選挙する。

は 税賦課に関する費用のこと

第三十七条 収入税賦課のために生ずるところの事件については納税者よりの手数料及び証印税を要しない。

調税委員の旅行費はもちろん調税のため時日を消費するので相当の手当金を支給する。

郷党役人が第十四条の規定により人名帳を作成したときの費用を書き出させる。

右の費用はもちろんのことこのほかの費用といえども必要な分は政府の金庫より支弁する。

第三十八条 告訴の理由が正当でないときのこれに関する一切の費用はその告訴人から弁償させる。また、たとえそ

の理由が正当であるときでも自己の失費は政府の金庫から一切支弁することはない。

第三章 収入税徴収のこと

第三十九条 収入税の徴収は納期月ごとに収税所において徴収する。ただし、この納期月はおつて公告する。

末章

第四十条 理財局は内務局と協議の上、一代官の支配下に若し一等の市街がないときはこの収入税法と同日に決定した元金利息税の調税委員に収入税の調べを兼務させることができる。故にこの時は収入税の調税委員を選挙することを要しない。

第四十一条 郷党役人は職務のため税目録帳を見閲することができ、定まった税高のことに限る。

第四十二条 この法は一八五五年より同六年までの会計年度中に施行する。この時より一八五〇年に定めた収入税法を廃止する。

以上が巴華釐厘国税法の所得税に相当する部分であるが、我が国の所得税法がどの程度参考にしたのであろうか。まず、所得税法草案の「所得税法説明書」総説においては、「巴華里ノ如キヲ施行センニハ、納税者ハ課税アルノ種類ヲ避ケテ該税以外ノ種類ニ就テ収入ヲ求メントシ、大ニ民間経済ニ変動ヲ起スヘク」と理解しているが、本法が納税義務者に関して、商工業者については商工税との重複課税を避ける、あるいは、国債・貸金等の利子は元金利息税と、不動産貸付による所得は地税・家税との重複課税を避けることとし、いわば勤勞の所得を主体として課税する方式であることから、所得税のもつ精神から言えば偏向しており、このまま採り入れるわけにはいかない、ということであらうか。

しかし、これより先に伊藤巳代治がドイツ税制を調査研究していたときには、「巴華里に於テハ収入税ノ外ニ資本税アルモノノ如ク」、「巴華里ノ資本税ハ直ニ本邦ニ移シテモ毫モ支障ナキノミナス却テ今日ノ不公平ヲ醫スル」としており、資本課税（巴華里では元金利息税）を提唱している。

前にも述べたとおり、ドイツ（プロイセン・プロシア）の税法は数多く翻訳されたのであるが、この「巴華釐亜國税法」は本書による訳出だけであり、当時の人の多くの目は巴華釐亜國の税法より、プロイセン（プロシア）の「階級税及び階層別所得税法」の方が、より進歩したものとも見ていたものと考えられる。

しかし、本書が訳出された明治八年当時には、プロシアの所得税法は受容されておらず、前項の「合衆國収税法」とともに、我が國に所得税制を導入することの示唆を与えたであろう先覚の書として、本書の価値を見出すことができよう。

- (注) 1 アレクサンダー・フォン・シーボルト（一八四六年～一九一一年）は、フィリップ・フランツ・フォン・シーボルト（バイエルン州ヴュルツブルク出身）の長男、一八五九年父とともに来日、イギリス公使館の定員外通訳、一八六七年幕府の遣欧使節徳川昭武の一行に通訳として加わる。帰国後イギリス公使館勤務に戻り、一八七〇年に日本政府に奉職し、刑部省、参議府、ベルリン日本公使館、井上外務卿付、ローマ日本公使館、再び外務卿付の勤務を経て、一八八七年ヨーロッパへ帰国している。
- ハインリヒ・フォン・シーボルトは弟である。

三 プロイセンの階級税及び階層別所得税法―等級税及び所得税法―

今までに考察してきたところでは、プロセイ（プロシア）の所得税法が、我が国の所得税法に大きく影響していること、すなわち、それを典拠としている、又はそれに強く依拠している、あるいは、模倣する結果となったこと、しかし、全面的な制度の模倣でなく、各国の制度を研究して我が国に適合するように簡略化したことが論じられている。

そこで、本節では、プロセイの所得税法について考察することとする。

大蔵省におけるプロセイの「階級税及び階層別所得税法」の翻訳には、それぞれ訳文の異なる次の三編がある。

一 「普國分等税及ヒ分等收入税規則」

二 「普國所得税徴収法」

三 「李國等級税及ヒ所得税法」

これらは明治二十年三月に刊行された「稅務雜篇 附録」、「李國稅務類纂 完」及び同二十三年四月刊行の「獨李稅法 直稅編之二 第貳編」に収録されているが、訳出の時期及び原書名は不明である。

まず、第一の「普國分等税及ヒ分等收入税規則」には、一八五一年五月一日發布の規則、一八七三年五月二十五日發布の改正規則、同年同月日に発した穀肉税を廢する規則、一八七四年一月二日發布の規則第十五条の手数料を増加する規則、一八七五年六月十五日の分等税改正規則、一八七七年三月十二日の地稅・分等税・分等收入税の改正規則、一八七二年五月二十九日發布の分等税賦課法、一八七七年三月四日の分等收入税賦課法（大蔵卿布達）がこの順

序で収録されている。

第二の「普國所得稅徵收法」は、一八五一年五月一日發布の規則を基に改正部分は「一八七三年五月二十五日の規則に準拠す」として織り込んだところで訳出しており、「穀肉稅及び屠畜稅廢止に係る一八七三年五月二十五日の規則」、「下等級賦課條例中若干の改正に係る一八七五年六月十六日の制規」が付されている。

第三の「李國等級稅及ヒ所得稅法」は、一八五一年五月一日布告、一八七三年五月二十五日改正と記され、改正部分が完全に織り込まれた法規であり、その後一八七五年五月二十九日發布の訓令「等級稅ヲ賦課スルノ手續キ」が付されている。

この三編に含まれる法規の發布時期からみると、一八七七年、すなわち明治十年以降の訳出と考えられるが、それらの前後關係を検討するために、次にその条文の一部を對比してみることにする。

第十條

【一 普國分等稅及ヒ分等收入稅規則】

第七條ニ等級ノ於ケル評定ハ團結會ハ團結長ヲ會長ト為シ團結會「團結議會員會」ヨリ撰擧シタル委員ニ於テ為スヘシ

【二 普國所得稅徵收法】

第七條ニ記載セル等級ノ檢定ハ委員之ヲ行フモノトス、而シテ此委員ハ町村會若クハ町村代理ニ於テ町村組頭ノ内ヨリ撰擧ス

【三 李國等級稅及ヒ所得稅法】

第七條ニ準シテ納稅者ノ等級ヲ定ムルニハ秤量委員會ヲ設ケテ之ヲ執行ス、該委員會ハ邑村會ヨリ撰擧シタル委員ヨリ成立シ邑村長ヲ以テ之カ會長ト為ス

第二十八條

【一 普國分等稅及ヒ分等收入稅規則】

土地ノ收入ハ納稅者所有地又ハ其他ノ權利ニ因テ土地ヨリ得ヘキ收入ヲ含蓄ス

貸付地ノ收入ハ其時ノ貸付料ヲ計算スヘシト雖モ、借受人ヨリ物件等ヲ完納スヘキ義務アルトキハ其義務及ヒ貸付人ニテ使用スルトキハ其使用權ヲ合算シ貸付人ニ存スル義務ハ之ヲ除去スヘシ

貸付サル土地ノ收入ヲ計算スルニハ其土地所有者ノ農業ヨリ得タル三年間ノ純益ヲ通算スヘシ

郡内ノ製造場「焼酎麦酒製造場、水車、煉化石製造場等」ノ所屬地ノ收入ニ計算セサル物及ヒ醫師石盤石、石灰白土鉦坑、金銀分析場ハ三年ノ純益ニ因テ其收入ヲ算スヘシ

所有者ノ住居スルカ又ハ其他自己ノ用ニ供スル土地ノ收入ハ地方ノ貸家賃ニ因テ之ヲ算スヘシ

土地附着ノ義務、租稅及ヒ土地書入負債其他ノ負債ノ利子ハ之ヲ控除スヘシト雖トモ、官署ノ求メニ因テハ債主ノ氏名、住所及ヒ証書ノ月日ヲ証明スヘシ

【二 普國所得稅徵収法】

土地資産ノ所得トハ納稅者所有ノ全靜産ヨリノ上リ高及ヒ其靜産ニ係ル收益ヲ云フナリ

凡ソ土地ノ貸附賃トハ最初締約ノ金錢若クハ作物等ノ現品並ニ花利等ヲ併算シ、此内貸主ノ負担スヘキ責務（若シ風雨、水害等ノ修繕ヲ貸主ニ於テ負担スヘキ約束アレハ）ノ費途ヲ控除シテ其清算ヲ以テ所得トナスモノトス

賃貸ヲ為ササル所有物ヨリ収ムル所得計算ニ就テハ前三ヶ年ニ於ケル本人出納ノ平均ヲ取りテ得タル純益ニ基クモノトス

焼酎製造所、麦酒製造所、水車場、焼磚場等ノ如キ村野製造所ハ其資本（資金、土地、家屋、機械ヲ云フ）ノ所得稅ヲ定ムルニ際シ酌量セラレシ間ハ石坑、石盤坑、石灰坑、白堊坑、此他鑿坑所、鋸鉦所同様ニ前三ヶ年ニ係ル平均純益ニ從テ其計算ヲ為スヘキモノトス

賃貸ヲ為サスシテ所有主自ラ居住スルカ又ハ其使用ニ供スル家屋ニ就テハ其地普通ノ家賃價格ニ準拠シテ家賃所得ヲ計算スヘキモノトス

所有地ニ屬スル責務、租稅並ニ之ヲ抵当ニ書入レタル負債ト爾他ノ負債トノ利子ハ之ヲ控除スヘシト雖トモ、時宜ニ由テハ其債主ノ姓名、住所並ニ借用証書ノ年月日ヲ書上テ其負債ヲ精細ニ証明セシムヘシ

【三 帝國等級稅及ヒ所得稅法】

土地ノ所得ハ納税者所有地ノ収入高並ニ其他ノ權利ニ因テ土地ヨリ得ヘキ収入高ヲ含蓄ス

貸付地ノ所得ヲ計算スルニハ貸付料ノ外ニ借受人ヨリ地主ノ為メニ勞役シ若シクハ之ニ收穫物ヲ収メ及ヒ地主ニテ其土地ヲ使用スルカ如キ地主ノ利益アルトキハ皆ナ之ヲ合算シ若シ土地ニ負担スル義務アルトキハ之ヲ除去スヘシ貸付サル土地ノ所得ヲ計算スルニハ其農業ヨリ得タル三ヶ年間ノ純益ヲ通算スヘシ

農業附屬ノ製造場(例令ハ蒸留酒、麥酒、麥粉、煉瓦製造場等)及鋪石、石盤石、石灰、白土掘取場、塙坑、溶塙場ハ三ヶ年ノ純益ヲ通算スヘシ、但附屬ノ製造場ハ其本業ノ収入計算ノ際ニ合算セサリシトキニ限ル

所有者ノ住居スルカ又ハ其他自己ノ用ニ供スル家屋ノ収入ハ其他ノ家賃ニ因テ之ヲ算スヘシ

土地ニ負担スル租税其他ノ義務及ヒ土地書入負債其他ノ負債ノ利子等ハ之ヲ控除スヘシ、但シ官署ノ求ニ因テハ債主ノ氏名、住処及ヒ証書ノ月日ヲ証明スヘシ

第三十六条の一部

【一 普國分等税及ヒ分等收入税規則】

郡内委員ノ賦課シタル税額ハ故障ニ因テ之ヲ延納スヘカラス、必ス一定ノ期日ニ完納スヘシト雖トモ、他日過分ノ税額ヲ還付スルハ格別ナリトス

俸給、接待費、休職料、退隱料ノ分等收入税ハ之ヲ支払フヘキ出納局ニ於テ之ヲ控除シテ租税受取所ニ送付スルコトヲ得

【二 普國所得税徴収法】

検定委員ノ賦課シタル確定税額ハ再審ノ為メ延納スルヲ得サルヲ以テ、必ス定メタル期限ニ於テ之ヲ納付スヘシ、尤モ若シ過納アルトキハ後日其分ヲ賠償スルモノトス

俸給、割合手当金、非職手当金及ヒ恩給ノ上等給所得税ハ其下附スヘキ金庫ニ於テ之ヲ引去り、該金庫ヨリ直ニ租税領收所ニ回納スルヲ得ヘシ

【三 率國等級税及ヒ所得税法】

秤量委員ノ賦課シタル税額ハ訴願ヲ為シタリト雖トモ之ヲ延納スヘカラス、必ス規定ノ期日ニ之ヲ納ムヘシ、但訴願ヲ採用セラレタルトキハ他日過分ノ税額ヲ還付スヘシ

俸給、手当、休職料、恩給ニ課スヘキ所得税ハ金庫ニ於テ之ヲ控除シ、税金受取所ニ送付スヘシ

第三十八条

【一】 普國分等税及ヒ分等收入税規則】

此規則ヲ施行スル為メ必用ナル布達、規則ハ大藏卿ヨリ発スヘシ

【二】 普國所得税徴収法】

本制規実行ニ付キ必要ノ規則、教令ハ大藏卿ノ發布スル所ナリ

【三】 李國等級税及ヒ所得税法】

大藏大臣ハ本律ヲ実施スル為メ必用ナル訓令、命令ヲ発スルコトヲ得

右に掲げた一、二、三の法規のうち、前二者において「大藏卿」と訳しているものを第三の法規は「大藏大臣」としているところから、後者は明治十八年十二月二十二日、内閣制がしかれたあと刊行日まで、すなわち、およそ明治十九年の訳出と考えられ、前二者はそれ以前のものだと判断される。

一及び二の法規の前後関係については、一の法規が「団結」、「故障」、「布達、規則」と訳している語を、二の法規では「町村」、「再審」、「規則、教令」と訳しておりや現代文に近いこと、また、訳文全体を通じて二の法規の方が現代的であることから、前者は古い時期、後者は新しい時期の訳出であるものと判断される。

さて、このように明治十年以降およそ十年の間にプロセインの所得税法がなぜ三度も訳出されたのか、ほかにも、地租法、營業税についての重訳があり、これは他の諸外国の租税関係書にはみられないことなので、大いに興味をそそるとして、第一章において、このうちの一篇は制度取調局による翻訳ではないかとの仮説をたてたところであるが、その真の理由については明らかでない。

我が国の税制を整備するに当たって、ドイツ法制を志向し、繰り返し原書を求めて、深く研究した結果であるのか、あるいは、対立抗争の所産であるのか推測する証はないのであるが、いずれにしても、大蔵省においてプロイセンの所得税法が他の諸国のそれよりも相当深く吟味されたであろうことは窺い知ることができるのである。

次に、プロイセンの所得税法の構造、性格等とそれが我が国の所得税法に与えた影響を考察することとし、その方法としてプロイセンの「階級税及び階層別所得税法」を現代文で要約して、これと憲法制定グループが推し進めたといわれるルードルフの「収入税法草案」と、元老院に付議した「政府原案」とを対比して検討を進めることとする。

なお、傍線の部分は類似している点である。

一八五一年五月一日布告・一八七三年五月二十五日改正

李国等級及び所得税法

第一条 一八二十年五月三十日の租税法第一条の等級税と一八四八年四月四日の麦粉税を廃止する仮規則の直接補充税は、本年七月一日より廃止する。特定地方の穀肉税（麦粉税・肉税）は、なお徴収する。また従来麦粉税を徴収していない地方においては、新たにこれを徴収する。

第二条 補充直税を廃止した代わりに左の税目を徴収する。

- 一 毎年一千ターレル以下（未満）の所得ある人民には等級税を賦課する。
- 二 毎年一千ターレル以上の所得ある人民には所得税を賦課する。ただし、従来穀肉税を納めている地方においては、所得税の全額から穀肉税として二十ターレルを控除した残額を所得税とする。

第三条 穀肉税を課する地方の人民が一時等級税を課する地方に滞在するときは、等級税を納める義務はない。

しかし、等級税（所得税）を課する地方の人民が一時穀肉税を課する地方に滞在するときは、穀肉税を納めるため等級税（所得税）の免除を要求することはできない。等級税及び穀肉税を課す両地方に住家を有する者は、必ず等級税あるいは所得税の全額を納めなければならない。

第四条 穀肉税を廃して等級税を課し、等級税を廃して穀肉税を課すことは、法律をもって定めなければならない。

第一章 等級税の賦課徴収法

第五条 等級税は穀肉税を納めない地方の住民で一ヶ年一千ターレル以下の所得ある者に賦課する。

等級税を免除される者は左のとおり。

一 一ヶ年の所得が一四〇ターレル以下（未満）の者

二 十六歳未満の者

三 陸海軍の常備人員に属する下士兵卒及びその家族。ただし、営業、農業、所有地、資産（資本金）から年一

四〇ターレル以上の所得を得ない者に限る。

四 帰休の下士兵卒及びその家族並びに戦時において召集されたか又は志願した下士兵卒及びその家族。ただし、現役服務中に限る。

五 陸海軍将校、軍医、文官にして出陣している間、出陣しない歩砲隊若しくは出陣すべき軍隊の補欠兵に属する間又は戦地の城塞を占拠する間

六 内国の一地方に一ヶ年未満滞在の外国人。ただし、営業のため滞在する者はこの限りでない。

七 鉄十字勲賞の所持者また一等、二等の従軍徽章の所持者及びその家族

八 特別の勲章を受けていないが、普国民又は当時普国に合併していない地方の住民として同盟軍隊に加入して一八〇六年より同一五年までの戦争に加わった者及びその家族

【原案】

〔第三条 左に掲クルモノハ所得税ヲ課セス

第一 軍人從軍中ニ係ル俸給

第二 官府又ハ公共ヨリ受クル旅費、傷痍疾病者ノ恩給金及孤児、寡婦ノ扶助料

第三 營業ノ事業ニセサル一時ノ所得〕

第六条 等級税一ヶ年の予定総額は、納税義務者の増加を算外において一百万ターレルと定める。この定額は法律をもって定めなければ変更できない。

等級税は第七条の税級によって賦課する。等級税賦課額が予定総額に対し増減が生ずるときは、等級税賦課額を増減して予定総額と均一にする。この場合において、大蔵大臣は法令誌をもって毎年七月一日までに賦課の結果を公告し、併せて既に賦課した税金一ターレルにつき幾倍増減するかを告示する。

新たに納税義務者が増加したときは右告示の税額に従い課税する。

第七条 等級税は十二級に分けて徴収する。

納税者を十二級に分けるには一ヶ年の所得高による。ただし、所得高を秤量するに当たり納税者の財力に影響を及ぼす事態（多数の子があること、貧窮な親戚を扶助する義務のあること、長病にかかること、その他莫大な負債及び非常の災厄等）を酌量する。

第一級に属する者は課税を全く免除する。

一戸及び一個人の一ヶ年に納めるべき税額は左のとおり。

「税 額 表 一級〜十二級」

一ヶ年の所得高を秤量するには二八、二九、三〇条に準ずる。

第八条 (イ) 等級税は通常戸毎に徴収する。

(ロ) 一戸には必ず一人の戸主を要する。若し婦人が一戸を構えたときはその婦人をもって戸主とする。

(ハ) 同居人及び俸給又は賃金を受ける雇人は家族に属しない。

(ニ) 納税の義務ある家族に属しないか、また独立して一戸を立てていない者で納税義務のある者は賦課された税の全額を納める。

第九条 (イ) 自治の団結地において、等級税率に準じて賦課する地方税は、一ヶ年一四〇ターレル以下の所得者で

も別に免税の理由がなく、窮民救助の保護を受けていなければこれを負担する。この種の納税者に賦課する税額は一戸又は一個人につき一年半ターレルとする。

(ロ) 従来の規則により毎年三ターレル若しくは四ターレル以上の等級税を納めていなければ、その地の投票権及び選挙権がないとする町村にあっては、選挙権改正規則を發布するまで二ターレル以上等級税を納める者に仮にこの権利を享有させる。

第十条 (イ) 納税者の等級を定めるには秤量委員会を設けてこれを執行する。この委員会は町村会より選挙した委員により成立し、町村長をもって会長とする。委員を選挙するには各級納税者をなるべく均一に代表させるよう注

意する。

市府においては数個の委員会を設けることができる。この場合において市長は会ごとに委員の一人を選んで会長とする。

市長及び町村長は、納税者の所持物、財産、営業及び所得上の実況その他財力に影響を及ぼす一切の關係につき、納税者の家事に深く立ち入らざる限りにおいて、なるべく詳細に調査し、かつ、納税者の等級を定める標準となるべきものは悉く収集する。

秤量委員は、規定の標準によって会長の提出した秤量の意見を精細に検査する。しかし納税者の家事にみだりに立入ってはならない。委員は調査が終了後、この調査又はその他の方法で知得した実況を根拠として各納税者の等級を定める。

秤量事務所に携わった委員長その他の役員は、職務上規定の誓約をなし、その事務より知り得たる財産及び所得の実況を他に漏洩してはならない。委員は会長に対し拍手をもってこれを他に漏洩しないことを誓う。

委員会において予定した秤量は、町村長（市長）が一応検査した後、県庁（ベルリン府直税事務局）において最終の検査をして確定する。

納税者の等級を確定するに当たり、委員において予定した等級より一層高い等級に改めようとするときは委員の意見を諮問する。ただし書損を改める場合にはその必要はない。

（ロ）町村長（市長）は、一年限りの納税者人名簿及び納税者増減表を編製する。ただし、独立していない市府にあってはこれを編製するのに郡長の監督を受けなければならない。

(ハ) 税金取立人を置き、税金を取立させる。

(ニ) 右取立法は地方の状況によって別に規則を発し定める。

第十一条 外国若しくは穀肉税を納める地方より等級税を納める地方に転住するか又はその理由によって等級税を納める義務を負担した者は、その翌月から等級税を納付しなければならない。この場合において、市長(町村長)は、先ずその納税者の等級を仮決定し、県庁においてこれを確定する。

外国若しくは穀肉税を納める地方へ転住するか若しくは満六十歳となるか又はその他の理由によって等級税を納める義務を免れる者は、その義務を免れた翌月からその税を免ずる。

等級税を納める他の地方に転住した者は、転住した月の分まで旧来の住所において納税する。

第十二条 (イ) 家屋建築地の所有者又はその代理人は、その地内に居住する者で納税義務のある者の姓名を主管の官署に届出なければならない。

(ロ) 戸主はその家族の姓名及び納税義務のある同居人の姓名を届出なければならない。

(ハ) 納税者の姓名につき規定の届出を怠り、又は主管官署の尋問を受けその年度内に届出をしない者は、一ヶ年税額の四倍以下の罰金に処し、かつ、脱税額を追徴する。

(ニ) この規則に違背した者で主管官署の定めた期限内に脱税金、罰金及びその他の費用を完納しないときは、裁判所においてこれを審判する。

第十三条 (イ) 賦税表は毎年の始めに公告する。

(ロ) 納税者は毎月の始め八日以内に税額を納めなければならない。ただし、二ヶ月乃至一ヶ年の税額を一度に納

めることも随意である。

租税を賦課した後、非常の災厄にあい財力を減じたときは、委員の申立により県庁はその財力相当の高まで税額を減額することができる。

(ハ) 規定の納税を怠り、税金取立人より三日間に完納するよう催促を受け、なおこれを完納しない者は強徴法によつて処分する。

(ニ) 税金取立人は、取立てた税金にやむを得ない不足金及び残金の説明書を添え、毎月二十五日までに主管の出張所に送納する。ただし、この期間内に一定の送納期日を定めてもよい。

(ホ) 税金取立人は、税金に不足があるか若しくは強徴の効がないけれどもまだ証明がつかないときは、責任をとつて出納所にその金額を立替える。

第十四条 (イ) 納税者は、等級税の賦課に対し不服あるときは、賦税公告後三ヶ月以内(訴願期限)に郡長若しくは町村長(市長)に訴願する。ただし、年度内の賦税に対する訴願の期限は税額告示の日より起算する。

(ロ) 税金は訴願中といえども必ず規定の期日までに納めるものとする。ただし、訴願採用の後、過納となった税金は還付する。

(ハ) 訴願のあつたとき、県庁は郡会(市会)をして訴願委員を選ばせその意見を聞いて裁定する。県庁において委員の意見に同意しないときは、所得税の県部委員がこれを裁定する。

訴願取調の際、訴願委員及び県部委員は、訴願者の財産及び所得の実況を仔細に調査し、かつ、これらの実況に基づいて訴願者に尋問を行い、また土地貸借規約書、借用証書、営業帳簿その他必要な書類を差し出させるこ

とができる。若し規定の期限内に尋問に対し答弁をしないか又は右の書類を差し出さないときは、訴願の理由がないものとみなし訴願書を却下する。

また、訴願委員及び県部委員は、訴願の当否を裁定すべき証憑がないときは訴願者をして所得の弁明を宣誓してなざしめることができる。この場合裁決書の中にその弁明したことを記録し、八日以上の期日を定め訴願者をしてこれを誓わせる。若しその期日に至り訴願者がこれを誓わないときは、訴願の理由がないものとみなして訴願書を却下する。

(ニ) 訴願委員の意見と一致した県庁又は県部委員の裁定に対し、訴願者において不服があるときは、その裁定書を受領した後四週間以内に郡長を経て大蔵省に訴願することができる。また県庁は同期限内に県部委員の裁定に対し大蔵省に控訴することができる。

(ホ) 一八四〇年六月一八日の租税期満得免規則(経時効規則)は、等級税にも適用する。ただし、本律において特別の規定がある場合はこの限りではない。

第十五条 町村において各納税者より等級税を取立てる方法は従前の規則に従う。
筆墨、雛形用紙等の諸雑費に充てる収税手数料は、取立てた税額の百分の四を超えてはならない。

第二章 所得税の賦課徴収法

第十六条 所得税は、諸王族及びホーヘンツワルレン両公室を除き、一家の所得を合算して毎年一千ターレル以上の所得を有する国内住民及び外国に滞在する普国民に賦課する。ただし、家族の内に特別の所得があるときはこれを戸主の所得に算入する。

〔ルードルフ案〕

〔第一条 凡ソ日本国民ニシテ本國或ハ外國ニ住居シ一人ニテ或ハ其家族ノ有スル特別収入ヲ合算シ一ヶ年四百円以上ヲ収入スル者ハ皇族ヲ除クノ外悉ク収入税ヲ納ムルノ義務ヲ有ス〕

〔原案〕

〔第一条 凡ソ人民ノ資産又ハ營業其他ヨリ生スル所得金一箇年三百円以上アル者ハ此税法ニ依テ所得税ヲ納ムヘシ〕

〔第二条 ；但同居ノ家族ニ属スルモノハ総テ戸主ノ所得ニ合算スルモノトス〕

第十七条 普國人で外國に所有地を有し、その所得について外國政府に同種の租税を納めることを証明した場合には所得税を免除する。

〔ルードルフ案〕

〔第二条 外國ニ住居スル日本國民ハ外國ニ於テ有スル土地ノ収入ニ付外國政府ニ収入ヲ納メタルコトヲ証明スルトキハ此収入税ヲ免除スヘシ〕

第十八条 外國人といえども内國に土地を所有しその収益一千ターレル以上の場合には所得税を課す。また外國人で内國に製造場若しくは商店を有し、或はその營業の組合員であるときもこれに準ずる。

その他の外國人は、營業のため又は普國に一年以上滞在するのでなければ所得税を納めるには及ばない。

〔ルードルフ案〕

〔第三条 凡ソ外國人ニシテ營業ノ為メ又ハ一年以上日本國內ニ住居スル者ハ収入税ヲ納ムヘシ、但此義務各國ト締結セル現行條約ニ抵触スルトキハ此限ニアラス〕

外國人ニシテ日本國內ニ於テ土地ヲ所有スル者其収入金額一ヶ年四百円以上ナルトキハ同ク収入税ヲ納ムヘシ、外國人ニシテ内地ニ於テ商工營業所ヲ有スル者モ亦之ニ準ス、但此義務各國ト締結セル條約ニ抵触スルトキハ此限ニアラス〕

【原案 細則】

〔第五條 左ニ掲クル者ハ、一定ノ地ニ其納税管理人ヲ定メ戸長ヲ經テ郡区長ニ届出、此税法施行ニ関スル諸般ノ事ヲ弁セシムヘシ〕

- 一 此税法ヲ施行セサル地ニ居住シ、本法施行ノ地ニ於テ生スル所得金一箇年三百円以上ヲ收入スル者
- 一 内外國ニ旅行シ又ハ外國若クハ此税法ヲ施行セサル地ニ寄留スル納税者〕

第十九條 所得税は所有地、資本金収入、定期収入、營業收入その他利益ある業務収入の総額に準じて賦課する。

第二十條のとおり各納税者の等級を定める。しかし、その一ヶ年の税額は収入総額（所得）の百分の三を超えてはならない。

【ルードルフ案】

〔第四條 収入税ハ納税義務者ノ土地、資本、或ハ商工業其他利益ヲ目的トスル營業ヨリ収入スル金額若クハ年、月、及日給或ハ其他ノ利益金額ニ準シテ賦課スルモノトスル、但各納税義務者ノ納税額ハ次条ニ記載スル等級ニ応シ賦課スルモノトス〕

【原案】

〔第一條 凡ソ人民ノ資産又ハ營業其他ヨリ生スル所得金一箇年三百円以上アル者ハ此税法ニ依テ所得税ヲ納ムヘシ〕

第二十條 「税額表 一級〜四十級」以下所得二万ターレルごとに税金六百ターレルを加える。

一、二級の所得税を賦課するに当たつて、納税者の資力に影響を及ぼす事態（多数の子があること、貧窮な親戚を扶助する義務のあること、長病にかかること、その他莫大な負債及び非常の災厄等）を酌量し一級を減ずることが出来る。一級に属するときは等級税十二級の税額に減ずることが出来る。

【ルードルフ案】

〔第五條 「税額表 一等〜五十五等」以下一万円毎ニ三百円ヲ加フルモノトス〕

一等乃至十二等ノ収入税ヲ各納税義務者ニ賦課スルニハ其納税力ニ関係アル家計ノ有様（一家ニシテ数多ノ児童ヲ有スル者又ハ数多ノ家族ヲ養フ者、長病に罹ル者、負債ヲナシ又ハ非常ノ災ニ遭遇シ納税力ヲ減セラレタル者ヲ）斟酌シ一等ツツ減税スルヲ得、此場合ニ於テ第一等ノ税ヲ納ムヘキ者は免税スルヲ得」

【原案】

〔第四条 「税額表 一等〜十九等」

第二十一条 所得税の等級を定めるには、毎年各郡若しくは独立市府において委員会を設け、県庁より任命した委任官若しくは郡長をもって会長とする。その委員の三分の一は都会又は市会の議員中より、三分の二は所得税負担者中より選挙する。所得税負担者中より選挙する場合には、諸税の所得（土地、資本及び営業の収入）の納税者なるべく均一に代表させるよう注意する。

当選者は、後見人たることを拒み得る事由があるか、又は既に三年間引続き委員であった場合においては、その選挙を拒むことができる。

委員の数は、その郡若しくは市府の大小及び住民の所得高の多少に従い、県庁において各別に定める。

また、県庁は一郡内において大きな市府及び町村ごとに特別の秤量委員会を設けることができる。独立郡府においては委員総会のほか、数個の委員小会を設けることができる。

【ルードルフ案】

〔第六条 収入税ヲ賦課シ且ツ之ニ関スル申立ヲ裁決スル為メ、各郡区ニ於テ収入税事務局ヲ設ケ、郡区長ヲ以テ其委員長ニ任シ、或ハ県令ヨリ特ニ委員長ヲ命スヘシ、郡収入税事務局委員ハ県会ニ於テ各郡ノ収入税義務者ヨリ選任シ（但郡会設置ノ後ハ郡会ニ於テ其委員ヲ選任スヘシ）、区収入税事務局委員ハ区会ニ於テ其区内ノ収入税義務者中ヨリ選任スヘシ
委員ハ可成各郡区中ニ現存スル収入各種類（土地、資本及営業）ヨリ平等ニ選挙スヘシ

当選人ハ左ノ場合ニ限り之ヲ拒ムコトヲ得

(イ) 既に三ヶ年間引続キ委員タリシトキ

(ロ) 年齢滿六十年以上ナルトキ

(ハ) 五名以上ノ未丁年者ヲ有スルトキ

(ニ) 後見人タルトキ

(ホ) 疾病ニ罹リ平常ノ職務ニ堪サルトキ

収入税事務局ノ委員ハ六名トス、其外四名ノ代委員ヲ選挙スヘシ、郡区収入税義務者ノ数七名以内ナルトキハ此義務者ヲ以テ委員トスヘシ、収入税事務局ハ其委員四名以上出席スルトキハ決議ヲナスコトヲ得、此決議ハ過半数ヲ以テ決ス、議長(委員長)ハ委員ノ可否説同数ナルトキニ限り發言スルヲ得、事務局ノ達並裁決ニハ議長及委員二名以上之ニ署名スヘシ、府知事及県令ハ時宜ニ依リ郡区ヲ二或ハ数多ノ収税区ニ分割スルヲ得

【原案】

〔第五条〕 此税法ニ依リ税金ヲ納ムヘキ所得アル者ハ其年所得ノ予算金高及種類ヲ記シ毎年四月三十日迄居住地ノ戸長ヲ經テ郡区長ニ届出ヘシ

〔第六条〕 各郡区役所管轄内ニ七名以下ノ所得税調査委員ヲ置キ、毎年調査委員会ヲ開キ、所得税ニ関スル調査ヲ為サシム、調査委員定数ノ外五名以下ノ補欠員ヲ置キ欠員ノ補充ニ備フヘシ

〔第七条〕 調査委員ハ其郡区内ノ選挙ヲ以テ之ヲ定ム

〔第八条〕 調査委員ノ選挙人、被選挙人ハ二十五歳以上ニシテ、其郡区内ニ現住シ、所得税ヲ納ムル者ニ限ル

〔第九条〕 郡区長ハ町村ノ大小ニ応シ五名ヨリ多カラサル町村選挙人ノ員数ヲ定メ、其町村人民中第八条ノ資格ヲ有スル者ヲシテ互選セシム、町村選挙人ハ第八条ノ範圍内ニ於テ調査委員及補欠員ヲ選挙スヘシ

〔第十条〕 調査委員ノ任期ハ滿四年トシ二年毎ニ全数ノ半ヲ改選ス、但第一回ノ改選ハ抽籤ヲ以テ其退任者ヲ定ム

【原案 細則】

〔第十二条〕 調査委員会及ヒ調査委員選挙ニ関スル細則ハ府県知事之ヲ定ム

〔第十三条 調査委員ヲ辞スルコトヲ得ル者ハ郡区長ニ於テ已ムヲ得スト思料スル事故アルモノニ限ル〕

〔第十四条 調査委員会ノ決議書ハ会長及委員二名以上之ニ署名スヘシ〕

第二十二條 委員長は、その郡内若しくは市府内の賦税事務を主監し、本律に従つてこれを実施する責任を有す。委員長は、等級税名簿と通知書に基づき管轄の住民のうち所得税を負担すべき義務があると認めたる者及び管内の土地所有者で外国に滞在する者につき明細に調査を作るべきものとする。

委員長は、納税者の所有物、財産、営業その他所得の実況につき深く立ち入ることなしに、なるべく詳細に調査し、納税者の所得を定める標準（証拠）はすべて収集すべきものとする。

納税者についての明細な調査の作成、及び納税者の財産、収入を調査する際に、委員長はその見込によつて町長の助力を求めることができる。町長は必ずその求めに応じなければならない。

委員長は、右取調べの結果をその管内の所得調査に登記し、かつ、その一定の欄内に各納税者の所得高に準じ見込の等級を附記するものとする。ただし、右調査をなすにあたつては、第二十八条ないし第三十条に準拠しなければならない。

その他委員長は、委員を招集し、決議の準備をなし、かつ、その決議に対し県部委員（第二十三条）となお会議することを要しないと認定したときは、直ちにその決議したことを施行すべきものとする。

【原案】

〔第十二条 郡区長ハ所得ノ調査ヲ製シ、第五条ノ届書ト共ニ調査委員会ニ付スヘシ〕

〔第十三条 郡区長ハ納税者ト認ムルモノニシテ第五条ノ期限ヲ過キテ其届出ヲ為ササル者アルトキハ、所得金高見積ヲ立テ之

ヲ調査委員会ニ付スヘシ」

〔第十四条 調査委員会ハ郡区長ノ招集ニ由リ之ヲ開ク、調査委員会ノ会長ハ郡区長ヲ以テ之ニ充ツ、郡区長欠席スルトキハ會員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ムヘシ〕

第二十三条 委員は、規定の標準により会長の提出した所得の明細書を仔細に検査すべし。ただし、この場合においては、みだりに納税者の家事に立ち入ることを許さないとはいえ、所得額を算定するに必要と認めるときは、争訟に関わらない裁判調書（裁判所又は公証人にて財産目録を作り、又は財産を封印し、動産を公売し、契約書・遺言書を作る類）及び土地抵当書書入簿等を点検することができる。

委員は、右調査又はその他の方法によつて証明した実況を根拠として所得税の等級を定めるものとする。

確定した等級及び税額は封書をもつて各納税者に通知し、かつ、その書面には、納税者においてその秤量に對し不服があるときは二か月以内に委員長に訴願ができることを附記する。また、訴願手續については、納税者の都合により本人又は二名以上の代理人が書面又は口頭をもつて課税の不当なることを訴えることができるものとする。

訴願のあつたときは、秤量委員会においてこれを議決する。若し、会長がこの議決を不当と認めたとときは、県部委員会においてこれを裁決する。

訴願の裁決に對し、納税者において不服のあるときは、四週間以内に秤量委員長の手を経て県部委員会に訴願をなすべし。

委員会の議決は多数決とする。委員長は可否同数のときに限り投票権を有し、その投票によつて議決する。

委員会の議決に対し、会長は県部委員に訴えをすることができる。県部委員の裁定があるまでは納税者をして委員会の確定した税額を納めさせる。ただし、訴願を採用したときは他日これを還付する。

委員会の議決書及び裁定書は委員長及び二名以上の委員において作成するものとする。

【原案】

〔第十五条 調査委員会ハ過半数出席スルニアラサレハ會議ヲ開クコトヲ得ス、會議ハ出席員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ナルトキハ會長ノ可否スル所ニ依ル〕

〔第十六条 郡区长ハ調査委員会ノ決議ニ扨リ各納税者ノ所得税等級ヲ定メ、之ヲ本人ニ達スヘシ〕

〔第十七条 郡区长ハ調査委員会ノ決議ニ関シ意見アルトキハ、府県知事ニ具状シ指揮ヲ請フヘシ〕

〔第十八条 納税者ニ於テ所得税ノ等級ヲ不当トスルトキハ、其達ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ所得高明細書及其証憑トナルヘキモノヲ添ヘ府県知事ニ申出ルコトヲ得、但此場合ニ於ケルモ其税金ハ達ヲ受ケタル等級ニ從テ之ヲ納ムヘシ〕

〔第二十条 調査委員会又ハ常置委員会ハ此税法ニ関シ調査上必要ト認ムルトキハ、納税者ノ帳簿書類ヲ検査シ及納税者又ハ関係人ニ尋問スルコトヲ得〕

二十四条 各県、ハンノーフル州及びベルリン府には各々の県部委員会を設け、大蔵大臣の任命した委任官をもって会長とする。その委員の三分の二は所得税負担者の中から、三分の一は等級税負担者の中から州会において三年の期限をもって選挙するものとする。

委員の数は各県の大小及び住民の所得高により大蔵大臣が定めるものとする。この委員を選挙するに当たっては諸種の納税者なるべく均一に代表せしめるように注意すべし。その当選を拒み得る事由は第二十一条の規定に準拠する。

県部委員については、当初に限り次回の州会においてこれを選挙し、爾後は委員の任期が満つるごとに次回の州会においてこれを改選するものとする。

〔ルードルフ案〕

〔第七条 府県ニ於テハ府県委員局ヲ設ケ府知事及県令ヲ以テ委員長ニ任シ、或ハ大蔵卿ヨリ特ニ委員長ヲ命ス、凡ソ収入稅事務局ノ処分及裁決ニ対スル故障及異議又該局委員長ヨリ該局ノ決議ニ対スル異議ヲ裁決セシム府県委員ハ府県会ニ於テ府県会ニ於テ府県内ノ収入稅義務者中ヨリ選任スヘシ、其在任期限ハ三ケ年トス

府県委員ハ委員長ヲ除キ十名トス、其他六名ノ代委員ヲ選挙シ委員ノ事故アルトキハ之ニ代ワラシム、府県委員局ハ委員若クハ代委員六名以上出席スルトキハ決議ヲナスヲ得、此委員ハ可成収入各種類ヨリ平等ニ選挙スヘシ、当選ノ拒絶、決議ノ方法並決議書ノ署名ニ関シテハ前条ノ定規ヲ用ユヘシ〕

第二十五条 県部会長は、県内の賦稅事務を主監し、課稅規則を公平に施行し、秤量委員会長の執務を監督し、かつ、賦稅事務が渋滞しないよう注意しなければならない。

また、県部会長は、一切の訴願及び秤量委員の議決に対するその会長の訴を受理し、かつ、県部委員を招集し、その議決を施行するものとする。

第二十六条 県部委員は、秤量委員の処置及び議決に対する一切の訴願及び秤量委員会長の訴を裁定するものとする。ただし、秤量委員会長の訴を裁定する場合には秤量委員と同一の職権を有する。

納稅者の訴願を裁定するには、まず、第二十三条に掲げた手順に従いその事実を調査すべし。訴願者の財産及び所得の実況を仔細に調査し、かつ、証人（場合によっては、相当の裁判所においてこの証人に誓盟をなさしめて、尋問することあり）及び訴願者にこれらの実況につき尋問をなし、土地貸借書、借用証書、營業帳簿その他必要な書

類を差し出させることができる。若し規定の期限内に右の尋問に対し答弁をしないか、又は右の書類を出さないときは、訴願の理由がないものとみなして訴願書を却下すべし。また、訴願の当否を裁決すべき証拠がないときは、訴願者をして所得の弁明につき盟誓をなさしめることができる。この場合においては、裁決書の中に弁明の簡条を登録し、八日以上の期日を定め訴願者をしてこれを誓わさせるべし。若し、その期日においてこれを誓わないときは、訴願の理由なしとして、これを却下すべし。

県部委員が確定したものに對しては訴願をすることができない。

その他県部委員は、秤量委員の確定した賦税調書を仔細に調査し、賦税の輕重につき覚書を作り、これを課税の参考に供すべし。

県部委員の會議及び議決の方法は、秤量委員の規則に準ずるものとする。

【原案】

〔第十九条 府県知事ハ第十七条、第十八条ノ場合ニ於テハ府県常置委員會ニ付シテ調査セシメ、其決議ニ拠テ之ヲ処分スルコトアルヘシ、但其処分納税後ニ涉ルトキハ税額ノ不足アルモノハ之ヲ追徴シ、過剩ハ之ヲ還付スヘシ〕

第二十七条 納税者の訴願を裁定するに当たり、その財産及び所得の実況を確定するには、所得の各種類について定めた規則第二十八条、第二十九条、第三十条に従うものとする。

【ルードルフ案】

〔第二十五条 収入税ヲ賦課シ且ツ之ニ関スル申立及異議ヲ裁決スルニハ左ノ三ヶ条ニ準シ収入ヲ算定スルヲ得〕

【原案】

〔第三条 第一項所得ハ左ノ定則ニ拠リテ算出スヘシ…〕

第二十八條 土地の所得は、納税者所有の収入高並びにその他の権利によって土地より得るべき収入高を含む。

貸付地の所得を計算するに当たっては、貸付料のほかに借受人が地主のために労役したり、若しくは收穫物を納めたり、地主がその土地を使用するよう利益のあるときはこれをすべて合算する。若し、土地に貸主の負担すべき義務のあるときはこれを控除する。

貸付しない土地の所得を計算するに当たっては、その農業より得たる三か年間の純益を通算すべし。

〔(注) 別の訳文には、「前三か年における本人出納の平均を取って得た純益に基づくものとする。」とある。〕

農業附属の製造場（例えば、蒸留酒、麦酒、麦粉、煉瓦製造場）及び鋪石、石盤石、白土掘取場、鋳坑、溶鋳場については、三か年の純益を通算すべし。

〔(注) 別の訳文には、「前三か年に係る平均純益に従ってその計算をなすべし。」とある。〕

所有者が居住するか、又はその他自己の用に供する家屋の収入は、その地の家賃によってこれを算出すべし。

〔(注) 別の訳文には、「その他普通の家賃価格に準拠して家賃所得を計算すべきものとす。」とある。〕

土地に負担する租税その他の義務及び土地書入負債その他の負債利子等はこれを控除すべし。ただし、官署の求めによって、債主の氏名、住所及び証書の年月日を証明すべし。

〔ルードルフ案〕

〔第二十六條 土地ノ収入トハ納税義務者ノ自ら使用シテ収ムル所ノ利益並ニ此ヲ他人ニ貸渡シテ収ムル所ノ利益ヲ総称ス

他人ニ貸渡シタル土地及家屋ノ収入ヲ算定スルニハ借地料、家賃、借主ノ納ムヘキ現品及其勤ムヘキ勞力其他貸渡人ノ權利ニ関スル使用權等ヲ合算シ、其中ヨリ貸渡人ノ義務ニ関スルモノヲ引去ルヘシ

賃渡ササル土地ノ収入ヲ算定スルニハ所有者ノ自ラ使用シテ収メタル利益ノ前三ヶ年平均高ヲ以テ収入トスヘシ

土地ニ関スル製造所(米春車、粉挽車、酒及麦酒醸造所、煉化石及瓦製造所ノ類)ニ付テハ、若シ其存在スル土地ノ収益ヲ算定スルニ当リ、此製造所ノ利益ヲ共ニ算入セザリシトキハ其収メタル純益ノ前三ヶ年平均高ヲ以テ製造所ノ収入トスヘシ

石工所、盤石採掘所、石灰製造所、白墨製造所、鉱穴及溶鉱所モ同ク前三ヶ年平均高ヲ以テ其収入トスヘシ土地所有者ノ自ラ使用スル建物ノ収入ハ其地方慣行ノ家賃ニ準シ算定スヘシ

土地ニ関スル義務及租税並ニ土地抵当借入金及其他借金ノ利息ハ収入ノ中ヨリ除去スヘシ、但請求ニ依リ貸主ノ住所及氏名並ニ借用証書ノ月日等ヲ証明スヘシ

第二十九条 資本金の所得とは、一個人、政府、官立・公立会社、合本会社、外国政府等に貸付けた資本の利息をいう。また、終身仕送条約(資本を他人に預け、死後はこれを同人に譲与する約束をもって終身仕送金を受けるものをいう)、その他類似の約条により得るところの金円若しくは有価物品もまた資本金の収入とみなす。

公債、貸金より生ずる利息もまた課税すべき所得のうちに入算する。

利息の高に毎年不同があるか、又は株券会社の純益配当のように毎年増減のあるときは、前年において取得した金額を標準とすべし。これらの収入により控除すべき借金の利息があるときは、第二十八条末文に従うべし。

一般営業上の貸借は第三十条の収入を確定するときに酌量すべきをもつて本条に掲げない。

〔ルードルフ案〕

第二十七条 資本ヨリ生スル収入トハ納税義務者ノ私人、政府、銀行、諸会社或ハ外国政府等ニ対シ有スル所ノ請求権ヨリ生スル利息及利益金ヲ総称ス、其他相互ノ条約ニ基キ年金、物品其他利益ヲ収入スル者モ之ニ準ス

公債証書或ハ私債証書其他株券等ニ於テ定メラレタル利息及利益金ノ収入ヲ算定スルニ各年ノ利息利益金総高ヲ以テ其収入トスヘシ

利子及利益金額ニ年々不同アルトキハ其前年度ノ収入額ニ収入税ヲ課スヘシ

此納稅義務者負債ヲ有スル場合ニ於テハ前条末項ノ規定ニ準シ其利子ヲ収入額ヨリ除去スヘシ、商業並ニ營業ニ関スル貸借ハ次条ノ収入ヲ確定スルニ当リ差引スヘシ

【原案】

〔第二条一項 公債証書其他政府ヨリ発スル証書ノ利子、株式利益配当金、官私ヨリ受クル俸給手当又賞勲年金、恩給金ハ直ニ其金額ヲ以テ所得トス〕

第三十条 第三種ノ収入は、工商業、貸地・貸家（業）より生ずる収入及び中央、地方政府の官吏、医師、代言人、著述者等ノ収入、及び恩給、退職料等すべて動産、不動産ノ利子とみなすことのできない永続ノ収入を総称する。これを秤定するには左ノ箇条に準拠すべし。

工商業、貸地・貸家（業）等ノ収入（別ノ訳文では、利益、取得）、前三か年間ノ平均高によってこれを計算すべし。（ただし、未だ三か年継続していない者はこの限りではない。）

右ノ収入より控除すべき支出は、建物及び器具ノ修繕費（別ノ訳文では、建築物、器具ノ費耗）並びに旧來のごとく營業を継続するための費用とする。戸主及び家族の家計又は營業を擴張若しくは改良する費用は控除しない。俸給のように一定ノ収入は、その全額を計算する。ただし、法律上、退隱料、寡婦救助金を出金すべきときは、その出金額を控除して計算するものとする。

官宅、官地（官地とは、官宅のように職務に附属しているものをいう。）の利益を引き去らず〔賦金を課すことなく〕俸給を与える場合には、その村内の借宅料、借地料を標準としてその利益を算出し、これを俸給に加算して所得を秤定する。

俸給の中に公務費用を含む場合には、この費用を控除し、その残額をもって所得とみなすべし。
負債の利子を控除するには第二十八条末項に従うべし。

〔ルードルフ案〕

〔第二十八条 商業、工業或ハ其他収利營業（例ヘハ、醫師、代言人、著述業ノ類）ヨリ生スル収入其他退隱料、手当金或ハ勤産及不動産ヨリ生スル利益ニアラサル諸収入ハ左ノ方法ニ拠リ税額ヲ定ムヘシ

商業、工業或ハ其他ノ収利營業等ヨリ生スル収入ハ營業三年以上引続キタルトキハ前ケ三年ノ平均高ニ拠リ収入税ヲ算定スヘシ、其中建物及營業用具ノ割引（建物等使用ニ由リ年々其価ヲ減スルヲ以テ其割合ニ準シ原価ヨリ割引スルヲ云フ）其他營業ノ為メ必要ナル費用ヲ引去ルヘシ、但納稅義務者ノ家計ニ関スル費用或ハ業務ノ擴張、改良等ニ関スル出費ハ引去ルヲ得ス

官吏給料ノ如キ確乎タル収入ハ其金額ニ収入税ヲ課スヘシ、但法律ノ規定ニ準シ退隱料資金及寡婦扶助資金中ニ寄附スヘキ金額ハ其中ヨリ引去ルヘシ

官宅並ニ官宅附屬地ヲ算定スルニハ其土地慣行ノ家賃及借地料ニ準シ之ヲ俸給ニ加算スヘシ、但官宅及附屬地ヲ給スルカ為メ既ニ俸給ノ額ヲ減シタル時ハ此限ニアラス

納稅義務者負債ヲ有スル場合ニ於テハ第二十六条ノ末項ニ準シ之ヲ引去ヘシ

〔原案〕

〔第二条第二項〕 第一項ヲ除クノ外資産又ハ營業其他ヨリ生スルモノハ其種類ニ応シ収入金高若クハ収入物品代価中ヨリ国税、地方税、区町村費、備荒儲蓄金、製造品ノ原貨物代価、販売品ノ原価、種代、肥料、營利事業ニ屬スル場所、物件ノ借入料、修繕料及雇入給料、負債ノ利子及雜費ヲ除キタルモノヲ以テ所得トス、但其年ノ地方税、区町村費額確定セサルトキハ前年ノ納額ニ依ルヘシ

第三項 第二項ノ所得ハ前三箇年間所得平均高ヲ以テ算出スヘシ、但所得収入以來未タ三年ニ滿タサルモノハ月額平均、其平均ヲ得難キモノハ他ニ比準ヲ取リテ算出スヘシ

第三十一条 大蔵大臣は、全国の賦税の事務を総括し、また県部委員会及び会長の処置に対する訴願を裁定するものとする。

〔ルードルフ案〕

〔第十四条 大蔵卿ハ全国ノ収入税事務ヲ総理シ、且府県委員届及委員長ノ手続ニ対スル故障ヲ裁決ス〕

第三十二条 秤量の事務にあずかる委員長及びその他の役員は、職務上規定の誓約をなし、その執務の際知り得た財産及び所得の実況を他に漏洩すべからず。また委員は、会長に対し拍手の式をもってこれを他に漏洩しないことを誓うべし。

〔ルードルフ案〕

〔第十五条 収入事務局委員長並ニ官吏ハ此事務ヲ執ルカ為メ知り得タル人民ノ財産及収入ヲ他ニ漏洩スヘカラス、委員ハ此義務ヲ遵守スルコトヲ委員長ニ盟フヘシ〕

第三十三条 訴願を裁定する際、委員より弁明を請求したときに、訴願者において故意にその所得の一部を隠蔽するか、又はその所得高を減らして弁明したときは、欺いた税額の四倍以下の罰金に処すべし。

納税者において自ら罰金及び処分費用を納めることを拒絶するときは、裁判所においてこれを審判すべし。郡長又は町村長に差出した弁明書は、右拒絶の場合においては、裁判上の取調書と効力を同じくする。

【原案】

〔第二十二條 所得高ヲ隠蔽シテ遁脱シタル者ハ、其遁脱金高三倍ノ罰金ニ処ス〕

〔第二十三條 第二十条ノ場合ニ際シ帳簿書類ヲ隠蔽シ又ハ検査ヲ拒ミタル者ハ二円以上二十円以下ノ罰金ニ処ス〕

〔第二十四条 第五条ノ届出ヲ為ササル者ハ一円以上一円九十五銭以下の科料ニ処ス〕

〔第二十五条 此規則ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不諭罪及減輕再犯加重数罪俱発ノ例ヲ用ヒス〕

第三十四条 賦税の費用は国庫の負担とする。ただし、訴願取調費用は、訴願の主意が正当でないときに限り、訴願者において負担すべし。

委員には、新たに規則を發するまで一八三六年四月二十五日の費用規則第三条により旅費、日当を給すべし。

【原案】

〔第十一条 調査委員ノ手当、旅費其他調査ニ関スル費用ハ国庫ヨリ之ヲ支給ス〕

第三十五条 税金は、毎月八日までに租税官署より指定した税金受取所に納付すべし。納税者は、一か年までの税額を一時に納めても勝手である。

また、筆墨、雛形用紙等の諸雜費に充てるべき收税手数料は、新たに大藏大臣より規則を發して定めるといへども、取立てた税金の百分の三を超えてはならない。

〔ルードルフ案〕

〔第十六条 収入税ハ四期ニ納ムヘシ〕

第一期ハ九月一日迄トス

第二期ハ十二月一日迄トス

第三期ハ三月一日迄トス

第四期ハ六月一日迄トス

租税ヲ納ムヘキ場所ハ租税局ニ方テ之ヲ定ムヘシ

納義務税者ハ六ヶ月、九ヶ月若クハ一ヶ年分ヲ取纏メテ一時ニ納ムルヲ得〕

第三十六条 秤量委員会が賦課した税額は、訴願をしていても延納することはできない。必ず規定の日に納付すべし。

ただし、訴願を採用されたときは、他日過分の税額を還付するものとする。

俸給手当、休職料、恩給に課すべき所得税は、金庫においてこれを控除し、税金受取所に送付すべし。

賦税の後、所得に増減があつてもその年度内は税額を増減しない。ただし、納税者において、非常の損害を被り、その所得に四分の一以上の減額を生じたことを証明し得るときは、相当の高まで税額の軽減を求めることがきる。

また、納税者の死去又はその他の事由により全く所得を失つたときは免税する。

いずれの場合においても、減税を請求した月又は全く収入を失つた月までは賦課の税金を納付するものとする。

〔ルードルフ案〕

〔第十七条 収入税事務局ヨリ賦課セル収入税ハ義務者ノ異議ヲ申立ルカ為メ猶予スルヲ得ス、其期日ニ納ムヘシ、但後ニ至リ過納トナリタルトキハ之ヲ返却スヘシ〕

俸給、手当金、退隱料等ニ課スル収入税ハ之ヲ交付スル所ノ会計局ニ於テ収入税ヲ引去リ収入税徴収所ニ送致スルヲ得〕

〔第十八条 税額を定メタル一ケ年以内ニ於テ収入ニ増減アルモ一旦賦課シタル税額ヲ増減セス、但収入ノ一種類ヲ喪失シタルカ為メ其金額ノ四分ノ一以上ヲ減シタルコトヲ証明スルトキハ之ニ準スル減税ヲ請求スルヲ得〕

納税者ノ死亡或ハ其他ノ原因ニ依リ、収入全ク消滅スル時ハ一旦賦課シタル租税ヲ免除スヘシ

収入税ノ減税或ハ免税ヲ申立ルモ其時期ニ属スル分ハ皆納スヘシ、減税、免税ノ申立ハ其一年内限り取上ルモノトス〕

【原案】

〔第二十六条 納税者其納期前ニ於テ資産、營業其他所得ヲ生スヘキモノ十分ノ五以上ヲ減損シタルトキハ、郡区長ニ申出ヘ〕

シ、郡区長ハ事実ヲ審査シ其税額ヲ減等シ減シテ一箇年税額三百円ヲ下ルモノハ之ヲ免税スヘシ、但シ、既納ノ税金ハ之ヲ返付セス]

第三十七条 一八四〇年六月十八日の租税期満得免規則は所得税にもまた適用する。ただし、本律において特別に定めた場合はこの限りではない。

〔ルードルフ案〕

〔第二十九条 地租ヲ軽減シ或ハ其他改正ヲ行フニ至ルマテ土地収入ノ税ヲ免除シ収入税ヲ納ムヘキ収入ノ中ニ算入セス〕

〔第三十条 追テ何等ノ法規ヲ定ムルニ至ルマテ酒造収入ノ税ヲ免除シ収入税ヲ納ムヘキ収入ノ中ニ算入セス〕

第三十八条 大蔵大臣は、本律を実施するため必要な訓令、命令を発することができる。

〔ルードルフ案〕

〔第三十一条 大蔵卿ハ此法律ヲ施行スル為メ必要ナル規則及訓令ヲ発スヘキモノトス〕

【原案】

〔第二十六条 此税法施行ニ関スル細則及其納期ハ大蔵大臣之ヲ定ム〕

以上、プロイセンの「等級税及び所得税法（階級税及び階層別所得税法）」と我が国所得税法の原案、そしてルードルフの「収入税法草案」とを並べてきたが、これらを比較しながら、その特徴と我が国所得税法への影響を検討してみた。

一 等級税と所得税

プロイセンの所得税法は、所得一四〇ターレル（一ターレルは邦貨にしておよそ七十五銭）以上一千ターレル未満

の者を十二級に分け累進定額の税を課す等級税（階級税）と、所得一千ターレル以上の者に課す所得税とに分かれている。

我が国の所得税法は、所得三百円以上の者に課税するものとしており、その課税最低限はかなり高い水準にあり、零細な所得者にも課税するプロイセンの等級税に相当するものは採用していない。これが元老院議員をして、寛容な点があると言わしめたゆえんでもある。この点については、ルードルフ案も課税最低限を四百円としたが、考え方は同様である。

二 条文構成

条文構成についてみると、プロイセン法は、冒頭に納税義務者、次いで課税客体、税率、賦課決定の機関とその手続き、訴願、訴願裁定の際の所得算定方法・罰則、納付という順序で構成されており、ルードルフ案もこれを典拠とし同様な構成をしているが、日本法では、納税義務者と課税客体を第一条にまとめ、次いで所得算出の定則、非課税所得、税率、納付、賦課決定の機関とその手続き、課税不当の申出、軽減免除、罰則というように構成し、所得算出の定則が初めの方に置かれているところに特徴がある。

また、プロイセン法は一条文に多くの内容を盛り込んで長い条文になっており、ルードルフ案も同様であるが、日本法的一条文は簡潔に構成されている。

したがって、条文構成の点では、日本法はプロイセン法ないしルードルフ案を模倣したものとは考えられず、諸外国の制度を学び、これを簡略化したという言葉が当てはまる。

三 納税義務者

納税義務者については、プロイセン法では、王族等を除くプロイセン国民とし、外国人といえども国内に土地、製造場、商店等を有する者、また営業のため又は一年以上プロイセン国に滞在する者を含めており、ルードルフ案も皇族を除く日本国民のほか、外国人で営業のため又は一年以上日本国内に居住する者にも課税することとしているが、日本法は、凡そ人民（皇族は人民に入らない。）に課税するだけで外国人には課税をしない。これは、日本が対外的に対等でなかつた立場を反映している。

四 課税客体

課税客体は、プロイセン法では、所有地、資本金（所有資金）収入、定期（定時配当金・収益金）収入、営業収入その他利益ある業務（事業）収入であり、ルードルフ案も土地、資本、あるいは商工業その他利益を目的とする営業よりの収入若しくは年・月・日給その他の利益を掲げており内容的には同旨である。日本法では、これを資産又は営業その他より生ずる所得と包括的に規定している。

五 課税方式

課税方式は、プロイセン法、ルードルフ案、日本法ともに総合課税方式であり、同居家族の所得を戸主に合算することは共通している。

課税の方法について、プロイセン法は、納税者に納税の義務のある者の姓名を届出させた上、等級税については、市町村長を会長とし、市町村を単位とする民選の委員をもって構成する秤量（検定・評定）委員会が等級を秤量し、県庁で最終的な検査した後賦課決定、所得税については、郡・独立市府を単位として、会長たる郡長、市長と民選の委員で構成する秤量（検定・評定）委員会が等級を秤量して賦課決定することとしている。

日本法は、納税者にその年の予算金高及び種類を記載した所得金高届出書を提出させた上、郡・区を単位として、会長たる郡区長と民選の委員をもって構成する所得税調査委員会が等級を定め、これにより郡区長が賦課決定する。

この点は、プロイセン法を典拠したものともみてよいが、申告手続において、プロイセン法が姓名の届出だけで賦課決定するのに対し、日本法は、納税者とその年の予算金高及び種類を記載した所得金高届出書を提出させ、それを参考に等級を定めて賦課決定することとしている点に相違がある。しかし、いずれも賦課課税方式であるところは共通している。

ルードルフ案における届出の規定は、条文の欠落部分にあるのかどうか不明であるが、賦課決定の機関は、郡・区を単位とする収入税事務局委員会であり、郡区長を委員長とし、民選の委員で構成されることになっている。

また、プロイセン法は、賦課決定機関についての細部の規定を本法に掲げているが、日本法は細部の規定を各府県が定める所得税調査委員選挙及び調査委員会細則に委ねているのが特徴である。

六 賦課決定の通知

賦課決定の通知について、プロイセン法における等級税の場合は、年の始めに賦税表（租税名簿）を公告、所得税の場合は封書をもって各納税者に通知する。

ルードルフ案における取扱いは不明であるが、日本法も各納税者に達（通知）することとしている。

七 非課税・免税所得

プロイセン法では、等級税を免除する者を掲げているが、日本法は非課税とする所得を掲げている。両者とも「軍人従軍中ニ係ル俸給」には課税しないが、「官府又ハ公共ヨリ受クル旅費、傷痍疾病者ノ恩給金及孤児、寡婦ノ扶助

料」、「営利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得」を非課税とするのは日本法独自のものである。

ただし、プロイセン法には、納税者の財力に影響を及ぼす事態（多数の子があること、貧窮な親戚を扶助する義務のあること、長病にかかること、その他莫大な負債及び非常の災厄等）があれば、所得高を秤量するに当たり、一級を減ずる等酌量の余地があり、この方法はルードルフ案に模倣されている。

また、同法では、納税者が非常の損害を被り、その所得に四分の一以上の減額を生じた場合には、減税、免税を申し出ることができる。これもルードルフ案に模倣されているし、日本法も同様の規定を設けて、原案では資産、営業その他所得の基因となるものに十分の五以上の減損を生じた場合に減免できることとしたが、法案審議の段階で所得金高の十分の五以上の減損の場合と修正された経緯がある。

八 課税所得の範囲及び所得算出方法

プロイセン法は、所得の算出方法を三条に分けて規定している。その特徴的なものを挙げると、第一、土地の所得について、貸付しない土地及び自己の居住の用に供する家屋の収入（所得―別訳）、いわゆる帰属所得にも課税することである。

そして、これらの算出は、その者の農業から出た純益（本人出納）の三か月間平均額又はその地の普通家賃価格に準拠した額に基づいて行うこととしている。

第二、資本から生ずる所得については、利子収入が毎年異同である場合、配当収入のように毎年増減ある場合には、前年の収入額を標準として算出する。

第三、工商業、貸地・貸家業の所得については、その業が三か年間継続している場合には、その収入（利益・取得

―別訳）を前三か年間平均額で算出する。収入から控除する経費は、建物や器具の修繕費（費耗―別訳）並びに旧来のように営業を継続するための費用とし、家計費及び営業拡張、改良の費用は含まれない。

俸給は収入の全額が所得とされるが、退隠料、寡婦救助金は控除される。また、俸給の中に公務費用が含まれている場合には、この費用は控除される。ほかに、官宅等を使用した利益が俸給から引かれていない場合には、その地域の借家料を標準としてその利益を算出し、これを俸給に加算する。いわば、経済的利益への課税である。

ルードルフ案は、おおむねプロイセン法に沿って作案されているが、経費のところで翻訳文が、「建物及び器具の修繕費（別の訳文では、建築物、器具の費耗）」としているのを、「建物及營業用具ノ割引使用ニ由リ年々其価ヲ減スルヲ以テ其割合ニ準シ原価ヨリ割引スルヲ云フ）」として、これが減価償却費であることを明らかにしている。

日本法は、課税所得の範囲及び所得算出法を極めて簡略に規定している。

すなわち、プロイセン法が土地の所得として農業所得を主体に規定しているのに対し、日本法は、これについては改めて規定せず、「資産又は営業その他より生ずるもの」と包含させ、帰属所得の課税は取り上げていない。

次の資本から生ずる所得（利子、配当金）及び俸給等については、収入金額をもって直ちに所得とすることとし、利子、配当金に毎年の増減があっても前年の収入額を標準として算出することはしない。また、俸給から控除するものではなく、経済的利益にも課税しない。

農工商業等の所得の算出については、控除する経費を「国税、地方税、区町村費、備荒儲蓄金、製造品ノ原質物代価、販売品ノ原価、種代、肥料、営利事業ニ属スル場所、物件ノ借入料、修繕料及雇人給料、負債ノ利子及雜費」というように限定的に列挙しているが、減価償却費は入っていない。所得を「前三箇年間所得平均高」をもって算出す

ることは採用しているが、所得収入以来未だ三年に満たないものは月額平均、その平均を得難いものは他に比準を取って算出することを付け加えている。

九 納付

納期に関しては、プロイセン法が毎月納付するものと規定しているのに対し、ルードルフ案は年四回、日本法は年二回とし煩雑をさけている。

納付の方法について、プロイセン法では、俸給、手当、休職料、恩給に課すべき所得税を金庫（出納局）において控除し、税金受取所に送付する仕組み、すなわち源泉徴収制度を採用しており、ルードルフ案もこれを模倣しているが、日本法は、その素案に源泉徴収制度がみられるものの、提案されたものにはこれを採用していない。

十 異議申立

賦課決定された税額に不服のあるときは、不服を申し立てることができる。プロイセン法の等級税は賦税表公告後三か月以内に市町村若しくは郡長へ、所得税は通知後二か月以内に秤量（検定、評定）委員長へそれぞれ訴願することができる。また、その裁定に不服があるときは、それぞれ上級機関へ訴願することができる。

ルードルフ案については不明であるが、日本法も達（賦課決定の通知）を受けた日から二十日以内に府県知事への不当の申出ができることを規定している。

十一 罰則

罰則について、プロイセン法では、姓名の届出を怠った者等に一か年税額の四倍以下の罰金、訴願の際に所得を隠蔽した場合には、欺いた税額の四倍以下の罰金に処することになっている。

ルードルフ案については不明であるが、日本法は、所得を隠蔽して遁脱した場合はその遁脱金高の三倍、尋問等の際に帳簿書類を隠蔽し又は検査拒否の場合は二円以上二十円以下の罰金、所得金高届出書を提出しない場合は一円以上一円九十五銭以下の科料に処す規定である。

さて、ここまでプロイセンの「等級税及び所得税法（階級税及び階層別所得税法）」をルードルフの「収入税法律案」及び我が国所得税法と対比し、検討してきたのであるが、ルードルフ案は、まさしくプロイセン法の所得税法（階層別所得税法）の部分を典拠として、その法律構成を模倣した形で作成されていることは明らかである。

しかしながら、我が国の所得税法は、総合課税方式、同居家族の所得を戸主に合算する制度、所得を前三年間の所得平均高で算出する方法、民選の所得税調査委員会制度等の要素についてプロイセン法と同様な規定となっているものの、総合課税方式や家族所得の合算制度はアメリカ税法にもあり、特にプロイセン法の特徴とするものでない上、法構成や細部の規定には独自のものを打ち出しており、単なる模倣の域から脱しているものと考えられる。

大蔵省が所得税法の原案を作成するに当たり、諸外国の制度を参酌し、長所と見込まれるものについて我が国への適合性を測った上で取捨選択し、それを簡略化しながら融合したことはその法案審議の様相からみて明らかである。

そして、プロイセン法への傾斜についても、単に憲法制定グループにより準備されたというルードルフの「収入税法律案」を鵜呑みにするのではなく、そこには別途プロイセン法を繰り返し翻訳し、検討した上でイギリス法などの制度と比較して、これが我が国に適合すると選択した結果のものが見受けられるのである。

四 ポーリユー（ポリユー）の「租税論」

ここまで、我が国所得税法の成立過程を考察してきたのであるが、立法者の租税観形成の拠り所となったのは、財政論、とりわけ租税論の翻訳書と思われるので、ここではその一つであるポーリユー（ポリユー）の「租税論」について触れてみたい。

この書は、当時大蔵省国債局長であった田尻稻次郎が、八年のアメリカ留学を終えて帰国したときに持ち帰った「財政学概論」《Traité de la science des finances 一八七七年出版》二巻を翻訳したものの一部であり、その翻訳出版は明治十五年—十八年に大蔵省租税局により行われている。⁽¹⁾

このほか、ポーリユーの「財政学概論」は、次のとおり訳出されている。⁽²⁾

田尻稻次郎訳「ポリユー氏財政論関税之部」・「ポリユー氏財政論地方税之部」（明治二三年一月）

太政官第一局版權所有「列氏財政論後編 第十五節」（同一五年）、駒井重格訳「歳計予算論」（同一六年）

日本田尻稻次郎先生講述・仏国ポーリユー氏原著「国債史」（同一七年）

専修学校教科書・田尻稻次郎講述「国債論」

このポーリユーの「財政学概論」は、エール大学のサムナー教授から理財学書として推奨を受けたものであり、ポーリユーが松方大蔵大臣と親交のあるフランスの大蔵大臣レオン・セーの高弟であることもあって、この書などから得た田尻の新知識は、松方財政の理論的支柱となったといわれている。⁽³⁾

田尻稻次郎については、「松方公は天才的な財政家であって、明治の財政は松方公の功績であるとは、何人も言う

ことであるけれども、夫れは財政の大綱に就いての事であつて、實際上の施設に関する調査から、立案実施に至るまでの種々の手続等に至るまで、悉く其の勞を執つたのは先生であるから、松方の大蔵省であると同時に、田尻の大蔵省であつたのである。(水町袈裟六⁴)といわれるように、大蔵省をリードしており、松方家文書目録に「所得税法案ニ対スル意見」が残されていることから、当時は国債局長という立場にあつたのであるが、所得税法の立案に深く関わりをもつた人物であるとみてよい。

以下、田尻が心酔したというポーリューの「租税論」の論ずるところである。

論者は、あるいは、歳入税をもつて国家の財政上重要な租税としてはならないと信ずるのは大きな過ちであると言ふかもしれない。しかし、歳入税は一つの補助税、償補税とも言うべきものであり、租税の不平均を平均するため、生計の裕かな者に課すものである。何となれば、これらの者は間税の負担割合も軽く、他の直税を負担することも大衆と異なるところがないからである。この不平均を平均するために、富裕の民に課税するところの租税を設けることが最良である。そして、この税は社会の一部分に課税するものであるから、なるべく軽くしたほうがよい。国家危急のときでなければ、五分ないし六分を超えないほうがよい、これを超えると弊害が少なくなないのである。

このように、一般の歳入税は修整補綴の租税であるが、世論は常にこれが設置を妨げている。そもそも、歳入税の設置は容易なことではない。歳入税の制度は、大國においては補助税に過ぎないけれども、これが無ければ財政の法において正しく公平が得られないのであり、緊要なことである。

通常一般の歳入税は、地租、動産税、營業税のような類別直税のほかに課税するものとするが、反対論者は同じものに重複して課税すると言ひ、仏國においては盛んにこれを唱えている。しかし、一般の歳入税の性質からみると必

ずしも排撃することはできない。「同書」、以下同じ。二九〇三ページ

直税を賦課する方法には三つの方法がある。第一は納税者が申告した歳入若しくは財産によること、第二は中央政府若しくは地方官吏の権限をもって納税者の歳入若しくは財産を定めること、第三は住家の大小、美悪、奴婢の多少、車馬の数等のように貧富を表す外形の標準により、一定の規則に従い納税者の歳入若しくは財産を推定することである。

一般の歳入税においては、通常第三の方法を欠いており、これを用いるのは類別直税の場合である。

イギリス、ジェルマン、イタリア、オーストリアのように一般の歳入税を行う国は皆第一、第二の方法をとっているが、いずれを主とし、いずれを従とするかは国によって異なっている。

イギリスは納税者の申告を主とし、政府の査定はこれに次ぐものとしている。ジェルマン、オーストリアは政府の査定を主とし、納税者の申告は誤謬を修正するためだけのものである。

歳入税は常に憶測と不平均とを免れないものである。憶測を免れないというのは、これは平素のことではないが、官吏は、ある場合においては統制するために多少究問、探究をしなければならないからである。このことはイギリスといえども免れざるところである。また、不平均を免れないというのは、人民の良心、感覚に異なるところがあるからである。この憶測若しくは究問、探究の緩蔽は、常に不平均の大小と相反するものである。若し、偏に租税賦課の平均を欲していることプロイセンのごとくであれば、究問、探究は蔽にならざるを得ない。これに反して、憶測の所業は免れないと欲するイギリスのごとくなれば、不平均は大ならざるを得ない。このように、各国皆この二つの不便を免れないと言えども、国民の性質によって不便の大小を異にする。例えば、プロイセンのように国民が常に慣れてい

るときは、究問、探究の苛敵を忍ぶことができるが、国民の商業上の信義が厚く、事を公にする風潮があり、愛国の心も深いイギリスのようであれば、却って納税者の申告による方が勝っている。

デ・バリュー氏は、イギリス、フランスにおいて、人民が政府に増払いした税額を比較して、イギリスは非常に多く、フランスは甚だ少ないことを示した。これをもって見れば、イギリス国民は信義の厚いことフランス国民に勝っているようとも言えるが、これをもって直ちに信義の厚薄を断言するには足りない。何となれば、イギリス国民が政府に増払いをなすこと大なることは、不足払いをなす者の多いことによると言えるからである。

このように、一般の歳入税を課税するに当たっては、被税物の調査が甚だ困難であるとされる。この不便は漸次減少することができるとはいえ、到底これを全部消すことはできない。この困難があるため、通常歳入を類別し、特別の税目を設けてそれぞれ課税することになり、ここにおいて歳入税の性質をすこぶる変えることになったのである。

一般の歳入税の困難は、ただ被税物の調査のことに留まらず、なお第二の困難がある。すなわち、一般の歳入の負担について不公平を無くすことである。それではどうすれば不公平を無くすことができるのか。そもそも、一般の歳入税を課税しようとするときは、人の労働によって得るもので永遠を期すことのできない一時の歳入と、貯蓄した資本より得るもので確乎たる永世の歳入とは賦課の軽重を異にし、一時の歳入は永世の歳入より軽くしなければならぬ。ここで軽く、重くと言うのは割合を言うのであって、実際の負担において軽重あらしめると言うことではない、歳入に二種の大区別があることを示すものである。

例えば、甲某は全く財産を有せず、一身の労働、材能、勉強などをもって毎年一万フランの歳入を得ており、隣人の乙某は苦勞せずに資本の利子若しくは地代として毎年一万フランの歳入を得ているとする。この場合に、甲乙とも

に均しく租税を課すべきか、決してそうではない。甲が得るところの一万フランには貯蓄に充てなければならぬ部分があり、その性質は早晚消滅するもので永遠の歳入ではない。それ故、これに公平な租税を課税しようとするれば、その一万フランから甲が老後の備えをし、また幾ばくか家族に資産を残すために貯蔵しなければならぬ部分を除かなければならない。

イギリスの経済家マクラック氏は、非常の明察をもってこの点を探究し、今ここに一生の歳入が一千ポンドである四十歳の人が居るとして、死亡表によるときはなお二十七年半の生命を保つことになる、イギリスにおける生命保険の通常の割合によると、一千ポンドの歳入は確乎たる永遠の歳入六六〇ポンドに当たる。故に、一生の歳入一千ポンドのうち租税を課税すべき部分は六六〇ポンドである、と言っている。しかしながら、不幸にして法律をもって右の省減をなすことができない。若しこれを実施しようとすれば、一生若しくは一時の歳入を有する者について人ごとにこれを計算しなければならず、その綿密なものができるはずはない。

そこで、諸国は通常次の二法を採る。第一は一生の歳入、永世の歳入の区別なく、ともに同率で課税する、これは不公平の甚だしいものである。第二は一生の歳入には、永世の歳入に課税する租税の半額若しくは三分の一を課税することである。この方法は一生の歳入を同一視してその間に少しも区別するところがないので、純正とは言えないが、第一法に比べれば遙かに勝るものと言える。(三二一〜三六ページ)

イギリスは一七九八年、一八〇三年、一八四二年において三度一般の歳入税を廃置した。初めの二回は数年ならずして廃止されたが、第三回の設置以来今日まで行われている。

一七九八年に設置し、その廃止後一八〇三年に再度設置したのは、フランスとの交戦に当たり、軍費が入用であ

り、やむを得ざる措置に出たものであるが、一八四二年の場合は、歳出入相償わざりしたためである。

一七九八年、ピット氏が起こした歳入税は「アッセスタキセス（驕奢税のほか家屋税を合わせ称するところの享楽税における納税者の歳入に課税したもので、「アッセスタキセス」の副税である。それ故、自主独立の租税ではなく、旧税に寄宿しているもので歳入税の濫觴とは言いがたい。

一七九九年において、この制度を変え、「アッセスタキセス」の副税をやめ、代わりに新法を制定した。これにより、国民はすべて財源のいかを問わず、ことごとくその得るところの歳入を申告することとなった。

税率については、六〇ポンド以下の歳入は除き、六〇ポンドから六五ポンドまでを一級として一二〇分の一を課し、二〇〇ポンドに至るまで五ポンド増加するごとに税率を増し、二〇〇ポンドに至って一割の税を課すというものである。当時申告された歳入高を見ると、五九ポンド一〇シリング、すなわち被税点に達せざること僅かに一〇シリングの者が非常に多かったことで奸曲が盛んに行われたことを知るべきである。

歳入税の賦課を任せられる委員は、国会議員の選挙方法と同様地主の選挙するところであり、俸給を与えず、委員に当選した者は職務上について秘密を守るべきことの誓いをなし、六〇ポンド以上の歳入を有すると推定した者を召換する権限がある。若し納税者の証拠について満足しないことがあれば、説明書を請求することができ、また誓詞を取ることができる。地方の被選委員は、中央政府より直接に命じられた官吏とともに執務する。当該官吏は租税監督吏で、検査を行い是非を討議する者であり、疑わしき事件があれば控訴裁判所に上告する権限がある。そして、控訴裁判所の判決をもって最後の審判とした。これがすなわち、歳入の性質のいかを問わずして一般に徴課した歳入税といえるのであるが、税率が重く、従って奸曲を誘い、加えて諸般の歳入を区分せず、総歳入高によって租税を課した

ので、その算定が難しく、奸曲も容易に行われることとなった。この歳入税はアミエンズの和議条約の後に廃止され、当時滞納高もすこぶる多く残ったという。

一八〇三年、和議が破れるに及んで再び歳入税の法を復活し、これを改良した。初回の歳入税法は、諸般の歳入を同一視して区別するところがなかったが、第二回の時は歳入の性質により判然と類別したので、相互の關係が甚だ薄く、殆ど異種の税のようであった。歳入の性質に従ってかの有名な五種を設置したのは実に一八〇三年の条例にあるのである。

第一種は土地の所有より得るところの歳入とし、第二種は土地の耕耘より得るところの歳入、すなわち農業の利益とし、第三種は公債証書、会社の株式等の利子若しくは配当金とし、第四種は工業、商業、職業の利益とし、第五種は被役者、官吏の俸給とするものである。

当時の官書を見ると、歳入税を類別した理由を次のように挙げてゐる。

旧時の歳入税法においては、諸般の歳入によって生ずる財源を問わず、ただ納税者の歳入の全額を目的としてこれに租税を課したのであるが、現行の租税は直ちに各歳入の財源に遡り、歳入を収獲するところの人に課税し、實際の負担は自然の勢いに任せてその歳入を利する者に達せしめるものである。故に、土地によって利益を得るところの地主及び他の諸人に課税しないで直ちに土地の使用者すなわち農民に課税し、あるいは、債主に課税しないで利子を払うところの負債主に課税することになる。各人民の歳入の財源は一つにして足らず、各個人の歳入を精密に調査しよとすれば、事務がすこぶる煩雑になるが、これを行わずにその財源に遡って課税する。政府は人民の歳入を公表せず、民の厭苦を少なくし、徴収の方法で奸曲を防御すれば、その目的を達成ことが容易であり、かつ、正確である。

このように、この税の負担は初めはその歳入を収集する者に、最後にはこれを利する者に及ぶことになり、私事を公開せず、政府の収入においても他の方法に比べて多くなることとなる云々、ということである。

これで見ると、イギリスの歳入税法には要となるものが二つある。第一は煩を去りて簡に就き、奸曲を防止すること、第二は努めて納税者の私事に侵入することを避け、その財産若しくは歳入の全額を問わず、これによって専制強奪の弊を避けることに努めるということである。

この法をもつて、一七九九年に一割であった税率を五分とし、被税点は前例に従い六〇ポンドとして、六〇ポンドを超えて一五〇ポンドに至るまでは税率を軽減した。(五三〜五五ページ)

一八〇六年以後は税率を増加してことごとく一割とし、従前は六〇ポンド以下の歳入には課税しなかったのに、土地若しくは資本より得るときは免除を行わざるものとしたほか、被税点も五〇ポンドとし、身体若しくは材能の労働による歳入については、五〇ポンドから一五〇ポンドに至るまでの税率を軽減した。被税点を五〇ポンドとしたのは、奸曲が盛んに行われたことによるもので、毎年費すところは六〇ポンドの三倍にも達する者といえども、歳入の申告高は六〇ポンドに達せざる者がすぶる多いことは皆敢えて疑わざるところであった。そこで、被税点を低くして従前の申告高に従って申告するときは、多数の奸徒をして租税を逃れることのできないようにしたのである。

イギリスの国立銀行において、国債事務取扱いを行うをもつて公債の利子を支払うときに直ちに税額を引き去るに至ったのは実に一八〇六年の条例に始まるのである。(五六〜五七ページ)

英仏戦争が終わるに及び歳入税は再び廃止されたとはいえ、イギリス国民がこれを嫌悪すること甚だしく、この税の徴収に關した記録類は皆焼いてしまった。じ後、歳入税の再置を有名な財政家が唱えても、旧時の苛法が大いに人

心に浸潤して忘れることができず、再置の議が人心に容れられるに至ったのは実に二十五年の久しきを過ぎてからであった。

一八四二年ロボルト・ピール氏が宰相になり、歳入税が漸く再置された。その理由は、軍費のためではなく、歳出入相償わざるために歳入税をもってその不足を補い、かつ同時にこれをもって関税及び内地間税の改正、改良の道を開くのにあつた。(五八ページ)

ロボルト・ピール氏の歳入税再置の議案が国会の議題となつたとき抗論も盛んであつたが、目下の急を救うためやむを得ざるものとし、三ヶ年を限つてこれを設置した。このように、財政上永遠に一要項となるべき税目にしても、初めは臨時の補助税として設置されるものが諸国においても少なくない。(五九ページ)

一八四五年において三ヶ年の期限が満ちた。この間イギリス政府は二つの大改革を行つた。一つは五穀法の廃止であり、保護政策の破滅はここに始まる。二つは郵便税の改革であり、イギリス中の書簡の郵送料を減らしたことである。

この二つの改革があつて、国会は歳入税をなお三ヶ年の施行することを承諾したが、宰相をして一八四八年に至れば他の税の収入が増加して歳入税を廃止すべき見込がある旨を断言させた。

しかし、その期が至つた時には、ロボルト・ピール氏を始め守旧党は政権を失い、歳入税の抗論者であつたロード・ジョン・ルッセル氏を始め改進黨が政権を握つた。この時に当たり、歳入税を歳止すれば六〇〇万ポンドの不足を生ずるをもつて、内閣の要請により、異議なしということではなかつたが、遂に三年の延期をなした。

この期限は一八五一年に終わったのであるが、歳入税がなければ歳出入未だ相償わず、強いてこれを廃止すれば別

に新税を置かなければならないこととなり益々難事であった。ここにおいて、宰相は、歳入税は実に九年間暫時の補助として施行してきたが、今から無期永遠の税としたい、と要請した。しかし、国会は僅かに一ヶ年の延期を承諾しただけであった。更に、一八五二年にまた一年の延期を許し、遂に一八五三年、宰相グラッドストーン氏が雄弁をもつて堂々とその得失を論じ、国会の同意を得て更に七年間歳入税の施行を維持することとなった。

この期が尽きる時は丁度一八六〇年の貿易条約の時であり、大きく関税の減少があったので、歳入税は更に一年の延期をみた。グラッドストーン氏は自由貿易政略が大いに人心に適し、フランスとの貿易条約により威権が横溢するのを得て、一八六一年に歳入税を久しくイギリス租税の一要項たらしめることを要請した。

じ後、一八年すなわち歳入税再置の後三十七年の今日一八七九年において、イギリスの歳入税が依然として存在するのを見れば、グラッドストーン氏の見通しはよく当たつたようである。実に税率はすこぶる軽く、一ポンドにつき三ペンスであり、一分を少々超えるものであったが、なおこれを非難する者も少なくなかつた。しかし、最近の勢いを見るとその廃止の日は近くはないようである。(五九六二ページ)

内地租税取調委員の報告並びにセシレネーデ・ラブリー氏の論説(一八七三年「ブレタン・デ・ソシエター・デ・レヂスラシオ・コムバレー」)により歳入税の賦課及び徴収の方法を見ると左のとおりである。

歳入税は納税者の申告書に基づいて徴収する。納税者は毎年申告を歳入税賦税吏員に提出するものとする。この吏員は中央政府に関係のない者であり、地方において選挙する者である。毎年の税額は前年に申告した歳入高に従つて算定する。その賦課並びに徴収をつかさどる者は地方の吏員であり、賦税の職務、収税の職務を兼ねることが最も多い。当該吏員の事務を監督する者は中央政府の官吏であり、検察官と称する。工業、商業の歳入に課税するために、

特別に委員を置き、通常は記録局の官吏からこれを命じ、納税者の申告書を領受させる。これは納税者がその營業の景況並びに利益の多少を隣人に示すことを厭うからである。

国会においてその年の歳入税の税率が定まると、直ちに中央政府の検査官は申告書の雛形を地方の賦税吏に分ける。賦税吏は第一種、第二種の雛形を歳入一〇ポンドの町村各戸に送り、第四種の雛形を各卸売店、小売店及び銀行に送る。そして、納税者の申告を促すために各寺院の入口に張出をしなければならぬものとする。苦し規定の日限を過ぎても申告をしない者は五〇ポンドの過料を払わせる。

すべて家主はその所有家屋、借主の姓名を申告し、家長は雇人の姓名並びに住所を告げ、諸会社の頭取は手代の姓名はもちろん、各手代の俸給高に至るまで皆ことごとく申告しなければならない。第一種、第二種、第五種に属する歳入は直ちに賦税吏に、申告は封書として歳入税委員の書記役に送致する。

納税者の申告を調査するのは当然のことであつて、賦税吏は種々の方法をもつてこれを調査し、家屋、土地の歳入においては、その申告高を不動産に課す地方税の負担高と比較する。このようにすると、誤謬を整理し、藏匿を発見することも敢えて難しくない。このように、賦税吏は先ずその申告の当否を調査し、その賦税額を定めて中央政府の検査官に出し、検査官はこれを調査し、その修正すべきはこれを修正した後施行するのである。

元来、賦税吏は往々にして納税者の隣人であり、時としてその競争者であるから、第四種すなわち工、商業の利益に課すところの租税においては、ただその仮調べをなすに留まり、更に、申告高を調査決定する者は特別の調査官とも称すべきところの特殊の委員である。ただ、イギリスの歳入税は納税者の申告によつて課税するものなりというところ、あるいは、誤解する者もあろう。それ故、歳入税は政府の調査修正を経た申告によつて課税するものであると言

わざるを得ないのである。

税額が定まった時、委員の書記役は納税者にこれを知らせ、賦税吏員は直ちに徴収高を公布する。

右に述べたのは通常の手続きであり、第四種すなわち工業、商業の歳入に係る者については、納税者の請求により、必ずしも右の手続きによらないこともできる。第四種の納税者が若しその営業の景況、利益の多少を地方の吏員に示すのを望まなければ、地方の吏員に申告せず、特別委員に申告することを請求する権利がある。このような場合には、申告書を密封して検査官に送り、中央政府の吏員自らすべての手続きをして課税する。若し納税者がその徴課額に不服があれば、特別委員に自らこれを判決するよう請求することができる。そして、特別委員の判決に不服のあるときは、納税者若しくは検査官は内地租税局に控訴することができる。

第一種は土地、家屋、貴族の所有地に課税するものであって、最も精密確實の徴税をなし、これを隠蔽しようとしても殆どできない。何となれば、租税を払う者は土地の使用者であるからである。これらの者は地主のために先ず租税を納め、しかる後に地代において税額を減ずる。地主は若し所有地に書入の負債があれば、債主に支払う利子から租税として払った額を減額する。もっとも、その税額は自ら払うこともあり、また農民が払うこともある。

第二種は土地を耕耘する利益に課税するものであって、推定法により農民の利益はエングランドにおいては地代の半額、スコットランドにおいては地代の三分の一に当たるものと仮想した。ただし、このように推定したけれども実際に適合しない者も甚だ多く、一八五一年以後は、年末において利益が推定額に達しない農民は、地方の委員に告げて税額の一部又は全部を免れることができることとした。もっとも、この場合には、請求する理由を弁明しなければならぬ。土地を耕耘する利益に課する租税を払うのは、真の農民に留まらず、地主が土地を貸付けせず自ら利用す

るときには地主がこれを払わなくてはならず、この場合地主は第一種の税はもちろん第二種の税をも負担することとなる。

第三種は割賦金及び公債証書の利子に課税するものであって、申告を要せず、納税者の歳入には関係なく政府において直ちにこれを課税する。若し納税者自らその歳入が被税点に達しないか、あるいは、一五〇ポンドから四〇〇ポンド迄の間であつて免除又は減額を受けられることを証明すれば、賦税を免れることができるが、これを証明することは容易でなく煩わしき規則に従わざる得なかつたので、法律上は課税されない者であっても、税率が軽く一分、二分を超えない場合には甘んじて租税を払う者も非常に多かつたのである。

第四種については既に述べたとおりである。

第五種は俸給、年金に課税するもので、申告を要するものもあり、要しないものもある。政府の吏員についてはその俸給から直ちに税額を引き去り、敢えて申告を必要としない。ただ歳入の総額が一五〇ポンドに達しないか、若しくは四〇〇ポンド以下にあるときは、これを証明して免税又は減額の措置がある。私に使役される者の俸給については使役者がこれを申告することになる。

これらによって見ると、歳入税に五種の区別があるが、各々独立の租税であつて賦課徴収の方法もそれぞれ相異なることができるということだけである。

元来、歳入税は間税の不平均を調理し、富民が消費税を負担することが少ないことを償補させようとするものであつて、その主義はすこぶる公正の税法といえども、実施上においてはすこぶる不完全なものである。五種の納税者に

幸不幸があるのは明らかである。例えば、第二種の賦課は推定によるもので確實ではない。第四種は政府において税額を引き去り、被税点に達しないところの歳入は自ら証明するのに任ずるものであり、不幸の位置にある。また、税率に至っては、永世の歳入（財産より得るところの）と一世の歳入（その身に属して一生の間で得るところの）、一定の歳入と一時の歳入、労苦せずを得るところの歳入と労働によって得るところの歳入において少しも区別するところがないのである。これらの短所は細小であると言つてはならない。今の税率は甚だ軽いので、民衆は敢えてこれを意とせず、その不平均をも顧みないとはいへ、税率を重く、例えば歳入の五分、六分を徴収する時には黙すことはないであらう。（七五〜八一ページ）

近頃、ロンドン府の土木局において多数の家屋を取り壊したので、その償いを請求した者が多かつた。よつて、内地稅務委員が二百人の請求者を調査したところ、そのうち八十人は租稅が過納であつたのでこれを受理した。その歳入申告高は七三、六四二ポンドであつた。しかるに、これを調査したところ、実に一七一、三七〇ポンドであつて、その申告高を超える額が九七、七二八ポンドであることを發見した。これによると、納稅者は實際歳入高の四割を申告していたに過ぎないのである。（八二〜八三ページ）

次に、プロイセンの歳入稅の利害得失は果たしてどうであらうか、その弊害の最も甚だしいのは賦課の方法である。

第一、この税は精密の比例を得ることを望んでいない。すなわち実施上において不平均であるのみならず、理論上においても不平均である。

第二、歳入稅を課稅するのは中歳入以上であり、小歳入には等級稅を課稅するをもつて一の要旨を欠くものである。

その要旨とは、中民以上が間税を負担する割合が少ないことから、歳入税を中民、富民に課税して上下の負担を修正平均させることである。

第三、永世の歳入と一生若しくは一時の歳入、すなわち、資本を貸付け又は預けて得るところの歳入及び職業をもつて得るところの歳入を同視して区別するところがない。

第四、この税は三、七五〇フラン以上の歳入にのみ課税するもので、プロイセンのような貧国ではその程度が高過ぎる。したがって、収入を得ることが甚だ少ない。もっとも、同国は等級税と称して三、七五〇フラン以下の歳入に

も課税して巨額の収入を得るから、歳入税の収入が少ないというのはただ外形にありと云うことができる。

第五、この税は甚だ苛酷である。この点においては、遙かにイギリスの歳入税に及ばない。この税に耐えることのできる者は非常に政府に柔順な人民のみである。(一〇一〜一〇二ページ)

オーストリアの歳入税は四級に分けて課税する。

第一、土地の歳入及び土地質入証書に課税する。

第二、工業、商業の歳入に課税する。

第三、労働職業をもつて得るところの歳入に課税する。すなわち、俸給、年金、耕作の利益、高尚な職業の利益に課税する。

第四、勞せずして得るところの利子及び年賦金に課税する。(一〇三ページ)

オーストリアの歳入税の賦課は納税者の申告によるが、その申告の疑わしき場合においては、申告者の各種の歳入並びに経費を検査し、また、取引の帳簿を出させて検閲をする。若し隠蔽をしたことが明らかなきは三倍の租税を

払わせる。

オーストリアの法はプロイセンに比べれば比例を得んことに努め、現行租税を斟酌し、重複税のそしりを免れんことを望んで「憶測」の弊害はやや少ない。しかし、非常に密であり、収入はそれほど多くない。(一〇四ページ)

この税は小歳入を免除しないという欠点があつて、間税の盛んな国において上下負担の不平均を修補する要を欠くものである。(一〇六ページ)

イタリアも州において歳入税を行うところの一国である。同国では土地の歳入には既に諸種の直税を課しており、歳入税は動産の歳入に課すものである。初めイタリア諸州が未だ統一されてない時は無数の小国が各々独立して、それぞれ政令を施行していたので、財政の制度も一つでなく、租税の種類も甚だ多く、いやしくも諸国で行うところの税のうちイタリア中に見られないものはなかつた。すなわち、分頭税、動産税、営業税、俸給税、労銀税、土地書入証書税など枚挙に暇がない。

イタリア政府の歳入税設置は、イギリスの状況と大いに異なっており、歳入税によつて租税の権衡を取り、中等以上の人民が間税を負担する割合の軽いことを償補するというような考え方はなく、ただ重複税のそしりを免れるようにして政府の歳入を得ようと望んだものである。それ故、性質が均しく見えるところの租税の乗課を避け、土地、家屋については既に地租、建物税を課税するをもつて歳入税は課税せず、専ら各種の動産の歳入に課税することとし、同時に分頭税、動産税、営業税を廃止し、特に二大直税すなわち土地及び家屋に課するところの地租及び動産資本若しくは職業によつて得る歳入に課するところの動産歳入税を設置したのである。もつとも、商業に課税する租税は依然として印紙税、登記税という形で残っている。

この制度は、これまで講究してきたものと比べれば条理があり、簡単にして、かつ平均を得ているようであるが、間税の不公平を修補するという歳入税の性質を欠くものと言える。

動産歳入税は初め配賦法としていたが、一八六六年以後これを改めて取分法とし、納税者の純歳入の八分を徴収した。一八七〇年に至りこれを一割二分とし、今日においては実に一割三分二を課税している。(一〇六—一〇八ページ)

この税は、納税者の申告によることとし、動産の歳入を分けて四級とする。第一級は永遠の公債証書、土地書入証書若しくは私の証書、貸金預金の利子のごとき勞せずして得るところの永久の歳入であり、その全額に課税する。第二級は工業、商業の歳入のように資本、勞力を相混じえて得るところの歳入であり、その全額の八分の六に課税する。第三級は職業の歳入のように専ら勞力によって得るところの歳入とし、一生の年賦公債証書の歳入はこの級に加え、その全額の八分の五に課税する。第四級は勞銀、俸給、年金の類であり、その半額に課税する。この分級法は敢えて不可と言うことはできない。永久の歳入と一生若しくは一時の歳入を区別しているところは正理に適うものと言える。

第二級以下の三種には、歳入の一部を控除して課税するだけでなく、四〇〇フラン以下の小歳入はことごとく課税を免じ、四〇〇フランから八〇〇フランに至るまでの歳入には、またその若干分を控除する。しかし、その控除の刻みが細かく、むしろイギリスのように控除額を均一にし、例えば千フラン以下はことごとく二五〇フランを控除するというようにした方がよいのではないか。

この控除は名簿をもつて徴収するところの歳入に限られ、政府公債証書の利子のように直ちに徴収する歳入には許されていない。

歳入の価格は租税吏の算定するところであり、納税者の申告によりこれを調査修正するものとする。そして、初等委員があつて、その算定した価格を宣告する。この委員は邑会又は財政区の邑会において四名を選挙し、プレーチュル（フランスの治安裁判官に均しい者）が長となり、また上等委員があつてこれを監督する。

この税の収入状況は極めてよろしくない。不当の課税若しくは収納することのできないものが非常に多く、その上、奸詐が一般に甚だしく実に言うに忍びないほどである。

統計によれば、イタリア全国において納税者の総数六三九、三二〇人のうち一千フラン以上の歳入を有する者は僅かに七八、二四六人であり、各州において五千フラン以上の歳入を有する者が百人に達するものも甚だ少ない。

職業者の平均歳入は、医師及び外科医の数八、〇四七人で僅かに四四六フラン、代言人・詞訟鑑定家・公証人の数一三、九一八人で僅かに七三〇フラン、土木師・器械家・建築家の数二、六一二人で七一七フランである。

また、医師及び外科医で、一千フラン以下は六、八五六人、一千〜二千フラン四八〇人、二千〜三千フラン六〇人、三千〜四千フラン三六人、四千〜五千フラン一六人、五千フラン以上は一人である。工業者・商業者の歳入についてもまた似たようなものである。これから見ると、歳入を隠蔽するのは、ただ二分の一、三分の一に留まらず、六分の五甚だしきは十分の九に至った者も少なくないと疑わずにはいられない。（二二〇〜二一四ページ）

イタリアの動産税の収入の過半は、政府の公債証書、無名会社の負債証書、株式等に課税するものであつて、政府が直ちに徴収するところのものである。これは実際上は不公平な税制である。何となれば、商業及び高尚な職業の歳入は隠蔽するところが多いが、政府の官吏、公債証書の所有者のごときは租税を逃れる道がなく、偏重の負担に苦しめられているからである。

しかしながら、税率が軽く、かつ、既に營業稅として別に商業若しくは工業に課す場合はその不平均を減じることにはなる。

これをもって見れば、イタリア動産稅の制度はよろしきを得ないものようである。何となれば、その主義においても、歳入稅を地租の附屬のごとく考ふるからである。余輩は、歳入稅をもって補足、償補とし、中以上一切の歳入に課稅しようと望むものである。イギリス同様の歳入稅を課稅する必要がイタリアにはある。イタリアの間稅は塩稅、麥粉稅、入市稅をもって日用の必需品に課稅し、下民の負担割合は重い。直稅は中等以上の歳入に課し、小歳入の課稅を免ずる法を設けなければ、これらの平均を得せしめることはできない。しかるに、イタリアは巨額な收入を得ることを目的とし、同国においてイギリスのような歳入稅を行えば、負担を平均することはできても、貧国にして中以上の歳入を有する者が少なく、到底巨額の收入を得ることはできないとしている。(二一四—二一五ページ)

フランスにおいては、一般の歳入稅の法はない。これを設置する議はしばしば起こったが、上下議院は常に抵抗してこれが設置を拒み、未だ行われるに至っていない。元來、フランスのように争亂がしばしば起こる国では世論が常に一切の新法を嫌惡するから、寛裕の改革をするのは非常に難しい。歳入稅は重複稅と稱し、あるいは憶測なり、あるいは強奪なりという說が盛んに行われた。フランス政府が歳入稅の議案を提出したのは、殊に困難危急の時であり、國民が最も危懼を抱く時であった。

一八四八年、大蔵卿グードショウ氏は動産の歳入に租稅を課す議案を提出した。その法案によれば、この新稅は従來の四種の直稅を増して五種とする意であつて、このために別に動産に課すところの歳入稅を廃止せず、六千万フランを各州に配賦、各州より邑に配賦し、その割合は分頭稅、動産稅、門窓稅の高に比例させるものとして各邑が人民

に配賦するものである。その配賦法は納税者の申告を要せず、邑長と邑の議員六名をもってなる平等審査官の意見をもって各人民の負担高を定めるものである。この方法はプロイセンの制度に似たものであるが、その一大過失は憶測をもつてすることの甚だしいところであり、加えて、免税点が高く、フランスのように富の分散する国においては租税の負担が重きに過ぎる感がある。

国会の委員は政府の提出した議案を調査し、大いに修正の意見を附してこれを報告した。その報告に当たったのがデ・バリュー氏である。その修正案によれば、先ず土地耕作の利益に課税するところの租税を除くにあつた。これはその主義においては甚だ不公正といふべきであるが、フランスは耕地が広くないために耕作營業の利益は大きくないので、實際の影響は大きくなかつた。次いで、租税を課すところの歳入を分けて四種とした。

第一 商業、工業の純益

第二 代書人、公証人、使吏等の純収入及び高尚な職業の純収入

第三 年金、報謝金、公私の俸給、勞銀

第四 割賦金、年賦金、貸金利子、一切の公債証書の利子

そして、租税を課すべき歳入を定めるに当たつて、負債及び別に課するところの租税は分頭税、動産税を合わせて控除することを許した。これは間接に租税を平均させる一方法である。また、その配賦法を改めて取分法とし、一般に三分の税を課すべきものとした。

この修正案において、各人民の歳入を定めるのは平等審査官であるが、その審査官は直接若しくは間接の民選のものでなく、主に行政官吏をもつてなるものであつた。すなわち、第一治安裁判官、これが長である、第二管理官、第

三記録税徴収吏、第四間税吏員、第五商事裁判所員、第六各邑の邑會議員、第七直税徴収吏各一名とする。この官選審査官は、公平無私よくその任に耐えることは遙かに民選審査官に優るものがある。この委員はただ報告をするに留まり、租税を賦課するのは州の行政会にある。このように、政府が課税すべき歳入を定めるので、人民の誓詞を要せず、帳簿を調査されることもなく、隠蔽の罰を受けることもないのであった。

この修正案の重なる不便は申告を廃絶することにあつた。報告委員及び州の行政会は世評のほかに人民の歳入を明知する術がなく、大不公平を生ずることも疑いをいれないところである。しかし、この修正案にも採るべきところもあり、なかんずく、審査官の選任法はよろしきを得たものと言ふべきである。(二二五―二一九ページ)

グードショウ氏に次いでパッシー氏が大蔵卿となり、一八四九年に再び一般歳入税の法案を提出した。この法案では土地の歳入を除かず、一般人民の歳入に一分の租税を課税するものであつた。(二一九―二二〇ページ)

しかし、この法案は後任のフル氏が廃棄し、じ後、歳入税の説はしばしば国会の問題となつて、一八五五年、一八六二年、一八六三年、一八七一年、一八七二年に下院から歳入税設置の案が提出されたが、政府は納税者の不満を來たし、人心を失ふことを恐れて常にこれに反対し、いまだ行われることはない。(二二二―二二七ページ)

歳入税と資本税の利害得失はしばしば抗論を免れないところであるが、本編において論究するところによつて歳入税は資本税に勝ることを解するに足ると思う。

歳入税といふ資本税といふ、決して巨額な収入を得るには足りないことを知るべきである。これらの税は、ただ間税の償補修正として課税するに過ぎないものである。イギリスの歳入税はその細密な点で多少の欠点があるとはいへ、概してよろしきを得たるものと言ふべきである。若し一時の歳入と永久の歳入とを區別して税率を異にするに至

れば、この税は完全といふべきものになるであらう。(二三八ページ)

以上がポーリーユー説くところの欧州諸国の所得税に相当する税の歴史的發展経緯、現状及びその利害得失と望ましいあり方等である。我が国の所得税立法案者も欧州諸国の所得税制をかく理解していたのであらう。税負担の平準化の思想は受容しつつも、所得の種類により税負担率を区別し、公平を図るという分類所得の考え方は、その「素案」にみられただけで否定されることになったのである。しかし、この考え方は、明治三十二年の改正により日の目を見るのである。そのとき、田尻稻次郎は大蔵次官として、三たび蔵相に返り咲いた松方正義に仕えていた

(注) 1 森田右一「わが国における財政制度の近代化」 関東学園大学学紀要第三号抜刷 三八頁

なお、本書一七四頁参照

2 大淵利男「明治期西欧財政学撰取史」 五〇・五一頁

3 森田右一「前掲書」 四八頁

4 「右同書」

五 奥國スタイン氏税法講義筆記

ここで、もう一つの財政論、租税論に触れてみたい。それは「奥國スタイン氏税法講義筆記」である。

「奥國スタイン氏税法講義筆記 完」は、明治二十一年七月に大蔵省主税局から刊行され、「財政」、「税法」、「関税」、「関税」の各論をその内容とするものであるが、これより先、同二十年三月刊行の「学國稅務類纂 完」に「奥國大博士須多因氏租稅要論」として「財政」の部だけが登載されている。

筆記者及び筆記の時期は不明であるが、文中に、「今ニ両君ハ幸ヒ李仏兩國ニ就キ其実務ヲ研究セラレントス、素ヨリ予カ贅言ヲ呈スルニ及ハスト雖トモ、予ハ兼テ貴國ノ厚遇ヲ受ケ且ツ兩君ハ酷暑炎天ヲ厭ハス寓居ヲ顧ミ玉フコト十余回、予モ亦タ大ニ感スル所アリ」〔同書、以下同じ。三九ページ〕、「此ノ所ニ於テ中村氏我國地租改正ノ次第ヲ告ケ、且曰我國ノ地籍ハ未タ全ク整理ノ域ニ至ラスト雖トモ、其大体ハ既ニ云々ノ点ニ達セリ」〔四八ページ〕、「惟フニ貴下等婦朝親ク其局ニ当ルニ及ンテ運用其宜ヲ失フナクンハ時ニ或ハ補益ナキニナラサルヘシ」〔九〇ページ〕とあり、また、「大蔵大臣」という用語が用いられている（大蔵大臣の呼称は明治一八年一二月内閣制施行による）。

これらのことから推測すると、本書は、中村氏ほか一名が渡欧してスタイン宅を訪問し、講義を受けたものの筆記であり、その時期は、「澳國大博士須多因氏租税要論」の発行日と「大蔵大臣」との呼称からみて、明治十九年酷暑炎天の頃と推定できる。

中村氏の名及び帯同した者の氏名は不明であるが、この頃渡欧した大蔵省関係者として、銀行局長加藤濟、一等主税官中村元雄がいる。兩名が日本を出立したのは明治十九年一月頃であり、その目的は欧州諸國の財政經濟の实地調査研究のためである⁽¹⁾。

したがって、本書はそのときの講義の筆記とも考えられるが、確証はない。

オーストリアのスタイン（ロレンツ・フォン・シュタイン—Lorenz von Stein）の講義筆記の類としては、明治十五年、伊藤博文が憲法調査のため渡欧した当時、伊東巳代治が筆記した「大博士斯丁氏講義筆記」（講義は十七回にわたり、第一回が明治十五年九月十八日、第十七回が同年十月三十一日⁽²⁾）のほか、海江田信義「須多因氏講義」〔同⁽³⁾〕

二二年)があるが、本書だけ訪問者、筆記者の説明がついていない。

さて、中村元雄が帰国したのは明治二十一年三月であり、本書の前半の部分の刊行が同二十年三月、後半の「税法」以下を含めた全体の刊行が同二十一年七月、我が国の所得税法が明治二十年三月成立し、彼らの渡欧中であつたことから考えると、本書が所得税法の立案に直接影響したかどうか明らかでないが、彼らの訪問目的は、スタインの言に、「今貴下等ハ各国ノ税法ヲ研究シ以テ貴国ノ税法ヲ整理セント欲セラルムニ際シ」(四〇ページ)、「今ヤ貴国ノ税法ヲ改正スルニ付テノ要義ハ地租ノ輕減ト従来ノ無税者ニ課税スルトノ二件ヨリ先キナルハナシ」(四八ページ)とあるように税法改正のためのものであつたことが知れ、その筆記の前半部分の原稿は、恐らく滞欧先から日本へ届けられたものとみることができないだろうか。いずれにしても、スタインの思想には伊藤博文ら憲法調査の面々も傾倒したところであり、我が国識者の租税観形成の基礎になつたことは想像される。

以下は、欧州諸国の税制についてスタインの講義するところである。

英 国 (七—一〇ページ)

一六八八年ウィルヘルム三世のときに始めて公律を制可し、これによつて特族は国事に参与する実権を失ひ、財政もまた始めて特族の制限を脱した。国王は賦税の法規を制定し、それを主管するものに命令してこれを執行させた。

この時代から、歳出には各経費に規定の各項目があり、その歳出の各項目について歳入税目を制可することとなつた。そして、この法は議員政治の今日に至るまでなお継続している。王室及び官衙の経費は歳出入とも各項目において年限を予定して認許していないが、おおむね国王の一世と予期し、その他軍事費及び補助費のような支出項目はこごとくこれに年限を予定して歳入税目を許可するのが常例である。

今英国における税目を挙げてみると、歴史上成立した地租（貢租の類、アクセスタクス）のほか、およそ五十余種類の物品及び消費税がある。もとより地租においては規定の税率があり、また期限を定めていないが、物品及び消費税に至ってはことごとく起因の理由によって税率及びその年限を定めてある。

所得税は当時未だ国税として起こっていないが、議院の権外にある地方自治府においては既に土地及び物件の収益に係る所得を用途として窮民救助費、学校費及び道路修築費の支出額に対し所得税を賦課した。しかし、地方自治府に属する賦税は税と唱えず配賦支出金と言っていたようである。

地租、貢租のように歴史上成立したものは漸次改良してきたが、未だ今日まで英国の全部においてその終局をみるに至っていない。また、物品及び消費税においても漸次廃存更正し、一八四六年財務宰相ロベルト・ピールの時代に至って、法則に則りやや改正の効を果たすこととなった。

そもそも、英国の財政法は欧州大陸の諸国と全くその制度を異にし、毎年の総支出額に対し総収入額を認許する方法でなく、歳出一項目についてその年限を規定し歳入税目を認許する方法である。したがって、英国の歳計予算は議院において毎年の収支の総額を認許するのではなく、各項目の収支額についてその期限と税率の増減とを認許するのである。

次に、一七四二年にコンソリデイトホントという計算法を起こした。これは各税収入の総額と各支出の総額を対照し歳計を合算調理する方法であるが、議院において毎年の各収支の項目について期限と税率とを定める例規は依然として存するものであり、この計算法は各項目法における繁雑さを省き、収支合額計算の簡便法を設けたということに留まる。

更に、一八四六年ロベルト・ピールが財務宰相に就任するに及んで始めて所得税（インコムタックス）を起し、物品及び消費税等の諸税則を規定した。その税則の主なものを挙げると、所得税、旧存の地租、間税（物品及び消費）、営業鑑札税及び境関税等である。

所得税は五種の収益物を定め、各個人をしてこの収益物より生じた各自の所得高を徴税監査委員に詳明させ、委員がこれを調査して賦課する方法を採っている。徴税委員は徴税区ごとにジョスチスラフピース（戸長類似の官吏）一名と委員二、三名によって組織し、また、所得税の税率は毎年議院において国費の総額により等しくこれを増減し認許規定するものとし、おおむね英貨一ポンドにつき幾千ペンスと議決して賦課する法規となっている。

仏 国（二〇～一五ページ）

仏国は、一六五〇年頃王権すこぶる盛んにして、いわゆる君主専治の時代である。当時の英主ルイ十四世は宰相コルベルトに命じて財政法規を制定させるに際し、租税規則もまた大いに更正したため、著しく進歩をみることとなった。

しかし、当時制定の法規は一七九〇年の革命に当たりことごとく廃止されたのであるが、現に欧州大陸の諸国に実施されている財政法規はコルベルト宰相が創定した主義に則さないものはない。当時の仏国の租税を挙げると、「タイエ」（往古に王権をもって土地に課した収入）、及び「エデ」（特殊に賦課したもの）という直税と「オクトア」（境界及び入府の税）という間税、ほかに特権専売に属する塩、煙草、硫黄、硝薬の収入と車馬運送及び酒店税の類である。

その後、一七六四年同国の経済学者ネッカーが初めて「仏国財政法規纂論」を著し、同氏はルイ十六世時代の財政

の宰相に推挙されたが、自己の財政主義を仏国の財政法規に実施することはできなかった。しかし、経済上の学理をあまり推しはかり、財政の主義を論究したことは、じ後、仏国の財政を発達させる効力を有していたと言わざるを得ない。なお、同氏は仏国革命に際し国外に脱し、スイスに隠遁した。

一七九二年の革命は旧王ルイ十六世を刑に処し、同時に王国の典令法章を廃棄したが、共和政府においては旧法令全廃のため国費の支出に困り、財政維持の急務であることを評議した。これより先、国王ルイ十五世の時代に経済学家の宰相ケスネー及びチュゴの両学士は農産経済の主義を主張し、その学派は仏国に蔓延した。その後星霜を積み革命に至るもなお両氏の農産経済主義を持論とする者が多く、よって共和政府は国費を全国農産上の収益に賦課することに決し、直税として地租（コントレブーション）を起し、また同時に全国の人民は各々一年のうちに幾千かの労力を国家に入れるべき義務があるものとし、一回すなわち一日の働力賃を仏貨一フラン五〇サンチーム、一年三回すなわち三日分の働力賃四フラン五〇サンチームの人頭働力税を施行した。しかし、国事益々多端となり両税のみをもって国費を支えることができず、間税を設けることとなった。

この時代に至って、歳計は歳入出を款項目に細別し、毎年予算表を調製して議院の議決を要することになり、その認許を得て施行するものとなった。この方法は英国の財政法とは全くその体裁を異にし、歳出総額に対し歳入総額を認許する方法であり、現行の欧州各国の歳計予算法式もまたこの主義に基づいて規定されたものである。

一七九九年、ナポレオン一世が共和政府の統領となり、国費も益々多くなつたため、歳入を増加しようとして更に塩税、煙草専売、家屋税、營業税等の議案を議院に附して、議決を経た後法律をもってこれを発布した。

そもそも、歳出入は、毎年予算に基づき議院において議決し、これを認許する権利があるものとすれば、歳計予算

は普通の法律と同じ性質を有するものと言わざるを得ない。租税法は、永年にわたり継続して、あまねく国民をして遵守させるべき法律と等しい性質を有するものであるから、一税には必ず一税の法律がなくてはならない。ナポレオン一世が新税を起すに当たり、これを議院に附し、その議決を経て普通法律をもって発布するに及んで、欧州各国の租税法は以後この主義に基づいて規定されることになった。

さて、一八〇四年から一八一二年に至る間、ナポレオン一世が帝位にあり、その権勢は大いに強く議院は勢力を失ってきた。同帝が法規に基づいて歳計予算及びその決算を議院に下して承認を求めたとはいえ、事実においては名目だけのものに過ぎず、新税の法案は同帝の独裁発布するところであった。

一八一五年、ナポレオン一世が大敗して位を退き、仏国の旧王族を英国から迎え、仏王ルイ十八世とした。そして、立憲君治の政体を立て、上下両議院を置き再び旧制に基づき、財政の法規は必ず議院の認許を受け執行することになった。当時の財務の宰相ラビットは、毎年の予算法案は議院において歳出の当否を先に検閲議定し、しかる後に、その歳入を決議認許するのが便宜であると建議して受け入れられた。また、歳入の予算額は決算に及んで異同をみることは少ないが、歳出の予算額に至ってはそうではない。毎年必ず予算外の臨時支出を要し、常に変動が少なくない。したがって、定額のある歳入をもって定額外の臨時支出に応じようとするには何の方策を用い、何の法律をもってするのか。臨機の急務に際し必要の支出を要する時は、国王の勅令をもって定期の国庫券を発行し目下の急を救う方法を設ける特権を持たせ、その証券は必ずその翌年度の歳入をもって償却すべきものとする。若しその歳入をもって金額を償う余剰が無いときは更に議院の認許を仰ぎ年賦償還の国債とする便法を設けることを建議した。じ来、この主義が欧州各国の普通の例となつたのである。

ところで、従来仏国においては英独等のように所得税と単称すべき税法はない。何となれば、同国はおよそ一七〇〇年前後より、政府が己の負担に係る各種巨額の国債を發行し、その国債には法律をもって国税を賦課しないという明文を認めたのである。それ故、有資産家はいずれも巨額の国債を所有し、各自の所得の多くはその国債より生ずる利子の重なったものである。しかし、政府は普通の所得税法を設けることができず、ほかの名称による税、すなわち「プロハヒキス」及び「プロハセッシュネル」等の類似所得税を設けることになったのである。

地租は、全国の土地の総收穫に配賦し徴収する方法であり、県郡及び町村すなわち地方の区画に割付賦課する方法である。しかし、仏国は古くから既に地籍の調査に着手したにもかかわらず、未だ全国の地籍を秤量していない。故に、地租の法規は独澳兩國に未だ及ばざるところがある。ただし、澳国においても既に一応は全国の秤量を行ったけれども、本調査に至っては着手以来四十年後年にわたるも未だ終局を全部にみることはできない。

独逸（一五—二九ページ）

独逸は上古より連邦共治の国であり、独逸帝は外務上においては全邦を統治し、全軍を指揮する権利を有するが、連邦各個の内務に關与する権利は有していない。それ故、各連邦はいずれも自主の法律制度を有し、財政法のごときも独逸全国においてどのくらいあるか知らない。そもそも、独逸においては上古より今日に至るまで統一の法規をみることはできないが、中古以降は学理の発達するに従い、各連邦の人民は法律、政治、經濟及び財政上の原則について殆どその思想を一にし、その主義を等しくすることとなってから久しい。そして、これを各連邦の現行法規に及ぼし目今の隆盛をみるに至らしめたことは他邦に比類のないことである。

独逸の財政史要を挙げると、各連邦の財政権は初めは全く特族に帰し、君主は公費の欠額を特族に請求しその認許

を得る制度であった。特族が財政上の実権を専有したのは一五〇〇年から一八〇〇年の初めに至る時代である。特族は各自負担の金額をもって自領の人民に配賦し、その金額を徴収して官庫に納めたが、未だその支出と決算についての当否を問う権利を有しなかった。この時代を特族財政年紀と呼ぶ。

独逸の各邦においては特族に財政上の特権があるため、君主は直ちに租税を土地の收穫物に賦課する権利がなかったが、塩、煙草等のように間税に属すべき収益ある物品については、特権収入として官庫に収入する特権を有していた。それ故、直税については、上古からその利害得失を経済上の主義に推し論究した者は多かつたが、中古においては間税の必要なこと、その利害得失を論究した者はなく、間税は長い間財政の範圍外に置く感覺を生じていた。

独逸における財政学は一七〇〇年代に漸く起こったとはいえ、既に一六二四年にはストラスブルヒ府の経済学家クロクは財政算論を著し、普通経済上の学理を推し租税経済の要務を論究していた。その要点を挙げれば、租税は経済上の原則に基づき必ず法規を設けなければならない、そして所得の純益に幾干かを課する、所得を秤量する方法は最も緊要なことである、故に地租はまず地籍を調査し、地価の等級を定め、精細に実収益を審査し、もってこれに適度の税率を定めるべしという論である。もとより同氏の主論は専ら農産経済上のものであると言えるが、けだし、普通経済主義をもって租税の要点を論究した財政学家は同氏をもって始祖と仰がなければならない。

その後、特族が財政権を失い、国王自ら賦税の法規を制可するに当たり、碩学クロクの門派に属する学士が、租税については国君に至重の権利があるといえども、国民の承認許諾を得るにあらざれば執行してはならないと論じた。しかし、その時代は未だ財政学の主義及び法則は全く具わらず、むしろ学理上これを収納学若しくは租税学と称すべき事実を含んでいた。じ来、財政学の発達について推考すると、独逸の財政学はここにその本源があるものと言わざ

るを得ない。

中古以来特権が財政権を専有した時代においては、邦国に公費と唱うべきものはあるが、未だ国費と称する国民の負担に係るような財政の法はなかった。世運が一変して君主専治の世となるに及んで、君主は自ら法律を制定して国民に租税を賦課し、かつ、内閣に財務部を置き、その主管長に命じて官有土地、特権収入、租税及び国庫歳出入を掌らせた。ここにおいて内閣経済の名称が起こったのであるが、当時は未だ政治、経済、財政学等の範囲内においてその主義とその法則とを学理上明確に分析するまでには発達しなかった。漸く一六〇〇年の末に至り、ジョスチー及びソネンヘルスの二氏が輩出して、初めて内閣経済を学理的に講究し、本源と主義とをはっきり分け、警察学(政治)、経済学、財政学の三学とした。租税法においても、その当時の頃から直税、間税の正別をはっきりさせ、その利害得失を論究するようになった。また、国債もこの時代に起こったものである。

独逸連邦には一八〇四年に至っても未だ二百有余の独立侯伯国があつて、政令法規も統一したものではなかったのであるが、この二碩学以来独逸の政治経済学は学理、実際ともに著しく発達をみたのであり、この時代を君主専治の時代と称する。

次に、十九世紀、すなわち憲法政治の世においては、財政の沿革を分けて三期三要とする。

すなわち、一八一七、八年から同三〇年の仏国革命までを一期、一八三〇年の仏国革命から同四八年の独逸の革命、李国の憲法政治までを二期、それから北部連邦同盟及び現今に至る時代をもつて三期と言う。また、三要とは、憲法政治の原理より起こる財政主義、及び経済の原理と物貨交通の便否とによって起こる財政主義、並びに共存社会主義の経済より起こる財政主義である。

一八〇〇年の初め仏帝ナポレオン一世が大軍を率い、長駆して独澳の二國を蹂躪し、独逸連邦を分離して独帝フランツ二世を退位させ単に澳帝とした。当時なお独逸北部において雄を唱えるものが李国である。その後仏帝が敗戦し、独逸の連邦は再び編成され、盟章を定め澳帝を推して盟主とした。この時澳國に名宰相フュルスト・メトニツクあり、李國にも名宰相フォム・スタイン及びフュルスト・ハルデンベルヒあり、互いに連邦政略の方針を異にして、李國はひそかに覇業を計ろうとして、兩國にやや軋轢の兆しがあつた。

しかしながら、独逸全国の國民は既に等しく欧州の南部における改進黨の思想を抱き、しきりに憲法政治の設立を希望するに至つた。そこで、李國の宰相スタインは、全國の氣運の向かうところに従い、李國の國是を定めようと因習の久しい特權專政の弊を改め、君主統政の基礎を立て、次いで地方自治の制を定めることとした。ここにおいて、全國の人民は李國の銳進の政略を慕い、澳國を連邦より退け李國を推し、まさに獨逸の立憲帝國の実現をみようとした。しかし、各連邦の君主及び特權はこれを拒み、飽くまで李國を忌み、かつ、永く澳帝を推し戴く状況であつたが、一八一七、八年に至り獨逸の南部は君主專治の政体を保つことができず、ババリア王國を始め二、三の侯國、また、北部においてはザクセン、ワイマル公國が遂に憲法政治となつた。そして、この時初めて財政法章に「新稅は必ず特權會議（國會のこと）の認許を仰ぐべし」と掲げられた。しかし、最初は未だ議院は歲計予算を檢案議定すること、またその決算を調査認承する等の權利を有するに至らず、したがって、歳出の不足額は君權をもって臨時國債を募り、これを補うことができたが、人民は漸次法律、政治の思想に富んできて、憲法の原則より推して歲計予算の適否を議論し、國會の認許を経て法律とするのでなければ、毎年の収支は君權といえども執行してはならないと主張して、このことは憲法上の一大疑問となつた。

一八三〇年七月、仏国の革命に際しその余焰がまさに独逸に及ぼんとした。ために人心は恐々とし、人民は更に改進黨自由の政治思想を温めるに至った。ここにおいては、連邦の侯伯国は遂に旧政体を維持することができず、ザクセン王国を始め侯伯国が次々と憲法政治となった。この時には、議院は殆ど政務を左右する実権を有するようになり、法律及び行政において著しく変更をみるに至った。殊に歳計予算及び租税等については全く議院の権利に帰すこととなった。それ故、人民は普通経済上の原理をもって国本の厚薄を時運に照らし、あまねく財政の適否を論究するに至った。これは財政法規において人民は義務及び負担を免れることができず、各自の生計に直接の利害得失を蒙るからである。

従来独逸の財政及び人民の財物の根本は、専ら農産をもって主としており、未だ英仏のように商工業の利益を経済上において推究するには至っていないが、国運が進歩するに従い商工経済の範ちゅうにまで入ってきた。しかし、連邦の各国は、名邦とも境関を置き貨物の輸出入に課税して、これを国庫の歳入に充て、商工経済発達の氣運を囿らなかつたが、独り李国のみが将来独逸全国の商工業を保護し、財力を發育させる必要があること、また、連邦統一戦略の考えをもって、境関税会盟を作り、盟約して各連邦の境関税を廢し、等しく物貨交通の便を開くとともに、境関税会盟連邦の外部においては共盟の境関を置き、輸入の物貨を検閲して適度の税を賦課し、かつ、その事務総理の官庁をベルリン市に設け、会盟連邦委員を派出して監督させ、その収入額は連邦の人口に比較して分配する方法を設けようという法案をたてた。これにサクセン地方の公侯国が同意し直ちに該会盟に入り、続いて北部の連邦が殆ど入会を請い、結果として李国の法案がそのよろしきを得て、じ来全国の殖産工業が急激に興り、また、全国の人民は初めて統一の邦国に生計することの便宜を感じ、そのため統一氣運に向かうこととなった。ここにおいて、経済政略の

みならず統一政略の目的を達する兩利を得たのである。

さて、一八四八年二月に仏国の革命が起こり、同年四月には遂に独逸の革命となった。李国も君主專治の国体を維持することができず、立憲の政体を立て上下兩院を置いた。そして、憲法に「歳計は毎年調製の予算表にすべて国庫の收支額を掲げ、これを議院において検案調査し、その予算額を議決し、毎年一の法律をもって確定するものとする。」と掲げたのである。これが李国憲法上において議政權と行政權との範圍が判然としない理由であり、そして將來の一大疑問となったのである。

これより先、欧州南部の諸国すなわち英・仏・ベルギーの主義が欧州大陸に入らんとしていた。よって、未だ君主專治の国体であった露・澳・李の三国は、旧制を守り憲法政治を設けないよう秘に盟約していたが、李国はこの盟約を守る事ができず、一八四八年に憲法政治を設立した。そのため、露・澳の二国はその違約を李国に責め、また、李国の特殊のうち保守主義をとるものは、陰に後援を露・澳に求め、憲法主義を拒もうとしたが、その目的を果たさず、遂に露・澳・李三国の軋轢となった。

その後、歳月を積み民心やや安定し、法律制度も定まろうとしていたが、時に旧特殊はなお保守の政略を試みるごとがあり、また、要路にある者もやや保守の政略主義に傾くことがあった。外交における露・澳との関係は日々切迫し、仏帝ナポレオン三世は遙かに澳・李の氣運を窺い、方策を巡らし兩國の離反を計ろうとする状況にあった。李国はまさに外患内憂、その上澳・李の旧盟約により軍隊を出してデンマルクの罪を問わんとするに際し、戦備をなさざるを得なかつた。そこで、一八六三年度の歳計予算に国費の増額を掲げ、これを議院に下附したが、議院はこれを否決した。李国王ウィルヘルムは、議院に対し「歳計予算は施政上一日も欠くべからざる要務である。議院において速

やかにこれを可決することを請い願う。」と宣したが、議院は、「法律勅令を遵奉し、重任を要路に奉じ、國務を総理する責に当たる者が、内にあっては財政の危急を顧みず、人民の意向に反して威力を欲しいままにし、外にあっては怨を他邦に結ぶをもつて、更に國費の増加を要することとなっている。陛下の英明をもつて速やかに当局者を免じ、俊良の人材を選抜して政務の責に当たらしめ給うにおいては、何ぞ施政必需の歳計予算を否決することがあろうか。若し陛下が議院の奏議を決行しなければ、議院は飽くまでこれを拒むものである。」と答えたのである。

國王は、遂にこれを承諾せず、この時フォン・ビスマルクを総理大臣として、彼に命じて議院に「國王は議院の奏議を許諾しない。また、予算の認許を議院に求めず、既定の予算法律によりこれを執行する。同時に憲法上の特権をもつて議院を閉止する。」と答えさせた。

この時外交政略はいよいよ切迫し、遂に一八六四年澳・李連合してデンマルクに軍を出し、続いて積年の軋轢が破れて澳李六六年の役となり、國費も更に巨万を加えたが、ことごとく臨時の勅令をもつてこれを支弁した。幸いにしてキョニヒグレッツの一戦に大勝利を得て澳と和睦し、李國王は独逸北部連邦の盟主となった。ここにおいて、総理大臣ビスマルクは、「臨時巨額の軍費は國家の運命に関しやむを得ざる支出であつた。その処置は果たして當を失したものであつたか。今よろしく専行した責を受ける。」と議院に動議して、その決をとる時に「憲法の条規には違反するが、責任上大臣が当面の急に処し、その職を全うしたもので専行の罪を問うに及ばず。」という動議に同意する者が若干の多数を得て漸く議院と政府との軋轢が終結した。

議院、すなわち立法官なる者は法案を議し、これを可否議定する権利を有するもので、もとより可決、修正若しくは否決する権利のあることは疑いのないところである。しからば、議院は初め一回の歳計予算法律を議定して、また

更に例年の歳計予算においてもこれを普通の法案と同じに可決又は否決することができるという性質を有するものであるか。毎期の歳計予算は純然たる行政規則であり、既定の予算法律上において費項の変動を生じないときは、あたかも議院に毎年の決算の承認を受けるのと等しく、毎期その検閲を議院に受け勅令をもって頒布執行することができるのである。また、収支の予算額に増減を加えるとき、若しくは新たに支出の項目を設けるととき、あるいは新税を起し、若しくは旧税の税率を変更するようなときには無論その法案を議院に下附し、必ず認許を仰がなければならぬものとする。李国は憲法上これを純然たる法律と認め、更にピスマルク大臣が軋轢を止める政略をもってこれを普通の法律と認めただけでなく、議院はあくまでも可否議決の権利を有するものと政府が暗に承諾したので、同国はこれよりさき立法権と行政権との分界及びその範囲を錯雑ならしめたのである。

かつて、李国の大博士グナイスト氏は英国の旧慣法を引証して、歳計予算に毎年変動がないときは議院の認許を仰がず、行政権において發布することができ、若し変動が生じたときは必ず議院の認許を要すると言ったが、同氏の説は實際上穩当である。

今を隔てることおよそ二十年前、初めて独逸に共存社会主義（ソチャリスムス）の経済論が起こった。その主論は、そもそも邦国は社会の発達したもので、法律及び政治は務めて公平無私、偏重のないことを要する、しかるに、現行の法規は実施上において公平無私で偏重の憂いがないか、国民の義務及び負担に関する兵役及び租税における現状は、富民に緩やかで貧民に酷となっているように法律の範囲内において貧民が富民に制せられているすこぶる酷な状況にある。今これを救済し、共に公平を得る方策はどうか、という論旨である。あるものは一つの党派を組織し、あるものは一種の社会主義の経済論となり、その後等級所得税が設けられるに及んで更にこの党派の勢力が増加し、

目下その主義は政治及び経済学上の一大疑問となっている。この党類もまた全国に蔓延し、立法上にも少なからず権力を有せんとする現状である。また、共存社会党の主論は、仏国における共産社会党（コムニスムス）の主論とやや類似するところがあるといえども、事実を糾生するときは大いに異なるところがある。よって、その起因と主論を陳述するのは欧州の財政及び経済政略上の実況を講究する場合に最も必要なことである。共産社会党は一七九一年の仏国革命の時に起こり、その主論は、人はそもそも生命を天賦にうけ、天然の貨殖によって各々貴重な生命を全うすることを得るものである。しかるに、今や社会に邦域を立て、これを殆ど一個人の私有に属せしめるのみならず、その一個人を推尊して国王と呼び、また、人々が天に享有するところの共産貨物を各自に享有せしめ、これを名付けて各自の所有物と唱えている、これをいわゆる性法において許すべきであろうか、社会に至重至大の私権と威力とを有する者を倒し、また社会共産の貨物を私有する者を廃し、共に天理に則り共益、共産等しく生存することを得ようとするものである。

スタイン氏は言う、財政上最も難しく、最も必要なものをもって租税とし、租税の中でその名が正しく、その事が順なるようで、最も秤量の名実を得せしめるのに苦しむものをもって所得税とする。今の欧州各国の所得税、そして財政諸学士の論説について推考すると、未だかつてその主義が明瞭にして規則が実際に適合するというものを知らない。

今、欧州各国の現行所得税の理論上の利害得失を判然と説明することができれば、その他の租税を説明することは難とするに足りない。英・仏・独三国の所得税法はその質は同じであるが、その方法は各種である。例えば、英国のように五種の直税物について各所得の純収益を詳細、かつ明らかに検定し、これを合算して所得税を人別に課す方

法、仏国のように各種の直税に暗に所得税を計算して賦課する方法、また、独国のように連邦においてその方法は各種あるが、例えば、各直税のほか更にその所得の残収益額を暗に計算し、各個人が生計必需の用に支出する金額をおおむねの表にして各個人の所得を秤量する李国の方法、あるいは、南部独逸の諸邦のように地租、家屋及び資本等の直税を除き、専ら労力より生ずる純益に所得税を課す方法、更には、ザクセン王国のように英国の所得税を折衷し人別直税の所得税を賦課する方法など各種のものがある。

これらにより、その利害得失を攻究しようとするときは、先ず英・仏・独三国に実施された所得税法を明らかにすることが優れた方法である。よって、以下ここにその概略を述べることにする。(二九〇三〇ページ)

英国においては、かつて経済学士アダム・スミス氏が、租税は国民各自の資産より生じた純収益に賦課すべしと主張した主義に基づくといえども、その当時は未だ旧法の地租及び物品税等を廃止して、更に税法を更正する暇はなかつた。一八〇〇年の初め、ナポレオン一世が覇業を起こさんとするに当たり、英国はこれに抗戦するため巨万の軍費を費し、財政も急を要した。ここにおいて、総理大臣ピット氏が、これを救うため旧税の地租、家屋及び営業の所得と新たに資本税及び俸給備償税の二種を加え、併せて五種の直税においてその総所得を算定して各個人に配賦し、これを人別所得の直税(インコムタックス)と規定し徴税する方法を設けた。しかし、同国の土地には歴史上成立した貢租があり、地税と同じ土地より生ずる収益も五種の所得に合算されるときは、地主はあたかも重複の直税を負担する義務を免れざるとの議論が起つた時に、同大臣は、そもそも英国の全土は古来より国王の所有権に属しており、今各自の所得に係る土地はことごとく永借地と認めざるを得ない。しかし、永借地主が若し貢租の金額を加乗して土地の原価を算定し、その金額を官庫に全納し終わつた場合には、その土地を各自の所有権に帰せしめ、従つて貢租の

義務を免除するであらう。そして、自ら地主となった者は等しく一分の所得税を負担するだけでよい、と説明した。これによって、同国では、漸次土地の原価を算定して、これを国庫に納め、永借貢租の制度を廃止する方法を起こしたのである。

英国の所得税は定期税であり、変動ある税率として、毎年国費の増減額によって税率を変更する方法である。例えば、本年度においては一ポンドにつき何ペンスの税率と議院で議決し徵税する方法である。そして、その賦課の方法について言えば、各徵税区の監査官が委員とともに、各自の詳明な切符を鑑定調査し、合算の所得税を各個人に賦課する方法である。アダム・スミス氏の租税論から言えば、英国の所得税法はその原則に適うようである。しかれども、その秤量検閲の方法はすこぶる簡易であり、果たして同国の監査官及び委員は英敏にして、その実額を量るのに老練であるのか、否そもそも納税の義務は国民として免れることはできず、また避けてはならないとし、普通人民の甘喜しないものである。しかるに、かの鋭利なる英人に限り、独り納税の義務を好むの情があるのか、若し普通の人情と同じように、これを好まないとすれば、英国のように各自が詳明保証する所得税の徵收法は、徳義上は信憑を置くべきであるが、実際上においてはむしろ迂闊な方法と言わざるを得ない。(三〇〜三二ページ)

仏国の所得税は、英国とその主義及び方法を異にしている。すなわち、各種の直税において純収益を秤量して賦課するものがこれである。例えば、地税については、未だ全国の地籍を測量し、地質を調査し、地価の等級を規定するには至らないが、既に賦税の方法として、全国の土地より生ずる純収益の所得税額幾百万円と確定し、その税額を各県へ平均配賦し、各県はこれを各郡の実地籍に比較して配賦し、また各郡は各町村に配賦し、各町村では豪農若しくは地主により成立した徵税委員が一町村の配賦額を各大小の地主に割り付け徵收する方法をとっており、その実際は

地籍及び地価調査等の方法が備わっていないため、貧富の負担の偏重を免れないという害が少なくないと言われている。

また、家屋税もやや所得税の性質をもって賦税法を設けている。すなわち、門窓をもって目表とし、家屋税の等級を秤量して賦課徴収する方法である。更に、人別動産税と名付けるべき所得税のものもあるが、全国一定でなく都府及び各県において賦課の方法を異にしている。

このほか、営業等級税と営業所得税に資本税、また人頭働力税等がある。これらの直税は皆その所得を目表として賦課する主義であり、割付法の地租を除くほかはことごとく定率税である。

しかし、同国の直税は、実際上においては概計の標準をもって主管庁若しくは徴税委員より配賦し徴税するものであり、英独のような所得税法を設けなかった理由、その利害得失を論究するためには、各種の税目について論究しなければならぬ。それ故、その詳細を述べることができないのである。(三二―三三ページ)

次に独逸国であるが、同国の現行所得税法は連邦各邦においてその主義及び方法を異にするが、その主たるものとして李国と独逸南部のバリエン王国及びザクセン王国等の現行税法を講究しなければならない。

バリエン王国及び南部独逸国の所得税法は、地租及び家屋の両直税を除き、営業、俸給、傭賃及び資本等より生ずる純益を合計して各個人の所得と算定し、これに所得税を賦課する方法である。また、澳国その他は、地租、家屋、資本、等級営業税及び営業所得税等のように各種単独の直税を設けている。更に、ザクセン王国においては、英国の所得税を折衷し、各直税の純収益を合計して一個人の所得とし、これを一個人ごとに自ら詳明させ、これについて秤量委員が各個人の所得税を検閲秤定して賦課する方法である。

李国には、仏国の地租法を折衷した地税と家屋税、營業税の三直税のほか、人別の所得税がある。そして、所得税を二種に区分し、三千マルク以上の所得のある者に普通の定率所得税を賦課し、四百二十マルク以上三千マルク以下の所得者には比例税率の等級税を賦課することとなっている。各個人の合計所得を委員が秤量する場合には、地租、家屋及び營業の三種に直税を賦課徴収したその残所得額と資本、俸給、備償等より生ずる所得との合計所得額を暗に目表とし、またこれを各個人が歳計必需費に支出する家賃、諸器具及び消費物等の費額を概算し、その出入総額を比較算定して各個人の所得税を秤量規定する方法であり、すこぶる繁雑であると言わざるを得ない。

同国の所得税については、秤量委員が果たして各個人の所得税を公平至当に秤量し賦課することができるのか、これが第一の難点である。この税は各個人の歳出入を概算秤量して賦課する方法であり、各個人の歳出費額は未定の支出を計算するものと言わざるを得ない。物価は時期によって高低があり、また、一家の生計は節約するか、しないかによって年々増減するものである。これをあらかじめ算定するにはどんな方法でできるのか、これが第二の難点である。所得を秤量するのに各個人の資産若しくは勞力より生ずる所得をもって基準とせず、各個人の歳計支出額をもって秤量の目表とするときは、各個人の生計における各個の嗜好、欲望によってすこぶる異同があり、あるいは奢侈、あるいは節儉、あるいは毎年余裕を生ずる者、あるいはその日の生計にも困る者がある。然るに、その余裕ある富者の所得を秤量するのは甚だ困難であり、その税を課するのも必ず薄い。これに反して、その日の生計にも困る者の所得を秤量するのは勿論容易にして、その税を課せられるのも必ず厚い。このように厚薄偏重を免れることができない、これが第三の難点である。

そもそも、租税一般の主義として直税に重複の税を課すべきではない。また、間税は日計必需の消費物すなわち穀

物、肉類に課すべきではない。李国においては、地租、家屋、営業三つの直税に重複税を課し、またこれを合算し、もって人別所得税としているが、この三つの直税は他邦に比し税率が軽いので、租税政略の上でこれを再び所得税に合計して徴税する方策である。その主義はもとより曖昧であるが、その総税額を民力と比較すると、他邦に比べ幾分か優れるところがあると言わざるを得ない。そして、等級税に比例税率を用いたのは、いくらか細民を救う政略であり、他邦より大いに進歩したところがあると言わざるを得ない。(三三―三六ページ)

所得及び等級の税法は、貧富偏重の負担を免れ得ないことは明らかであるので、その当否を論じたり、又は、これを軽減してその償いを間税に求めんとしたり、あるいは、直税は国税のみに止め、地方税はことごとく間税とすべし、という論がある。

昔、独逸の市府はおおむね境関を設け、入府の関税法を施行したが、李国は先にこれを廃し、澳国はこれを未だ続けていた。それで、市府の住民が年々減少して市外に転住する者が多かつた。これは生計の必需品に課税することを嫌つたことによるものである。また、租税は国税、地方税のいかを問わず国民各個人の資産、すなわち土地、家屋、資本、労力若しくは俸給、備賃等より生ずる純収益の総額を合計し、これを各個人の所得として累進税率を用いて貧富偏重の現行税法を改正せよと主張するに至つた。(三六ページ)

今また各国所得税の現行法を論ずると、英国はその主義明瞭にして、幾干か経済の原則に適するとはいへ、賦課秤量の方法は競争社会の世にあつては事情に通じていないものと言わざるを得ない。仏国は各直税に所得税の実を得たものがあるが、英独のように名実を備えるものがなく、ここで得失を論ずることができない。独逸の主たるものは李国であるが、李国の所得税は主義不明であり、賦課秤量の方法は最も錯雑であるが、国民の経済を害せず、かつ租税

の政略上においては最も巧みな賦税の方法を設けたものと言わざるを得ない。李国では財政のみならず、国政上の法律を務めて簡素にし要を得たものを掲げ、これを執行するに当たって、必ず勅令若しくは訓令をもってその細則を示す。これによって事は簡にして整肅、かつ最も円滑に渉るのである。(三八ページ)

およそ租税は、これを賦課徴収するのに各国それぞれの方法を異にし、あるいは一般の所得税法により、あるいは別に収益税の法を設け、あるいは二者を混合し若しくは折衷してこれを行うところがあり、ひとつもその方法を同じとするものはないとはいへ、課税の目的、すなわち「租税は人民の所得に賦課す」という主義は各国共通であり、この原則にはずれるものはない。けだし、各国とも国家の大主義は皆一であり、従って租税の主義もまた一である。しかし、各国とも社会上、歴史上、経済上の関係においては千差万別であり、軌を一にすることはない。それ故、この三者の力により生ずるところの人民の所得もまたその性質と関係とを異にせざるを得ない。所得の性質、関係が同じでないときは、これに課税する方法もまた同じであり得ない。

今、貴下等は各国の税法を研究し、もって貴国の税法を整理しようと欲しておられるので、一言を呈す。

およそ国は歴史上、社会上、経済上各固有の性質を有し、その関係を全く同じとするものは未だかつてなかった。それ故、他国のものを百事採用して、そのまま自国に行うのが不利であることは言うまでもない。まして、各国相異なる社会、経済に密着した関係を有する税法においては尚更である。貴国は貴国固有の性質によってその税法を設け、もって社会、経済の発達を妨害しないことに注意されたい。要するに、税法の法式は軽く精神は重いということである。

よって、私は法式を省き、各国税法の精神を講談する。貴下等はこれを斟酌、折衷して貴国の税法の整理を図られ

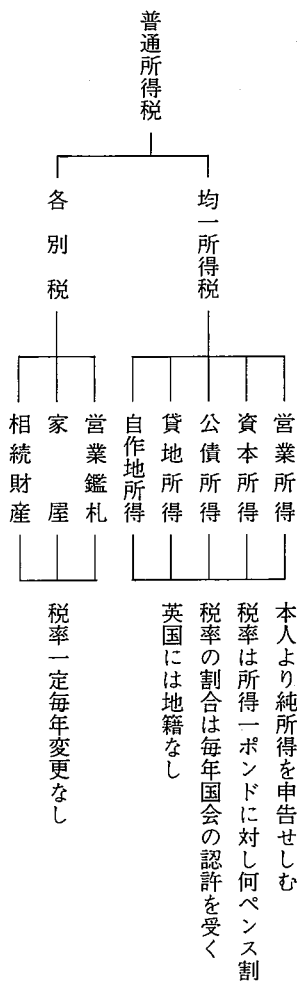
れば、私としても身に余る誉れである。(三九・四〇ページ)

(英国)

英国の直税は一の普通所得税によってこれを徴収している。所得税はこれを大別して二部とする。

一は均一所得税といい、五種の財源より生ずる所得高を各人民より申告させ、同一の税率によって賦課徴収する。ただし、この税率は毎年国会においてその割合を定める。すなわち、国会は税率の認許権を有するのである。この税率は、五種の財源より生ずる所得に対し皆同一の割合をもって賦課され、その種類により増減されることはない。また、税率は金位の割合によるものであって等級等を設けることはない。すなわち、一ポンドに対する何ペンスの税率と定めている。

他は各別税と称し、三種の財源に賦課するものであり、その方法及び税率は相異なる。すなわち、各別の収益税の法によるものである。この二部の税を合わせて普通所得税という。これを図解すると左のとおりである。



英国相続税は、他国のように印紙税の法によって徴収するのではない。また、鑑札税は一定の營業、すなわち藥種屋等に賦課するもので、その範圍は廣くない。一年一回納めるものもあり、三年ごとに納税するものもある。

その他英国には地租に類する一種の税がある。これは歴史上に成立したもので眞の地租ではない。すなわち、昔日土地は一切国王の所有であり、これを人民に売渡し、その代価を年賦のごとき法をもって取り立てるもので全国一般に行われるものではない。

英国は国税においても欧州大陸諸国とは大いに趣を異にし、殊に地方税に至っては全く特殊のもので欧州大陸諸国にはかつてその例を見ないところである。すなわち、英国の地方税は国税とは全く関係ないもので、行政事務ごとに各々特別の税を設けたものである（例えば、救貧の事務に関する費用を徴するに救貧税の名をもってし、道路を改築する費用を徴するに道路税の名をもってする類）。それ故、各地方でそれぞれその法を異にし、国税に附加する副税のごときものは一切ないのである。（四〇〜四三ページ）

（仏 国）

仏国税法が英国と異なる点は、それが学問上の研究によって設けたものであり、歴史上成立したのではないことである。ただし、仏国には一七九〇年頃大革命があつて、旧法は全く廃止され、今日行われるところのものは、この革命の時新たに制定したものでだけである。それ故、その法律の明文上より見るときは、その主義は至つて明瞭であり、英国税法の及ぶところでないといえども、實際施行するところでは極めて曖昧にして、かつ規律の正しからざることむしろ英国に一步譲るようである。

仏国において普通所得税を設けないゆえんは、大革命のとき制定した法律の明文に違反するからである。その明文

には、およそ租税は各人民の所得を精細に調査し、その純所得高に準じて徴収すべしとある。本条の意に従い精細の所得高を調査するには人民各個の財源に就くのでなければできないことである。これが仏国において普通所得税を設けず、各別収益税の法を設けたゆえんである。しかし、収益税は各々幾分か所得税の性質を帯びているものである。

人別税は、仏国民として権利を有する者に三日分の労力賃として貧富を問わず平等に賦課するものである。ただし、この税は憲法の明文、すなわち、仏国民は皆同等の権利を有するという意に基づき、義務もまた同等でなければならぬということ、人民は国家に対し一ヶ年三日ずつ労力を費すべきものと定め、この労力を金に換え納めさせるものである。これは、あたかも権利を買う代価のごとき性質を有し、租税は所得の多少に準ずべきものという原則に違ひ最も不公正の税法である。したがって、租税は所得の多少に従い人々に不同があつても当然のこととして、仏国のその他の直税も専らこれに則っているものである。(四三・四四ページ)

仏国人別税と李国の等級税とは、これを創設した主旨において類似するところがあるが、実際に施行する上では全くその趣を異にしている。李国では等級を設け各人の生活の模様に従つて賦課し、各人は皆不同である。よつて、これを消費等級税という。(四四ページ)

今、貴国の税法を改正するについての要議は、地租の軽減と従来の無税者に課税することの二件より先立つものはない。地租を減ずることで生ずる国費の不足は、營業税若しくは資本収益税を興してこれを補充するのが最善である。

ただし、地租を減ずると同時に地籍を整理するのは最も緊要の一事業であるが、各地の収益を秤量して完全な地籍を調整するのは実に一大事業であり、あるいは四、五十年の星霜を経るのぞなければできないかもしれない。貴国で

は未だ地籍を整理していないと聞くが、先ず簡略な配賦法によるのが善い。すなわち、村吏をして各地の収益を見積もらせ、これに配賦するのである。(四八ページ)

以上、自分の不肖をも顧みず講説したが、最後に一言すると、新税は寛に旧税は厳にすることが必要である。そもそも、この言は租税政略上の格言として、時の古今を論ぜず、国の内外を問わず、至極適切な言であり、無量の妙味が自らその中にある。(九〇ページ)

以上がスタインの講義したところの一部である。

スタインは、およそ国は歴史、社会、経済の事情が異なるから、他国の税法をすべて採用して、そのまま自国に行うことは妥当でなく、社会、経済の発達を阻害しないように留意して、自国の事情に適合した税制を施行することが肝要であると述べている。

また、海江田信義「須多因氏講義」においては、「課税ノ原則」として「凡ソ租税ハ、個人カ得ル所ノ純利ノ内ヨリ之ヲ取ルヘキ者トス」、「租税上納ノ方法ヲシテ成ル可ク容易ナラシムヘシ」という⁽⁴⁾二つの基本的原則を提示しており、これらの思想は、「新税ハ寛ニ旧税ハ厳ニスルヲ要ス」という格言とともに、我が国最初の所得税法に生かされている。

(注) 1 大内兵衛・土屋喬雄「明治前期財政経済史料集成」第一巻 六〇一頁

松方伯財政論策集(加藤銀行局長、中村一等主税官欧州渡航ノ節送別ノ辞)

中村元雄の経歴

明治一七・五 主税局第三部長・二等主税官、同一七・九 一等主税官、同一八・一二 ドイツ・フランス出張、同一九・三 主税局長、同一二・三 帰朝

2 稲田正次「明治憲法成立史 上巻」 有斐閣 五八七頁

3 大淵利男「明治期西欧財政学撰取史」わが国財政学前史に関する一研究 八千代出版 五七二頁

「須多因氏講義」は、元老院書記官であつた有賀長雄によつて「凡例」が示されている。

「スタイン氏講義」ハ、氏カ海江田元老院議員ノ為ニスル所ニシテ、丸山圖書助亦蒞ニ臨メリ、即チ明治廿年七月二十六日ヲ以テ起リ、翌年一月四日ヲ以テ了ル、大抵隔日ニ一回トシ、毎回二時間余ニ及ヘリ、「講義ノ最初ヨリ九月廿六日ニ至ルマテ、海江田議員随行内閣雇曲木高配氏通弁シ、丸山氏筆記セリ、中途ニシテ曲木氏病ニ罹リ、之ヲ継続スルヲ得ス、因テ海江田氏余ヲ仏国ヨリ招ク、乃チ招ニ応シ、九月廿六日ヲ以テ奥国維納ニ至ル、其講義筆記第二部以下ハ、即チ余ノ通弁シ筆記スル所ナリ」

4 「右同書」 五七六頁

六 本節の結び

外国税制に関する知識は、海外留学生の派遣、外国訪問、外国の学者・法律家を政府の法律顧問として招聘（お雇い外国人）、あるいは、外国文献の翻訳というような形で我が国にもたらされたが、本節では主として外国文献の翻訳についての考察を進めてきた。

租税論の移入は経済学、財政学の導入とともになされてきている。

すなわち、明治維新前後から明治十年代にかけては、「英米の通俗経済書の移入と共に、主として租税論に限定されながら、経済学と未分化のままではじめた。」のであるが、これら租税論に傾斜した非実用的な英米財政学は、我が国の直面していた幣制改革や財政諸制度の整備といった重大問題の解決には極めて縁遠いものであったので、これにとつて代わつてフランスの財政学が導入され、我が国の行政担当者のよき手本となつたと言われる。⁽¹⁾

更に、明治十年代には、田尻稲次郎がフランスの財政学を代表するルロア・ポーリユエの「財政学」をひっさげて登場し、その普及活動により技術的実用性という特性をもつフランス財政学が我が国の土壌に移植され見事に開花する。⁽²⁾

しかし、やがてこれも衰退を来し、代わってドイツ財政学時代が訪れることになるのであるが、プロイセンの所得税法だけはドイツ財政学に一步先んじた形で撰取された。

近代的所得税の源流はイギリスの所得税とヨーロッパ(大陸)の所得税制を代表する一八九一年のプロイセンの所得税の二つの型にあると言われる。そして、その特徴は前者が「シェデュール制度(所得を種々の源泉に応じてわけ、分離して課税する制度)及び源泉徴収制度の採用である」のに対して、後者は「総合所得合算制度」及び「申告納税制度」(一八九一年ミケルの改革)の堅持であると言われる。⁽³⁾

我が国の所得税法案審議の折にも、イギリス型とプロイセン型の所得税制が多く比較され、この二つの源流、二つの型の功罪が問われたところである。

次に、翻訳技術の点から言えば、何礼之訳「英國賦税要覽」⁽⁴⁾(明治四年)、立嘉度訳「合衆國収税法」(同五年)、古賀安高訳「巴華釐厘國税法」(同八年)のような初期における翻訳書には、いわば「硬くて、馴染みにくい」訳語がみられるのであるが、明治十年代後半においては、現代の用語により近いものとなってきており、これは言い換えれば、この頃用いられた用語が現代にも継承されていることになるのであるが、この十余年間の翻訳技術の進歩には驚嘆すべきものを感じさせるのである。

また、翻訳書に関しても、尾崎三良議官が元老院会議のとき席の傍りに置き、「此ニ其国所得税則ノ訳書アリ、其

第二十条ヲ觀ルニ等級ヲ四十二分チ金額ノ最モ少ナル者ヲ第一級トシ次第二進テ第四十級ニ畢リ末項ニ『第一級及第二級ノ所得稅責務者ニ對シテハ其家計上ノ關係ニ抛リ一級ヲ通減スルモノトス』トノ明文ヲ示シ、且『家計上ノ關係』ナル文字ノ下ニ『多数の小兒貧窮附屬者の救助』云々ノ注解ヲ付セリ⁽⁵⁾と言つて示したプロイセンの所得稅法は、第三章第四節において検討した大藏省に残された三編の訳文と異なるものであつて、この時期大藏省のみならず幅広い場において翻譯が行われたことを窺わせるものである。

そして、「英國賦稅要覽」にみられる次のような租稅原則が當時の人々の租稅觀形成の抛り所となつたことは想像に難くない。

「アダム、スミット」ノ稅法ヲ基トシ加フルニ諸家ノ論ヲ斟酌シテ以テ左ノ法則ト為スヘシ

- 第一 衣食ノ用度ニ重稅ヲ賦ス可ラス
- 第二 煙、酒ノ如キ無益ノ贅品ニ重稅ヲ賦ス可シ
- 第三 右ノ兩件ヲ除キ其余ノ收入ニ就キテ相当ノ稅ヲ賦ス可シ
- 第四 租稅ハ宣シク一定同經ナルヲ要ス、随意ナルヘカラス、不平均アル可ラス
- 第五 租稅ハ之ヲ納ムル者ノ極メテ便利ナル時ト法ニ從ウヘシ
- 第六 租稅ハ務メテ其高ヲ減ジテ民産ヲ培育ス可シ

(注) 1 戒田郁夫「西歐財政學と明治財政」 関西大學出版部 昭和六三年 四〇六頁

2 「右同書」 六・七頁

3 佐藤進「近代稅制の成立過程」 東京大學出版會 一九八二年復刊第2刷 三二二頁

4 緒言に「原書ハ『デ、タキセーション、オフ、ユナイテッド、キングダム』ト称シテ英國賦稅書ノ義ナリ經濟ノ學士『アル、ドュドリー、バキストル』ノ所著ニシテ千八百六十九年全國ノ會計ヲ総載シタル者ナリ」とある。

5 「元老院會議筆記」 五八・五九頁

6 大蔵省に残された三編の訳文は次のとおりである。

一級二級ノ分等收入稅ヲ賦課スルニハ納稅者ノ資力ヲ減スヘキ活計「多人数ノ子又ハ貧窮ナル家屬ヲ救助スヘキ義務、長病又ハ資力ヲ減スヘキ負債及ヒ非常ノ災厄」ヲ酌量シ一等ヲ減ス（普國分等稅及ヒ分等收入稅規則）

上等級ノ初等及ヒ二等納稅者ヘ課稅スルニ方リ家計ノ關係（多人数ノ小兒、貧人給育ノ義務、長病并ニ斯レカ為家計ニ苦ム間ノ負債及ヒ災厄ノ場合）ニ酌量シ租稅一等丈ヲ減課スル（普國所得稅徵收法）

一級及二級ノ所得稅ヲ賦課スルニハ納稅者ノ資力ニ影響ヲ及ホスベキ事体（多数ノ子アルコト、貧窮ナル親戚ヲ扶助スルノ義務アルコト、長病ニ罹ルコト、莫大ノ負債及ヒ非常ノ災厄等）ヲ酌量シ一級ヲ減稅スルコトヲ得（李國等級稅及ヒ所得稅法）

第四章 所得稅制の運用と執行をめぐる

前章まで所得稅法の成立をめぐる論を進めてきたが、ここでは施行された所得稅制をその運用と執行の面から眺めることとしたい。

第一節 所得稅法の施行

明治二十年三月三日、元老院の議定を終えた所得稅法案は、勅裁を仰ぐため同日内閣総理大臣のもとへ次の文書に